判事間運吉とその会社法著作

二 浦 康 平

- 一. 戦前の判事と体系書
- 二. 間運吉の経歴・親族
 - 間一族・父祖
 - 2. 運吉の経歴(神田銀行事件以前)
 - 3. 神田銀行事件
 - 4. 神田銀行事件以後
- 三. 間運吉の著作について
 - 1. 著作一覧
 - 2. 大正・昭和初期の会社法著作
- 四. 結語

一. 戦前の判事と体系書

戦前の会社法の全体像を知りたい場合、どのような本を見ればよいか。 若い頃の筆者であれば、とりあえず松本烝治や田中耕太郎あたりの体系書 を見れば何とかなると考えただろう。もっとも、良く考えるまでもなく、 そもそもこれは問いがおかしいともいえる。しばしば法改正がされる会社 法にあっては、戦前・戦後という区分よりむしろ改正ごとに期間を区切っ 二 て考えなければならないからである。そして、その期間を代表する会社法 著作は何かということをリサーチすることになる。とりあえず旧商法は考 えずに、明治32年(1899年) ——現在の商法典(明治32年法律第48号) が成立した年。当時会社法は商法典の一部を構成していた――から考える

としても、大雑把にいえば、明治 44 年 (1911 年)、昭和 13 年 (1938 年)、昭和 25 年 (1950 年) の各改正がそれぞれ区切りになる 1,2 。このような理解も許されるだろう 3 。そして、その区分の時期を代表するような体系書の類を読めばよいということになる。このような場合、どうしても東西の帝国大学の教員の著作に目がいくが 4,5,6 、判事 (本稿では戦前の裁判官に

¹ ここでは、別の法律の制定・改正、条約が関係する改正等を除いて考えた。 そうすると、戦前の商法改正のうち、大正11年法律第71号(破産法制定に関連するもの)、昭和7年法律第20号(手形法制定に関連するもの)、昭和8年法律第57号(小切手法制定に関連するもの)、昭和12年法律第79号(いわゆる旧々船員法全部改正に関連するもの)は除かれる。

² 注(1)と同じように考えると、戦後の商法改正のうち、昭和22年法律第61号(検察庁法制定に関連するもの)、同年法律第100号(旧船員法改正に関連するもの)、同年法律第223号(民法改正に関連するもの)、昭和24年法律第137号(法務局関連法整理法に関連するもの)は除かれる。昭和23年法律第148号は株金払込関連のように重要でないとはいえない商法改正であるが、昭和25年法律第167号の改正の方が大規模な改正であったと考える。

³ なお、浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開:北澤正啓先生古稀祝賀論文集』(商事法務研究会、1999年)の区分や、淺木愼一「明治・大正・昭和前期の経済社会の変遷と商法典――戦争と日本資本主義と商法典」法律時報71巻7号(1999年)23頁以下も参照。

⁴ もっとも、本稿が検討対象とする時期に関する会社法の体系書ということに 関していえば、東京帝国大学の教員によるものが多い。京都帝国大学の明治・ 大正期の商法スタッフである、高根義人(注(17)参照)、毛戸勝元(けど(けと)・ かつもと。1874年~1945年)、鳥賀陽然良(うがや・しかよし。1876年~1946年)、 竹田省(たけだ・しょう。1880年~1954年)、小栗栖国道(おぐるす・くにみ ち。1888 年~1931 年)、はいずれも会社法分野での論文·評釈等は多数あるが、 体系書となると、商法総則(総論)、有価証券法、海商法の分野に限られるよう に思われる(高根・毛戸・竹田は有価証券法、烏賀陽は海商法で有名であろう)。 もっとも高根・毛戸・竹田には会社法の講義録が存在するようである。また、 鳥賀陽には後の時代にも参照される『会社法』(弘文堂書房、1933年)がある (同書については本文三. 2. (2) 参照)。同書は本文 334 頁で、判例への言及は ある一方、他の著書・論文への言及はないため、体系書といえるか微妙なとこ ろである。本格的な会社法の体系書は、明治後半生まれの世代、すなわち大隅 健一郎(おおすみ・けんいちろう。1904年~1998年)、大橋光雄(おおはし・ みつお。1906年~1993年)、大森忠夫(おおもり・ただお。1908年~1972年) に託されたことになる。もっとも、大橋は海法学講座担任であり、このため 会社法以外の著作が多く、会社法関係では『有限会社法 増補五版』(有斐閣、 1942年)や『会社法要論』(有斐閣、1939年)(第一分冊。この第一分冊しか出

版されていないようである) があるにとどまる (なお大橋は 1943 年に大学を辞 めて在野法曹になった。本注後掲④341頁)。大森は保険法研究で今日なお有 名であるが、会社法の著作もある(ただし出版は戦後)。したがって、戦前の京 都帝国大学商法スタッフの会社法の体系書としては大隅の『会社法論』(厳松 堂書店、1938年から分冊形式で出版され、合本版が出たのは1940年以降のよ うである)がまずもって挙げられなければならない。合本版は本文660頁を超 える大部なものである。

以上の各人の名前の読み方・生没年は、①井関九郎編『大日本博士録 1巻』 (発展社、1921年)、②最高裁判所図書館『法律図書目録 和書の部 第3分 冊』(最高裁判所図書館、1966年)、③「京都大学 歴代総長・教授、助教授 履歴検索システム」(今回参照した項目についてはいずれも更新日は2016年8 月31日と表記されている)

https://kensaku.kua1.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/

④京都大学百年史編集委員会「【部局史編 1】第4章:大学院法学研究科·法学 部」『京都大学百年史:部局史編:1』(1997年)(京都大学学術情報リポジトリ 紅のものを参照した)

を参照した。

毛戸については、①法学博士之部 89 頁、② 780 頁。なお①②は「けど」、③ は「けと」の読み方を採用している。

島賀陽については、①法学博士之部 205 頁、② 889 頁。なお、鳥賀陽の読み 方については①が「Ukaya」②が「Ugaya」③が「うがや」としている。比較 的最近の人名事典でも「うかや」とするものがある。日外アソシエーツ編・発 行『日本著者名・人名典拠録 新訂増補第3版——75万人収録 1あ~く』(2012 年)775 頁。一方、烏賀陽然良『現代外国法典叢書 独逸商法[I]商法総則』(有 斐閣、1938年)の奥付(参照した国立国会図書館デジタルコレクションのもの は見返しに奥付が貼ってある)、および同『改訂商法総論』(弘文堂、1939年) の奥付には「うがや」のルビがふられている(烏賀陽は弘文堂から多数著作を 出版しているが、本稿筆者が参照したもののうち、奥付の著者名にルビがふっ てあるのはこの本だけだった)。ここでは「うがや」とした。

竹田については、①法学博士之部 180 頁、② 873 頁。①は「Sei Taketa」、② は「Takeda、Sho」、③は「たけだしょう」としている。関西大学百年史編纂員 会編集『関西大学百年史 人物編』(関西大学、1986年) 286頁[横田健一] は「た けだ・せい」とする(同書の写真は後掲・注(255)の『関西大学創立五十年史』 の協議員肖像と同じか。なお、この『五十年史』の協議員肖像には烏賀陽の写「 真もある)。大隅健一郎「竹田省先生の人と学問」法学セミナー 157 号(1969 年) ハ 119-120 頁では「たけだ・しょう」としている。さらに大隅は、「先生ご他界の のち私が編集に当った先生の論文集の奥付には、『しょう』とふり仮名がして ある。これはご遺族の指示によるもので、それが正しいようである」と述べて いる。なお、竹田に会社法の体系書がないことについて、小橋一郎「竹田省」ジュ リスト 1155 号 (1999年) 57 頁は、竹田「博士はつねづね『会社法は大隅君が

— — 七 日本一だ』と語っておられた。会社法の体系書を著わされることはなかったが、 それは大隅博士に託されたのかもしれない」と推測する。

小栗栖については比較的若くして亡くなったためか、資料があまりなく、詳細については調べきれなかった。

他方、東京帝国大学の明治・大正期の商法スタッフは梅謙次郎(うめ・けん じろう。1860年~1910年)や田部芳(たなべ・かおる。1860年~1936年)を 除いて考えると――二人とも商法典の起草者である。梅・田部に岡野を加え た三名が商法典起草者である――岡野敬次郎(おかの・けいじろう。1865年~ 1925年)、松波仁一郎(注(329)参照)、松本烝治(注(331)参照)、田中耕太郎 (注(171)参照)がいる。会社法について生前は講義録・講義案しか出版してい ない岡野であるが、死後600頁を超える会社法の著作が出版されている(財団 法人岡野奨学会著作・発行『会社法』(1929年))。松波の『松波私論 日本会 社法』(有斐閣書房)は1910年の初版の時点で1400頁近く、1920年出版の第 3版は 1900 頁を超える驚異的な分量である(なおこの松波私論シリーズ(?)は 商法総則、商行為法、手形法、海商法のものがあり、商法総則を除いていずれ も 1400 頁を超える信じがたいものである)。 松本には本文 680 頁を超える『日 本会社法論』(厳松堂書店、1929年)がある。田中は岩波書店から『会社法概 論』(初版は1926年)を出版しており、初版は500頁に満たないものであったが、 1939年に出版されたものは本文900頁を超えている(戦後この『概論』は上下 巻になった)。

なお、商法学史における梅の重要性を検討するものとして高田晴仁「商法学者・梅謙次郎――日本商法学の出発点」法律時報70巻7号(1998年)38頁、同「梅謙次郎と商法――日本人による日本商法編纂の狼煙――」梅謙次郎=本野一郎『日本商法義解(巻之一・巻之二合本)<復刻版>』のしおり(新青出版、2001年)、同「梅謙次郎『最近判例批評』の商法学的意義――現代商法学のために――」法学研究(慶應義塾大学)81巻1号(2008年)1頁(いずれも同『商法の源流と解釈』(日本評論社、2021年)に収録されている)がある。

この他、『一覧 (明治 23 年 - 明治 24 年)』71 頁によると、東京帝国大学 (当時は帝国大学)の講師として商法を担当 (民法も担当)していた者として、岡村輝彦 (おかむら・てるひこ。1855 年~1916 年)がいる (①法学博士之部 11-12 頁、② 836 頁)。また、『一覧 (明治 26 年 - 明治 27 年)』86 頁、『一覧 (明治 27 年 - 明治 28 年)』85 頁によると、この時期は富谷鉎太郎 (とみたに・しょうたろう。1856 年~1936 年。大審院院長、明治大学学長を歴任)が講師として「商法講座ニ属スル職務分担」をしていたようである。岡村については、七戸克彦「現行民法典を創った人びと [14]」法学セミナー666 号 (2010 年)56 頁参照。富谷については同 677 号 (2011 年)47 頁 (なお、同文献では「とみたに・せいたろう」と読む)。富谷の読み方について② 883 頁は「Tomiya, Shotaro」とする。富谷を紹介した明治大学の説明サイト (下記 URL。法制史家である村上一博によるもの)では「とみたに・しょうたろう」としており、これに従った。

https://www.meiji.ac.jp/history/meidai sanmyaku/thema/article/6t5h7p00003b7xph.html

田部・富谷については、鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本2』(有斐閣、2006年) の随所に明治期における両人の活動が描かれている。

帝国大学(東京帝国大学)の商法は各年度の『一覧』によると、明治28年度 以降は岡野が一人で担当しており、同34年度から松波が加わる。その後この 二人の体制が続くが、同42年度から松波が海法講座担任となり、同時に松本 が(それまで松波が担任していた)商法第二講座担任になる。その後は岡野が 公職で多忙になったためか、第一講座は岡野・松波の分担となっている。岡野 については、たとえば吉野俊彦「商法の起草者――岡野敬次郎――ドイツ留学 時代の勉強振り | ジュリスト 1155 号(1999 年) 42 頁以下、七戸・前掲 681 号(2011 年)59頁を参照。七戸連載には田部も取り上げられている。七戸・前掲662号 (2010年)74頁。田部・岡野の略歴・著作については、高田晴仁=西原慎治「岡 野敬次郎博士・田部芳博士の略年譜および主要著作 | 法律時報 71 巻 7 号 (1999 年)16頁以下参照。

戦前、東京・京都以外の官立大学・高等商業学校の商法スタッフとして会社 法の体系書を著した者としては、東京商科大学(後に一橋大学)の田中誠二(注 (180) 参照) をあげなければならないだろう。田中の著作については本文三. 2. 参照。志田鉀太郎(しだ・こうたろう。1868年~1951年)は同じ東京商科大 学――ただし志田が着任したときは高等商業学校という名称であった。明治 35年(1902年)に東京高等商業学校に改称。大学に昇格したのは大正9年であ る。以上、東京商科大学一橋会編・発行『一橋五十年史』(1925年)巻末年表3、 12、41 頁――の先任スタッフであるが(なお志田は明治大学総長も歴任してい る)、会社法については成立間もない商法典の4巻本の解説書の一冊である『日 本商法論 巻之二 会社』(有斐閣書房、1900年)がある(上下巻に分かれてい るものとそうでないものがあるようである)。志田は会社法に関しては、同書 以外では講義録の類が多い。志田については、志田俊郎『志田鉀太郎の生涯: 日本商法・保険学のパイオニア』(文芸社、2015年)がある。志田は同書著者 との関係では父方の祖父にあたるという(同書3-4頁)。前記『日本商法論』を いつ書いたかという話が興味深い(同書143頁)。なお、志田は東京帝国大学法 科大学の教授でもあった (1903 年から 1912 年。ただし 1908 年以降は商法典編 纂のため清国政府招聘で不在)。

九州帝国大学の商法スタッフであった野津務(注(159)参照)(もっとも野津 は、経歴としては、中央大学教員の方が長い)は、戦前、会社法の本は『新商 法大要』(有斐閣、1938年)など商法典全体を論じたもののほか、『改正会社法 概要』(有斐閣、1941年)がある。同書の「序」には「教科書用」に書いたと のことである。なお、戦後出版された野津の会社法の本は、体系書やコンメン 六 タールなどでしばしば参考文献としてあげられる。

東北帝国大学の商法スタッフであった小町谷操三(注(164)参照)は、海商法 の本を多数書いたことで知られるが、戦前においては、会社法の本は講義録を 除き書いていないようである。

__ 五 この並びに入れてよいか悩むところであるが、西島彌太郎 (1889 年~?) もいる。田中誠二の書評「西島彌太郎博士著『海商法要論』」東京商科大学研究年報法学研究 2 号 (1933 年) 403 頁以下によると、西島は「前和歌山高商の商法の教授にして今は大阪で弁護士を開業し傍ら大阪商大に講師として海商法を講ぜられて居る」とのことである (なお西島は 1932 年に「船荷証券論」で京都帝国大学から博士号を取得している)。事業会社の監査役に名前を見出すこともできる (同一人物であるかは定かでない)。上記以外にも複数の大学で講師をしていたようで、いくつかの大学の紀要に論文を載せている。1970 年代には近畿大学法学部教員であった。『新版 海商法』 (海文堂、1976 年)の奥付には大正5年 (1926 年) に京都大学(当時は京都帝国大学)卒業、和歌山高商教授、神戸商船大学教授、近畿大学法学部教授、とある。

西島には海商法関係の業績が多数あるが、戦前の会社法の著作としては『改正会社法』(日本評論社、1940年)がある。本文600頁に迫る大著である。西島については十分に調べきれていない。

私立大学の教員で本稿が検討対象とする時期において、同時代の文献に引用される会社法の本を書いた者としては、慶応義塾大学の青木徹二(あおき・てつじ。1874年~1930年。注(4)の②722頁)と早稲田大学の寺尾元彦(注(332)参照)がいる(本文三.2.参照)。青木については倉沢康一郎「青木徹二」ジュリスト1155号(1999年)51頁参照。倉沢は青木の『商法全書』(全五冊)を「わが国において、商法全体を一貫した理論に基づき解説したはじめての体系的著作」と評価する。また、高田・前掲注(4)法学研究3頁も、青木は「明治三二年新商法の学理的体系書を初めて独力で完結した」として高く評価している。青木と次に述べる西本については、手塚豊『明治法学教育史の研究(手塚豊著作集第九巻)』(慶應通信、1988年)参照(青木については同書212-214頁、西本については同215-217頁)。なお、同書212頁(「慶応義塾大学法学部法律学科小史」)に、「明治三十四年以降大正九年までの二十年間に、学外から教員として招かれ、法律学を講じた人は、総計約六十人に達するが、その大半は、司法省もしくは大審院関係者であり、東大教授であった人がそれに次ぐ」とある。注(295)も参照。

青木の後は西本辰之助 (にしもと・たつのすけ。1884年~1975年)、寺尾の後は大濱信泉 (おおはま・のぶもと。1891年~1976年) がいる。西本については法学研究 (慶応義塾大学) 48 巻 9 号 (1975年) 104 頁以下の略歴・追悼文を参照。大濱については大濱信泉伝記刊行委員会編・発行『大濱信泉』 (1978年) 483-498 頁の年譜参照。大濱は、戦前は手形法・小切手法、商行為法、保険法の本が多く、会社法については『会社法大要』 (厳松堂書店、1943年) がある (1941年から東山堂書房から出した同名の三分冊のものがある。これも幾つかバージョンがあり、かつ分量もバラバラでどうもはっきりしない)。どちらかといえば講義向けに書かれたもののようである。

中央大学の教員としては片山義勝 (かたやま・よしかつ。1877 年~1952 年) がいる。中央大学編纂『中央大学誌』(中央大学、1935 年) 37 頁以下の略歴によると、片山は明治 37 年 (1904 年) 東京帝国大学法科大学卒業。農商務大臣秘書官、同参事官、同書記官、戦時保険局長等を経て退官。南満州鉄道株式会

ついては職位にかかわらずこの単語を使用する) が著したものも無視でき ない。戦前は、訴訟法など実務家が中心となる分野は、こうした実務家(主 に判事) が書いた本が大きな存在感を有する場合もある。実体法でも刑法 などは比較的そうした傾向があるように思われる。

民法の分野でいえば、判事が書いた著作で著名なものとしては、一例と して、横田秀雄⁷の『債権各論』⁸や牧野菊之助⁹の『日本親族法論』『日

社理事等をへて、弁護士に。複数の会社において監査役に就任。中央大学の教 授になったのは大正 9 年 (1920 年)。このように、片山は実業家・弁護士・大 学教授の顔を持っている。朝日新聞昭和28年(1953年)1月5日夕刊3頁には 片山の訃報記事が載っているが、肩書は「法博、元満鉄理事」である(記事は 1953年のものだが、「去る二十九日」とあるので死亡年は1952年ということ になる)。片山の会社法の著書については本文三. 2. 参照。

- 7 よこた・ひでお(1862年~1938年)。長野県生まれ。明治21年東京帝国大学(当 時は帝国大学) 法科大学卒業。大審院長 (1923 年~ 1927 年) などを歴任。帝国 法曹大観編纂会編・発行『帝国法曹大観』(1915年)37頁、大日本法曹大観編 纂会編『大日本法曹大観』(国民社、1936年)歴代長官・次官一覧(11頁)。横 田正俊『父を語る――横田秀雄小伝』(厳松堂、1942年)431頁(「十一月十六 日七十七歳を以て不帰の客となった」)。なお、正俊による小伝や日外アソシエー ツ編・発行『昭和物故人名録(昭和元年~54年)』(1983年)526 頁では77歳 で死亡としているが、横田は1862年生まれ(旧暦の8月生まれ)であり、満年 齢で言えば76歳のときに亡くなっていることになる。もっとも数え年であれ ば 1938 年の正月をもって 77 歳になっているので、この数え方であれば (おそ らく当時の慣習はこちらであろう) 小伝の表記は間違っていない。
- 8 横田秀雄『債権各論』(清水書店、1912年)。横田の債権各論については、 戦後になっても我妻が高い評価を与えている。我妻栄「債権各論あれこれ」『民 法と五十年 身辺雑記(4)』(有斐閣、1967年)〔初出は1959年〕238頁は、債 権各論の教科書は民法総則・債権総論に比べると「ずっと今まで、非常に少な い」とした上で、「細かな解釈論となると、今でも、末弘・鳩山・横田三先生 の著書が、指導的な地位を占めている」とする。同書の索引をみるとこの「横 田」は「横田大審院長」であることが分かる。横田國臣(1906年~1921年に 大審院長。『大日本法曹大観』・前掲注(7)歴代長官・次官一覧(11頁))ではな いのと思われるので(横田國臣に債権各論の著作はないようである)、そうなる とこれは横田秀雄のことを指していることになる。なお我妻は横田のどの債権 四 各論の本かまでは書いていないが(横田には『債権法各論』(厳松堂書店、初版 1921年)もある)、ここは最も浩瀚な清水書店のものだと思われる。横田には これ以外に複数の債権各論の講義録が残されている。また、物権法や債権総論 の講義録もあるようである。
- 9 まきの・きくのすけ(1867年~1936年)。昭和2年(1927年)から昭和6年(1931

本相続法論』¹⁰ などが挙げられるだろうか ^{11,12}。

それでは会社法の分野はどうであろうか。従来、戦前の判事が著した会 社法の著作の存在について、あまり関心が払われてこなかったように思わ れる。もちろん、会社法は十数年毎に大きな改正がなされるため、一時代 を代表する一部のものを除いて、過去の著作物を読む意義がほとんどなく なるという面はあるだろう ¹³。

本稿は会社法の分野について、戦前の判事が著した会社法の著作を、あ る判事のものを中心に見ていくものである。ここで取り上げる、ある判事 とは間運吉(はざま・かずきち。1894~1995)である(以下、運吉と表記

年)まで大審院長。『大日本法曹大観』・前掲注(7)歴代長官・次官一覧(11頁)。 10 いずれも厳松堂書店。『日本親族法論』の初版は、同書25版(1928年出版) の奥付によると 1908 年 (ただし初版は厳松堂書店ではなく法政大学発行のよう である)。同じく『日本相続法論』は同書改訂7版(1919年出版)の奥付による と 1909 年 (『日本親族法論』と同じように初版は法政大学発行)。 牧野菊之助の 著作については、磯田進ほか「穂積法学末弘法学の分析と批判(座談会)」法社 会学2号(1952年)56頁において、平野義太郎は、穂積重遠の『親族法大意』(岩 波書店、初版は1917年)・『相続法大意』(岩波書店、初版は1926年)を「新し い途をひらかれた」著書だと評価する際に、穂積の著書が出るまでは「当時牧 野菊之助氏のものよりほかなかったのだから」と述べている(もっとも、柳川 勝二(注(340)参照)の親族法・相続法に関する著作は当時の雑誌広告をみると 定評があったようである)。なお牧野には親族法・相続法の講義録が複数ある。

¹¹ また講義録の数で言えば、特に戦前の私立大学は、専門学校時代から現役の 司法官が講師として教えていたという事情もあってか、実務家のものもかなり 存在するように思われる。たとえば、本文でも後述するものとしては、三橋久 美、大森洪太、椎津盛一には会社法の講義録、それ以外にも本文後述の和仁貞 吉には商法総則の講義録が存在する。横田秀雄(物権法、債権総論、債権各論) や牧野菊之助(親族法・相続法)の講義録があることについてはそれぞれ注(8) と注(10)で述べた。

三 12 こうした実務家の著作に存在感があったということは、今日から過去を振り 返ってみると、極めて大雑把に言えば、学問の発展への実務家の貢献があった ということになる。したがって、学説の歴史的展開を見ていく場合、こうした 実務家の著作を無視することはできない。

¹³ そもそも会社法学は学説史のようなものへの関心は他分野(例えば民法)に 比べて薄い(本稿筆者にもそういう傾向がある)という印象を受ける。

することが多い)。後で確認するように、運吉には株主総会をテーマにし た論文がいくつかあり、また株主総会に関する著作がある。会社法全体を 扱った、体系書的な単著も存在する。また、判事時代に破産関係の部署に 比較的長くいたため、和議に関する小著もある。本稿ではこの運吉の会社 法関係の著作の同時代的形式的意義を見ていく。形式的意義、とは著作の 内容にはほとんど触れないということである。

ところで「運吉」の読み方であるが、運吉の曽祖父である八代目間本右 衛門(はざま・もくえもん)に関する労作である、大島栄子『商人たちの明 治維新』14(以下本文中、『大島本』と表記する)によると、運吉の読み方は「う んきち」ではなく「かずきち」であるようだ 15。他方、戦前の朝日新聞では「う んきち」のルビがふられている 16。 筆者にはどちらが正しいとも判断がつ かないが、新聞記事のルビはあてにならないこともある(同一人物につい て、時期によって異なるルビをふっている場合もある¹⁷)。ここは間家の

¹⁴ 大島栄子『商人たちの明治維新』(花伝社、1998年)。

¹⁵ 大島・前掲注(14)211 頁には「かずきち」のルビがふられている。

¹⁶ たとえば1929年9月6日朝刊7面。

¹⁷ たとえば高根義人(1867年~1930年。京都帝国大学法科大学の初代の商法 スタッフ。後に弁護士。おそらく「大学制度管見」等により、法学よりも大学史・ 教育史の分野での方が有名と思われる) に関する読売新聞の記事については特 にそのことがいえる(「よしと」「よしんど」「よしひと」「ぎにん」など記事によっ てまちまちである)。なお、新聞における名前の読み方にぶれがあるものとして、 本稿が関係するものとしては宮田暢がいる。宮田暢については注(334)参照。

高根義人の読み方について、高等教育史の分野では「よしひと」とするもの がある。天野郁夫『大学の誕生(下)大学への挑戦』(中央公論新社、2009年)31頁、 同『帝国大学――近代日本のエリート育成装置』(中央公論新社、2017年)26頁。 また、井関九郎編『大日本博士録 1巻』(発展社、1921年)法学博士之部55 頁も「よしひと」とする。他方、高谷知佳=小石川裕介編著『日本法史から何 〕 がみえるか』(有斐閣、2018年)234頁[小石川裕介]は「よしと」とする。人 二 名事典の類も「よしと」が多い。

以下述べるところから、現時点では「よしと」ということにしておく。

第一に、国立公文書館アジア歴史資料センターのサイトで検索すると、外務 大臣伯爵陸奥宗光宛に出された文部大臣侯爵西園寺公望発信の文書「法学士 井上密外三名欧州へ留学之件」(明治29年4月24日)(レファレンスコード:

B16080816800) が存在することが分かる。

https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B16080816800

この文書においては留学生の姓名の横にルビがふってあるが、高根については「タカネ ヨシト」となっている(生年については「慶應三年八月生」と書かれており、各種人名事典等の記載(慶應3年7月11日とするものと同年7月19日とするものがあるが、ともかく7月と記載されている)とは異なる。おそらく旧暦・新暦等の計算の問題であると思われるが、慶応3年であれば旧暦表記のままなので8月なのはよく分からない(西暦表記にして8月になるというのであればまだ理解できる)。いずれにしても、本稿筆者には詳細は分からない)。このように、公文書(わずか一件であるが)においては「ヨシト」と表記されているのである。

第二に、京都大学歴代総長・教授・助教授履歴検索システム

(https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/)

においても、読み方は「よしと」とされている。なお、ここに記載されている内容 (おそらくは京都大学に保存されている史料をもとに作成されたものと思われるが)の一部には誤りがあるように思われる。たとえば同システムでは高根の生年を 1868 年 7 月 11 日としているが、筆者が調べた限りの文献 (ということは大したことないレベルということなのだが)では、生年は慶応 3 年 (西暦で言えば 1867 年)としているもの以外を見たことがない (ついでに言えば、高根の死亡日も各種新聞記事では 1930 年 7 月 14 日としているが、同システムでは 7 月 29 日としている)。また、高根が京都帝国大学総長推薦により法学博士を授与された日付を 1900 年 6 月 29 日としているが、この学位授与の事実は明治 34 年 7 月 3 日官報 5399 号 13 頁 (61 頁)で確認でき、これによると授与されたのは明治 34 年 (1901 年)の 6 月 29 日である。

このように、色々と解せない部分もあるが、それでは公的な文書以外の記述の方が信頼できるかといえば、それもよく分からないので、ひとまず「よしと」としておきたい。

なお、小学校時代の高根を知る者は「ぎじん」と呼んでおり、ますますよく分からなくなるが、あだ名なようなものであると理解しておきたい。巌谷小波『我が五十年』(東亜堂、1920年)426頁。もっとも、巌谷は高根の幼少時の名前を「たしかゴウ太郎と覚えて居る」としており、これまた評価が難しくなる。というのは高根が義人と改名(?)する以前は虎松と名乗っていたからである。たとえば、人事興信録その他では高根の経歴として明治25年(1892年)に東京帝国大学(ただし高根卒業当時は東京がつかない「帝国大学」)法科大学英法科を卒業したとある。しかし、『一覧(明治24-25年)』の「学生及生徒姓名」には「高根義人」の名前はない。他方、翌年度の『一覧(明治25-26年)』281頁では「第二 法科大学生及生徒」(「第一 大学院学生」とは分けて記載されている)の「研究科」に岡田朝太郎、織田萬、井上密、富塚玖馬と並んで「高根義人 福岡」と記載されている(高根は福岡出身である)。『一覧(明治24-25年)』280頁の第三年参考第一部(すなわち英法。なお高根の学年は3年制である。4年制になるのは少し下の学年からである)には「高根虎松」なる人物がいる(出

<u>-</u>

人間と面識があり(『大鳥本』の著者は生前の運吉と直接会って対話したよ うである¹⁸)、間家について詳しい『大島本』の表記に従っておく(もっと も読み方自体は本稿の内容に影響しない)19

なお、本稿においては、人名・引用文献書名・引用文中の旧字体・旧仮 名遣い・合略仮名・符号等は、一部を除いて、新字体・現代仮名遣いに改 めている。また、本稿がしばしば引用する東京帝国大学編『東京帝国大学 一覧』の各年度版は単に『一覧(○○年—○○年)』と表記する。

身は義人と同じ福岡と記載されている)。『一覧(明治23-24年)』にはこの高根 虎松は「選科」にその名が載っている(278頁)。また、明治26年に出版した とされる高根義人講義録『商法総則 商法第一編第一章乃至第四章 完』(東 京専門学校) は扉に上記タイトル・発行所とともに「法学士 高根義人 講義」 の文字があるが、本文1頁目には「商法総則」のタイトルの次に「法学士 高 根虎松講述」と書かれている(同じ年に出版したとされる『手形及小切手(商 法第一編第十二章) 完』も同じ。なお、同年以降に出版された講義録には「高 根虎松」の表記はなくなり、「高根義人」のみである)。また、実業之日本社編『優 等学生勉強法』(実業之日本社、1911年)(高根義人も寄稿している)133-135頁 や横浜市役所著作・発行『横浜市史稿 神社編・教會編』(1932年)教会編232 頁、フェリス女学院 150 年史編纂委員会編『近代女子教育新学制までの軌跡― ―学校要覧・認可申請書』(フェリス女学院、2012年)19頁、酒巻弥三郎「高 根義人 | 長野国助ほか編『法曹百年史』(法曹公論社、1969年)805-806頁、潮 木守一『京都帝国大学の挑戦――帝国大学史のひとこま』(名古屋大学出版会、 1984年) 184-188頁、等の記述から考えると高根虎松が高根義人であると言っ てよい。巌谷の「ゴウ太郎」云々は幼名あるいは記憶違いとしておきたい(こ のため「ぎじん」もいささか疑わしい(あるいは上に述べたようにあだ名のよ うなものか))。以上が今のところの結論である。もっとも改名が認められた理 由はよく分からない。当時の改名のルールについては、注(26)の文献参照。

¹⁸ 大島・前掲注(14)211頁。

¹⁹ なお、廣瀬弘監修『大衆人事録第19版東京篇』(帝国秘密探偵社、1957年) 653 頁(『昭和人名事典Ⅱ第1巻 [東京篇]』(日本図書センター、1989年)所収 ○ のものを使用)も「かずきち」のルビをふっている。ただし本稿筆者が確認で きる大衆人事録において、運吉にルビをふっているのはこの版だけであり、他 の版ではルビはふられていない。また、この手の本の表記自体が正しいかどう かという問題もある。なお、最高裁判所図書館・前掲注(4)746頁は「Hazama、 Kazukichi」としている。やはり「かずきち」で良いようである。

二. 間運吉の経歴・親族

まず運吉の簡単な経歴を確認しておきたい。これについてはまず『帝国 法曹大観』(以下『大観』などという)の記述を参照する。運吉の名前が『大 観』に載るのは大正11年(1922年)に出版された第2版 20 からである 21 。『大 観』初版は大正 4 年 (1915 年) の出版であり 22 、このときにはまだ運吉は 司法官になっていなかった(それどころかまだ大学生にもなっていなかっ た) ので、当然その名前はない。また、昭和4年(1929年) に出版された『大 観』第3版にも掲載されている²³。一方、昭和11年(1936年)に出版され た『大日本法曹大観』24 には運吉の名はない。後で述べる神田銀行事件に 関連して司法官を辞職したからである。

さて、『大観』3版は運吉について以下のことを記載している。

- ・明治二十七年十一月二十四日生
- ・岐阜県恵那郡中津町〔出身〕
- ·大正八年七月 東京帝国大学法学部卒業
- ·同 年 八月 司法官試補 千葉地方裁判所詰
- 同十年 四月 判事 大阪地方裁判所予備判事
- 同 年 八月 東京区裁判所判事

これらについてはまた後で見るとして、以上の『大観』に載っていない

²⁰ 帝国法曹大観編纂会編纂発行『帝国法曹大観〔改訂第二版〕』(1922年)。

^{21 『}大観』2版 261 頁には法服あるいは法曹制服というのだろうか、戦前の司 法官が着用していた法服姿の運吉の写真が掲載されている。『大観』3版249 頁では和装姿(坊主頭である)の写真が掲載されている。この時点で和装とい うのはやや珍しく、前後数十頁を見てもほとんどの者は洋装である。

[『]大観』2版の時点では正七位、同3版では従六位である。大正10年8月25 日付で高等官六等陞叙、同年9月30日付で従七位から正七位になっている。 大正 10 年 8 月 26 日 官報 2722 号 2 頁 (694 頁)、同年 10 月 1 日 官報 2751 号 5 頁。

²² 帝国法曹大観編纂会編纂発行『帝国法曹大観』(1915年)。

²³ 帝国法曹大観編纂会編纂発行『帝国法曹大観[改訂第三版]』(1929年)249頁。

^{24 『}大日本法曹大観』・前掲注(7)。

事柄も含めて雑なまとめ方をすると、運吉は「資産家」の家に生まれ、東 京帝国大学を卒業した後、司法官の道に入り、大正の後半には判事になっ ていた。昭和初期にある事件により判事を辞し、以後は弁護士として活動 し、平成初期まで生きた。このようになる。まずは、何をもって「資産家」 とするかは意見が分かれるところであろうから、確認の意味も含めて、以 下では運吉の父祖らについて簡単にみていくことにする。

間一族・父祖

筆者が調べた限りでは、戦前の『人事興信録』の各版には運吉の項目は 確認できない(『大衆人事録』『日本紳士録』には項目が確認できる)。そ もそも『人事興信録』の初版・第2版には間姓の人間は掲載されていない。 その後『人事興信録』第3版²⁵から運吉の祖父である間本右衛門(はざま・ もくえもん) の項目が登場する。この本右衛門という名前は商家である間 家が代々継いできた名前26である(なお隠居名(杢十郎)も代々継がれて

もっとも、正式に杢右衛門と改名したのか単に通称として家督相続以後その ように名乗っただけなのかは分からない。

^{25 『}人事興信録 [第三版]』(人事興信所、1911年)は92-93頁。

²⁶ 江戸時代では、身分を問わず、人生の節目ごとに改名することが当たり前で あった。中央集権化を目指す明治政府は徴兵・徴税・治安警察等の都合から、 明治5年(1872年)の太政官布告第235号により、身分(華族・平民)を問わず 改名を原則禁止にした。ただし「同苗同名ニテ無余儀差支有之者」は管轄庁に その旨願い出ることによって改名ができた(その後この原則を若干緩和したが 改名には相応の理由が必要とされた)。もっとも、この明治5年布告によって も従前の習俗の否定は困難であったようで、当初から解釈で「同苗同名」以外 の理由による改名を認めていた。本稿との関係では、商家の「家督相続による 父子襲名 | は「営業上の事由」として改名が認められていたことが重要である。 すなわち、家督相続の際に亡父の名前を襲名しなければ商業その他に差し支え がある場合には、息子が父の名前に改名することが許可されたという。以上に ついては、井戸田博史『氏と名と族称――その法史学的研究――』(法律文化 八 社、2003年) 88-128 頁を参照した。また、江戸時代の「氏名」の仕組みについ ては、尾脇秀和『氏名の誕生――江戸時代の名前はなぜ消えたのか』(筑摩書房、 2021年)を参照(明治初期の制度変更に関しては同書282-285頁)。

いるようである²⁷)。このため、運吉の祖父亀吉は9代目の間杢右衛門(道矩)、父である由吉は10代目の間杢右衛門を名乗っている(由吉の長男である運吉は11代目ということになる)。そこで以下では間家の過去について述べることにする。

(1) 間家について

先に見たように、運吉は岐阜県生まれである(中津町は現在の中津川市である)。間家は代々岐阜県の美濃地方に住んでいたようであるが、先祖はどうであろうか。運吉の先祖については『大島本』に記述がある。それによると、間家の先祖は、もともとは近江国(現在の滋賀県)の土豪であった伴(ばん)氏の一族であったという。伴氏は同地域の守護であった京極氏に仕えていた。戦国時代の16世紀にこの伴氏の中に伴七郎という人物がおり、別名を間左衛門尉光矩といい、これが間姓を名乗った最初であるという。その後伴七郎(間光矩)の子孫が再興された京極家に仕え、関ケ原の戦い(1600年)の前哨戦である大津戦後、縁をたよって美濃国(現在の岐阜県)に住み着いた。それが初代の間杢右衛門(矩定)である²⁸。

(2) 商家として

商売を始めたのは2代目杢右衛門(勝矩)の次女「にく」である(二代目には男子がいなかった)。屋号は「十八屋」(「にく」の名前と掛け算の「二・九、十八」にかけたものであるという)。17世紀末の元禄の頃と推定されている²⁹。にくの婿が3代目杢右衛門(矩友)で、この3代目のときに尾張藩の御用商人になった。中津川は木曽の出入り口であり、十八屋は木曽の特産品の一部(桧笠等)の流通独占を尾張藩から任された³⁰。にくと3代目

²⁷ 大島·前掲注(14)21、170頁。

²⁸ 以上について大島・前掲注(14)28-29頁。

²⁹ 大島・前掲注(14)29頁。

³⁰ 大島・前掲注(14)30-31頁。

の間には四男一女がおり、長男は4代目を継ぎ、それ以外の男子には全員 分家をさせている(一人娘は後述の8代目杢右衛門の実家である久野家に 嫁いだ)。分家の一つが半兵衛家の「山半」である 31 (山半については後述)。 その後6代目本右衛門(重矩)のとき、尾張藩から、同藩のしるしと同 じ「丸八」を屋号として拝領する。以後これが間本家の屋号となる³²。と ころがこの6代目以後、特産品の生産者である農民との関係が思わしくな くなり、上記特権はなし崩し的に消滅していくことになる。すなわち、18 世紀末頃から特産品の値段が下がり、その代金の一部を藩に上納している 農民としては、この上納金の支払いに困るようになった(山岳地帯である 木曽ではこの上納金が年貢米の代わりであったという)。農民の中には丸 八を通さずに勝手に売り出す者も現れた。こうしたことから、農民代表か ら6代目に対して、一方で特産品の取扱量を半分にして価格を維持し、他 方で勝手売りは村で責任をもってさせないということにしてもらいたい との手紙が送られてきた。享和元年(1801年)のことである。その後文政 8年(1825年)の7代目杢右衛門(復矩)のとき、農民との関係はさらに悪 化する。売れ行きが悪いことから笠の値段を下げられており、そのことに 農民は不満を持っていた。そこに別の商人が現れ、より高い価格で買い取 るという話を持ちかけてきた。農民側は尾張藩にかけ合ったところ、村の 利益になるのであれば丸八へ売るのをやめても構わないとの沙汰が下され た。こうしたことを背景に農民側は丸八に買取価格の上昇を要求し、結果 として丸八の利幅は薄くなり、独占販売であることの意義は薄れていった。 このような農民との関係が、その後の8代目のいわゆる牛方騒動の歴史的

³¹ 大島・前掲注(14)32頁。

³² 大島・前掲注(14)33頁。ただし本文後述の「大黒屋日記」等では、分家に ついての文脈であるが、同一商人について文脈により異なる屋号で表現してい 大るようである。高木俊輔「幕末維新期農民日記にみる地域情報——『大黒屋日記』の諸家関係記事について——」立正大学文学部論叢 123号(2006年)78頁。また、大島本で引用されている間杢右衛門の『永代日記』においては、杢右衛門のことは「十八屋杢右衛門」と表記していたようで(たとえば大島・前掲注(14)90-91頁)、このあたりの屋号の使い方はよく分からない。

前提として存在することになるのである33。

なお、『大島本』によれば、6代目・7代目の杢右衛門は俳句に凝っており、 俳人としては活躍した(中津川はいわゆる美濃派³⁴の蕉門俳諧の中心地で あった)ようであるが、商才の方はそれほどでもなく、趣味の俳諧で散財 したこともあり、8代目が間家にやってきたときには巨額の借金があった という 35

(3) 8 代日本右衛門

木曽路はすべて山の中である。あるところは岨づたいに行く崖の道であ り、あるところは数十間の深さに臨む木曽川の岸であり、あるところは 山の尾をめぐる谷の入口である。一筋の街道はこの深い森林地帯を貫い ていた。

この有名な文で始まるのは、言うまでもなく島崎藤村の『夜明け前』で ある³⁶。この『夜明け前』の前半部分に8代目杢右衛門(喜矩)が登場し

- 33 以上、大島・前掲注(14)38-42頁。
- 34 これについては、近代以降のものであるが、岐阜県編集・発行『岐阜県史 通史編 近代下』(1972年) 1392 頁以下参照。
- 35 大島・前掲注(14)20-24 頁、43-45 頁。6代目杢右衛門が生前8代目杢右衛 門に語ったところでは、借金はおよそ600両あったが、6代目杢右衛門の死後、 7代目杢右衛門は簿外債務としてほかに500両ほどの借金があると8代目杢右 衛門に告白している。さらにその後番頭が商売上500両近く借金をしているこ とが発覚する(その後この番頭は解雇される)。芸術に傾倒するあまり本業がお ろそかになる商家の典型といったところである。
- 36 島崎藤村『夜明け前 第一部(上)』(岩波文庫、2003年改版)7頁。この著 名な書き出しは文化2年(1805年)に出版された秋里籬島の『木曽路名所図会』 の「三留野」の項を参考にしたと言われている。高木俊輔著・国文学研究資料 館編『「夜明け前」の世界――「大黒屋日記」を読む』(平凡社、1998年)53頁 以下。北小路健『木曽路 文献の旅——「夜明け前」探求』(芸艸堂、1970年) 269 頁以下。三好行雄「『夜明け前』の方法――序の章をめぐって」『藤村全集 第十五巻』(筑摩書房、1968年)所収の「月報16」4頁注3によると昭和42年 度東京教育大学国語国文学会における研究発表で指摘がなされたという。

大日本名所図会刊行会編・出版『大日本名所図会』(第2輯第1編)(1919年) に『木曽路名所図会』が活字化され収録されている。三留野(ただし項目の見 出しは「三富野」と表記されている)については同書256頁に記述があり、「木

ている(正確には杢右衛門をモデルにした人物である)。『夜明け前』の主人公は木曽十一宿の一つ馬籠(まごめ)の本陣・庄屋・問屋の三役を兼ねた家に生まれた青山半蔵(藤村の父親がモデル)であるが、半蔵は平田派国学に傾倒する。平田派国学の先輩の一人として登場するのが蜂谷香蔵である。この蜂谷のモデルになったのは間家の分家「山半」の5代目間半兵衛(秀矩)であり、幕末の国学者間秀矩(はざま・ひでのり)として知られる37。

さて、『夜明け前』には「牛方騒動」が時代の変化を示す出来事(民衆が、支配層が考える以上に自分達の主張をする)の一つとして言及される³⁸。この騒動は、中津川の問屋「角十」(モデルは丸八(十八屋)の8代目杢右衛門)の「不正」に対抗して「牛方仲間が団結し、荷物の附け出しを拒んだ」³⁹ことから、揉め事に発展したものである。いわば、牛方たちのストライキである(牛方は下層の農民の現金稼ぎの仕事であるという⁴⁰)。この揉め事の解決のために、杢右衛門は馬籠の人間に仲裁を頼んだのであった。また、5代目間半兵衛もこの問題について、杢右衛門から相談を受け、解決に奔走することになる。『夜明け前』の中では「角十」の「不正」とは、「荷物

曽路はみな山中なり。名にしおふ深山幽谷にて、岨づたひに行くかげ路多し。 就中三留野より野尻までの間、はなはだ危き道なり。」とある(国立国会図書館 デジタルコレクション収録のものを使用)。「三富野」の表記は古典籍でも同じ である。早稲田大学所蔵のものについては下記 URL 参照。

https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko30/bunko30 e0206/index.html

³⁷ 間秀矩ついては、たとえば、宮地正人『歴史の中の「夜明け前」――平田国学の幕末維新』(吉川弘文館、2015年)参照(特に第一部)。間本家・分家、島崎藤村の実家を含めた関係者については、高木・前掲注(32)も参照。また、間秀矩の商売人としての顔は大島・前掲注(14)第七章も参照。

なお、岐阜県百科事典制作委員会『岐阜県百科事典』(岐阜日日新聞社編、1968年)では、間家の人間としては間秀矩のみが収録されている(下巻1224頁)。

³⁸ 島崎・前掲注(36)112-118頁。大島・前掲注(14)109-111頁。大島本は「幕 西 末開港から明治維新へと続く、歴史の変革期の激しい流れが、宿場の御用商人 として、代々権勢を揮ってきた丸八に対して、これまでのような牛方の扱いを 許さなくなったのだと言え」るとする(同書111頁)。

³⁹ 島崎・前掲注(36)112-113頁。

⁴⁰ 大島・前掲注(14)109頁。

送り状の書き替え、駄賃の上刎ね――駅路時代の問屋の弊害はそんなところに潜んでいた。角十ではそれがはなはだしかったのだ」 41 と表現されている。これは小説内の出来事であるが、もとになる史料がある。すなわち、『夜明け前』は、藤村の馬籠の実家の隣家である大黒屋の『年内諸事日記帳』、通称『大黒屋日記』を参照して書かれたものである 42。大黒屋(『夜明け前』では伏見屋として登場) は馬籠の年寄役を務めていた (大黒屋はこの牛方騒動の仲裁をする立場にあった)。藤村はこの大黒屋の日記を借り出して、「大黒屋日記抄」 43 というメモを作成し、これを参照して小説を書いた。「角十」の「牛方騒動」も『大黒屋日記』に基づいて書かれたものである。『大黒屋日記』の研究によれば、『大黒屋日記』の「牛方騒動」の記述部分を藤村は実に詳細にメモをとり、それを小説に反映させたが、それは「ほとんどメモどおりに叙述されてい」るという 44。

このように、藤村は仲裁者である大黒屋の日記に基づいて『夜明け前』を書いた。他方、『大島本』は「大黒屋日記」と一方当事者の8代目杢右衛門の日記の双方を参照しながら詳細に事件全体を描いている⁴⁵。それによれば、8代目杢右衛門は牛方が主張する不正は身に覚えがないこととして反論しているようである。また仲裁案にも不服である姿勢をみせていた(そういったこともあり紛争はやや長引く)。それはともかく、事件の結末だけ述べると、牛方は「角十」(丸八)の問屋としての業務を休止(実際には自主廃業と言った方が良いようである)に追い込むことに成功した。杢右衛門は問屋株を5代目半兵衛に譲り⁴⁶、「山半」が新問屋として荷物を引き受けることになった。

⁽⁴¹ 島崎・前掲注(36)113頁。

三 42 高木・前掲注(36)7-10頁。

⁴³ これは『藤村全集 第十五巻』(筑摩書房)に収録されている。

⁴⁴ 高木・前掲注(36)91頁。

⁴⁵ 大島・前掲注(14)72-111頁。

⁴⁶ 実際には「分家の山半に問屋株を預けるという形をとった」という。大島・ 前掲注(14)107頁。

さて、このような事件で知られる8代目の間本右衛門であるが、元々斧 次郎という名前であり、かつて大商人だった久野家の次男であった(先に 見たように、3代目本右衛門の娘は久野家に嫁いであり、久野家と間家は 遠い親戚の関係にあった)。斧次郎は経理系の業務に長けていたようであ り 47 、その腕を見込まれて7代目杢右衛門の養女の婿となった(つまり夫 婦養子である)。なお、この結婚の話を持ってきたのは「山半」の4代目 間半兵衛であった。斧次郎が間家の人間になったのは天保14年(1843年) のことである。この時点で、6代目杢右衛門は健在(隠居して杢十郎 48 を 名乗っていた)、7代目本右衛門が当代としていたが、先に述べたように この二人に商才はなく、巨額の借財だけがあった。斧次郎が8代目杢右衛 門となったのは嘉永 3年 (1850年) のことである 49 。

8代目杢右衛門の時代の丸八の商売は、卸や小売りをする「仲買」とし ての問屋商売と、「荷問屋」である。後者は今日でいえば運送業であるが、 実際の輸送は馬方・牛方が行い、問屋は運送を受注する「荷受け」や牛方 らへの「荷付け」、また荷の保管や中継などを行うことで「庭銭」(にわせ ん) と言われた手数料を稼いでいたという ⁵⁰。

8代目杢右衛門は商才に長けていたようであり、着々と利益を上げ、前 述の各種借金の大半はおよそ 10 年で返した 51 というから相当なものであ る。特に嘉永3年(1850年)から始めた貸金業は大変な成功をおさめ、以

⁴⁷ こうした帳簿管理の能力の高さに由来するものか、斧次郎(8代目本右衛門) は牛方の不正の主張に対しても、帳面上の数字で示されなければ丸八が不正を したとは認められないという態度をとっていたようである。大島・前掲注(14) 92-93、98 頁。

⁴⁸ 杢十郎が代々の隠居名であることについては先に述べた。注(27)に対応す る本文参照。

⁴⁹ 大島・前掲注(14)67、217頁。

⁵⁰ 大島・前掲注(14)48頁。牛方らによる輸送の手順については同書74頁以下 参照。

⁵¹ 大島・前掲注(14)58-59頁。また同書217頁の「8代目杢右衛門年表」参照。 商売の成功例については同書第四章参照。

後間家の商売の大きな柱となった 52 。また、「牛方騒動」以後は問屋をやめることになるが、代わって安政5年(1858年)から質屋を始め、これも成功したようである。こうした金融業はそれ以外の商売の利益を超えていた 53 。

幕末開港後は美濃の生糸貿易が盛んになり、前述の5代目間半兵衛(秀矩)もこれに関与する。この生糸貿易のことは『夜明け前』でも一章を割いて言及されている 54 。8代目杢右衛門はこうした外国貿易には全くかかわらなかったようである。当時宿場の年寄役という公職にあったことも理由のようであるが、「それよりも、杢右衛門は、まだみたこともない外国人や、外国そのものに、興味がないというより、好きではなかった」 55 らしく、このことも大きかったようである。なお、この時期皇女和宮(孝明天皇の異母妹)の降嫁 56 に伴う行列が中津川を通ったが 57 、その行列の人数は総勢 2 万人以上であり、これに伴い味噌等が品不足となり丸八はこれに関連して儲けたようである 58 。なお、和宮を京都まで出迎え共に下向した江戸

⁵² 大島・前掲注(14)66頁以下参照。

⁵³ 大島・前掲注(14)114-117頁。

⁵⁴ 島崎・前掲注(36)第四章。小説では主人公半蔵の師(学問の手ほどきをしてくれた)が生糸貿易に加わったことについて、弟子である半蔵らが批判しているシーンがある(同書 242-245 頁)。

⁵⁵ 大島・前掲注(14)138頁。

⁵⁶ もともと和宮は有栖川宮熾仁親王との間に婚約が成立していたが、幕府・朝廷の公武合体への政策に伴い、和宮は14代将軍徳川家茂に嫁することとなった。孝明天皇は当初これに否定的であったが最終的には許可した。一連の動向はいわゆる和宮降嫁問題として知られる。『国史大辞典』(以上につき、DBであるジャパンナレッジを利用した)。

⁵⁷ このことは中津川にとって重大な出来事だったようであり、現在でも中津川市のサイトに「皇女和宮と中津川宿」というコーナーを設けて解説している。 https://www.city.nakatsugawa.lg.ip/museum/n/nakasendonakatsugawasvuku/4844.html

⁵⁸ 大島・前掲注(14)128頁。8代目杢右衛門にとって姫行列に伴う品不足で儲けるというのは以前にもあった。嘉永2年(1849年)に関白一条忠良の娘寿明姫(一条秀子)が後の13代徳川家定に嫁ぐときに、中山道を通過したが、このとき塩が不足することを見越して丸八は大量に塩を仕入れ、大変な利益をあげたという。大島・前掲注(14)62-65頁。

大奥御女中衆らは十八屋や間半兵衛秀矩の家に宿泊したことが知られてい る 59 (和宮降嫁については『夜明け前』でも言及がある 60)。

このように商人として成功していた8代目本右衛門であるが、元治2年61 (1865年)に40代半ばにして隠居する。義理の母親との関係が悪化したこ とに起因するものである⁶²。晩年には銀行業に興味を有していたようであ る 63。 間家は後に銀行業に関与することになるが、それは次の世代の話で ある。

8代目本右衛門は明治32年(1899年)、すなわち現行商法典制定の年に 亡くなった ⁶⁴。 生月は不明であるが、文政 3 年 (1820 年) 生まれ ⁶⁵ という から、満79歳になる年に亡くなったことになる。

8代目杢右衛門は「けち」であることで不評判であったようである 66。 ただし贈り物や子供たちの結婚等には出費を惜しまなかったこと 67 を考え ると徹底的な守銭奴タイプではなかったようである。子供の教育に熱心で もあったようだ。この面は後継者である亀吉(9代目杢右衛門)にも受け継 がれることになる。11代目といえる運吉が帝国大学に行くことになるのは、 そうした教育熱心な家風が見事に結実したということになるだろうか。

⁵⁹ 注(57)で言及したサイト参照。また、宮地・前掲注(37)124 頁も参照(間半 兵衛秀矩の母たにと半兵衛の娘、間みつが女中衆の世話をしたが、みつは女中 衆に大変気に入られたようである)。

⁶⁰ 島崎・前掲注(36)第六章。

⁶¹ この年の4月に慶応に改元されるので、慶応元年でもある(引退をしたのは この年の正月なので、そのときはまだ元治である)。この改元については小倉 慈司『事典 日本の年号』(吉川弘文館、2019年)382 頁参照。

⁶² 大島・前掲注(14)141-145頁。なおこのときには、かつて信頼していた5代 目間半兵衛秀矩との関係も悪化していたようである(同書145-146頁)。

⁶³ 大島・前掲注(14)184-185頁。

⁶⁴ 大島・前掲注(14)186頁。

⁶⁵ 大島・前掲注(14)14頁。

⁶⁶ 大島・前掲注(14)104-106頁。もっとも、二代続けて放漫経営の見本のよう な人物のために苦労をしたことを考えるとやむをえない面もあるだろう。

⁶⁷ 大島・前掲注(14)108、172、173頁。

(4)9代目と10代目

8 代目杢右衛門の長男亀吉は弘化 2 年 (1845 年) 生まれである ⁶⁸。 先に 述べたように、8代目本右衛門が比較的若くして隠居したため、亀吉も若 くして9代目本右衛門(道矩)を襲名することになる。この9代目のとき に銀行業に進出することになる。株式会社間銀行である。設立は明治38 年(1905年)12月、開業は同39年(1906年)3月、資本金50万円(払込資 本金は12万5千円)⁶⁹。運吉が小学生のときであろうか。日露戦争後に会 社・銀行の新設は相次いでおり、間銀行もそうした流れにのったというこ とであろう。個人経営の金融業者から近代的な銀行に展開していったとい うことでもある 70 。もっともこの間銀行は大正 5 年 (1916 年) 6 月に十六

https://www.zenginkyo.or.jp/library/hensen/

また、大蔵省理財局編纂『第十四回 銀行総覧 全』(東亜印刷、1907年) **253** 頁。存立時期は明治 69 年 3 月までと設定されていた。

70 大島・前掲注(14)187頁によると、間銀行の役員は、亀吉(9代目本右衛門)、 由吉(亀吉長男・10代目本右衛門)、七助(亀吉四男)、分家の間鷲郎(半兵衛 秀矩の孫)、親戚の野呂駿三ら一族であったという。由吉の弟四郎の妻「つね」 は野呂の次女という関係である。『人事興信録 第五版』(人事興信所、1918年) は75頁。

帝国興信所編『帝国銀行会社要録 第一版』(帝国興信所、1912年)岐阜県1 頁は、設立から数年のものであるが、間銀行の総株数5千株、株主は9名であ り、役員は頭取が間本右衛門(9代目であろう)、取締役営業主任が間七助・間 為之助・間三吉、監査役が間由吉である。為之助・三吉の詳細は不明である。 宮地・前掲注(37)巻末の「中津川国学者家族の婚姻関係図」では、8代目本右 衛門の妻「その」の弟として「為之助」がいる。また、為之助の三男兵次郎の 妻が杢右衛門(亀吉)四女「十八」という間柄でもある。『人事興信録 第四版』 (人事興信所、1915年)は60頁。また、三吉の四男「五郎」の妻は由吉の姉(つ まり亀吉の娘)「ふさ」の次女「こすゞ」である。『人事興信録 第六版』(人事 興信所、1921年)は71頁。なお、大島・前掲注(14)210頁によれば8代目本 右衛門の次男が三吉であるという。

なお『人事興信録 第三版』(人事興信所、1911年)は92頁によると、七助 は「間銀行専務取締役」、同93頁では鶴助(亀吉五男)が「間銀行取締役」と 表記されている。

帝国興信所編『帝国銀行会社要録 第二版』(帝国興信所、1913年)岐阜県1

^{68 『}人事興信録 第四版』(人事興信所、1915年)は61頁。なお3版には9代 目杢右衛門の生年に関する記述はない。

⁶⁹ 全銀協の銀行変遷史データベース参照。

銀行と合併して解散している 71。『大島本』によると、中津川の製紙会社 である中央製紙株式会社(以下「中央製紙」という)の工場の排水が引き 起こした汚染問題――漁業や飲料水への影響、山林伐採に伴う水量減少や 農作物への被害などが問題となった――が関係しているという^{72,73}。

中津川では明治20年代から製紙工場の誘致運動があり、当時製紙会社 を営んでいた渋沢栄一に対して、中津川の土地や水利権の提供を申し出 た。その後明治39年になり、中央製紙が設立された。渋沢栄一は相談役、 会長は栄一の長男 74 篤二、専務には渋沢栄一の甥大川平三郎が就任する。 大正元年発行の『帝国銀行会社要録』(初版)⁷⁵ には監査役として由吉(亀 吉長男。10代目本右衛門)の名前がある。

先にも述べたように、中央製紙の製紙工場の排水による汚染が中津川で

- 71 注(69)の全銀協の銀行変遷史データベース参照。
- 72 以下の記述は大島・前掲注(14)188-191 頁に基づく。
- 73 『岐阜県史』・前掲注(34)482 頁以下では「中津町木紙問題」として記述され ている。大島・前掲注(14)188頁によれば、中津川には製糸会社と製紙会社が あり、どちらも「せいし」と読むので紛らわしいため、製紙会社の方を「木紙 (ぼくし)」と呼んでいたという。
- 74 厳密には次男のようであるが(公益財団法人渋沢栄一記念財団サイトにおけ るデジタル版『渋沢栄一伝記資料』1巻1編1部2章219頁)、長男にあたる + 人物(市太郎)は夭折したため、長男と表記されることがある(前記『伝記資料』八 では

 第二について

 「実ハ二男ナリ」と書かれている)。たとえば

 『大衆人事録 昭和三年版』シ61頁は篤二を渋沢栄一の長男とする。
- 75 『帝国銀行会社要録』・前掲注(70)岐阜県13頁。なお「大株主」の欄には大 川に次いで二番目に由吉の名前がある(1366株。渋沢栄一は1000株で3番目 である)。

頁の間銀行大株主欄には間家の人間(5人)とその持株数が掲載されている。こ れによれば由吉が発行済株式総数の8割以上を保有していることになる。当代 の杢右衛門よりも由吉の方が大株主であったということである。

各年度の『帝国銀行会社要録』をみていくと、間銀行は同時期の県内の銀行 と比べて株主数・従業員数はかなり少なく、支店についての記載もないことが 分かる(もっとも『銀行総覧』によると支店のない銀行はそれなりにある)。資 本金額に比べて「諸預リ金」も小さい。もっとも、手形の割引や為替手形など は扱っていたようである。これらのことを考えると、間銀行は一族の資産管理 銀行のようなものであった可能性がある(駒澤大学経済学部深見泰孝准教授の ご教示に基づく)。

は問題になっていたが、『大島本』によると、「排水問題が一気に社会問題化したのは、大正二(一九一三)年に中央製紙がさらに上流に新工場を建設するため、水利権を町と県に申請した」⁷⁶ことがきっかけだという。この問題を巡り町議会は紛糾し、また、地元の新聞にも大々的に取り上げられ、そこでは「町民や農民の敵は、中央製紙と町長、会社派議員ばかりでなく、大株主である間一族も同類である」⁷⁷とされたのである。結局、世論の盛り上がりの前に県当局が上記申請を許可しなかったため中央製紙側が敗れたことになる。

その後、大正4年(1915年)に9代目杢右衛門は死去、由吉が10代目として家督相続をするが、由吉は先に述べたように、間銀行を自分の意思で十六銀行と合併させ解散させてしまう。『大島本』は、上記中央製紙の事件が、「由吉にとって、幕末の牛方騒動を思い起こさせるものだったのではない」かと推測する⁷⁸。岐阜県では当時小作争議や電灯料金値上げ反対運動などの社会運動⁷⁹が起きており、中央製紙事件もそうした文脈の中で把握され、新聞もこうした運動を支持しており、牛方ストライキ対杢右衛門と大衆運動対間一族は構図が似ているという見立てである。

運吉の父である由吉は明治 4 年 (1871 年) 生まれ。すでに述べたように、大正 4 年 (1915 年) 5 月、先代杢右衛門 (亀吉) の死去に伴い家督を相続し 80 、10 代目の間杢右衛門 (成矩) となる。若いときからあまり健康がすぐれなかったようである 81 。『大島本』によると、間銀行を処分した後は

⁷⁶ 大島・前掲注(14)190頁。

⁷⁷ 大島・前掲注(14)191頁。

⁷⁸ 大島・前掲注(14)193頁。

七 79 「電燈騒擾事件」については、丹羽邦男=伊藤克司『岐阜県の百年 県民百年史 21』(山川出版社、1989年)(以下、『岐阜県の百年』として引用する)168 頁以下、『岐阜県史』・前掲注(34)485 頁以下参照。岐阜県の小作争議については『岐阜県史』・前掲注(34)の第八章が相当な頁を割いて記述している。

^{80 『}人事興信録 第五版』(人事興信所、1918年)は75頁。

⁸¹ 大島・前掲注(14)192頁。間銀行の取締役に長男の由吉ではなく、弟たちが

「金融業者としてよりも、投資家として生きる道を選んだ」82 とのことで ある。中央製紙が第一次世界大戦で大儲けしたときは莫大な配当を得たよ うで、投資家としては一時期大成功をおさめた。その後前記大川平三郎が 設立した樺太工業という会社に賭けており、次から次へと資産を投じたよ うであったが、昭和2年(1927年)の金融恐慌、昭和4年(1929年)の昭 和恐慌の結果、この投資は大失敗に終わった。間家はかなりの資産を失っ たようである^{83,84}(次の(5)参照)。

先に述べたように、9代目本右衛門(亀吉)は教育事業に熱心であった。

https://www.zenginkyo.or.jp/library/hensen/

また、同じように『帝国銀行会社要録』を追っていくと、大正10年に間合 **資会社なるものが設立されていることが分かる。目的は「動不動産の利殖」と** ある。出資人員3名。資本金10万円。資本金の半分は間本右衛門(10代目本 右衛門のことであろう)が出している。本右衛門が無限責任社員であり、代表 社員である。この間合資会社も昭和11年版の『帝国銀行会社要録』まで記載 されていたが(岐阜4頁)、翌年度の『要録』からは消えている。また、大正 13年版の『要録』から、間醸造合資会社なるものが大正12年11月に設立さ れていることが分かる(出資人員9人。資本金3万5千円)。こちらの無限責任 社員には運吉が名前を出している。ただし間醸造の方は、昭和3年版の『要録』 の時点で名前が消えている。金融恐慌のあおりで早々に潰したのであろうか。

なお「はざま酒造」という酒屋が現在もあるが、同社のサイトの説明を見る 限り間家と関係があるようである。

https://enasan.jp/kuramoto/

大島・前掲注(14)210頁も参照(8代目杢右衛門の次男三吉が造り酒屋を営 んだという。「はざま酒造」は三吉の子孫が経営しているとのこと)。

就任したのはそういう事情があったのかもしれない。もっとも各版の『人事興 信録』によると由吉は複数の会社で取締役・監査役に就任しているので、単に 間銀行はあまり重要ではなかったということなのかもしれない。

⁸² 大島・前掲注(14)193頁。ただし、注(81)で述べたように、複数の会社で取締役・ 監査役に就任しているので、純粋に投資家として生きていたわけではないよう である。少なくともパッシブな投資家ではなかったといえるだろう。

⁸³ 大島・前掲注(14)195-197頁。

⁸⁴ 同じ時期、中津川には中津川銀行というものがあった(明治31年設立)。間 家からは一時期鶴助(亀吉五男)が取締役に就任していたが、『帝国銀行会社要 録』をずっと追っていくと、昭和6年(1931年)から無配になり、その後財務 状況は悪化の一途をたどり昭和11年に廃業したようである。

内務省が1910年に作成した『地方経営小鑑』というものがある85。大ざっ ぱに言えば地方の統治上の「良い話」を集めたものである。すなわち、 「自治団体に於ける事務の改善、財政の整理を始めとして、経済殖産の開 発、訓育風化の施設、矯風奨善の事業、勤倹貯蓄の奨励」といったことで ある⁸⁶。この中で「篤志者間杢右衛門と教育事業」として杢右衛門の教育 事業への貢献を紹介している⁸⁷。それによると、「明治六年以来、現今に 至るまで、引続き学務委員となりて、鋭意教育の普及発達を図り、校舎の 新築、増築等の場合には、常に金品を寄附して、事業の遂行を助け、又教 授用具の不足を告げて、教授上の不便を感ずるが如き場合には、時々私費 を投じて之を購入し、直ちに之を寄附して、其不便を補ひし等の事も少な からず。加之、教育の確実なる発達進歩を図らんには、学校の基本財産を 積むの必要なることを認め、三十二年十月率先して金二千円を中津尋常高 等小学校に寄附し、以て同財産の基礎を作しったという。また、明治39 年(1906年)には「高等女学校の校地及校舎を新築して、之を其町に寄附し、 経営費として二十箇年間毎年金三千円を寄附」した。「東濃地方の女子が、 修学の便を得るに至りしは、実に本右衛門の賜なりと謂はざるべからず」

⁸⁵ 内務省地方局編纂『地方経営小鑑』(1910年)。

⁸⁶ 内務省地方局・前掲注 (85) 冒頭。

⁸⁷ 内務省地方局・前掲注(85)188 頁以下。なお同じ1910年に島内登志衛『善行大鑑:現代美談』(六盟館)という本が出版されており(小松原英太郎による「序」などがある)、その中でも杢右衛門の教育事業への貢献が載っている。それだけならどうということはないのだが、その内容がほとんど内務省の『地方経営小鑑』と同じなのである。『善行大鑑』の凡例によれば「本書の材料は主として大阪朝日新聞より採択し」その他「内務省発行の地方善行小鑑、地方改良小観、報徳会の機関雑誌たる『斯民』及大阪毎日新聞、報知新聞、萬朝報」から採っているとのことであるから、『善行大鑑』が『地方経営小鑑』(なお前記凡例にある「地方善行小鑑」というのは1907年に内務省が発行したもので、「戦時美譚」のサブタイトルがついているように、戦時の「良い話」を集めたものである)の内容をそのまま載せたと考えるのが自然なのだが、奥付の日付は前者が6月で後者が10月だから、よく分からなくなる『善行大鑑』の凡例の日付は同年5月、『地方経営小鑑』冒頭に記された日付は同年6月である)。あるいはどこかの媒体に掲載された元ネタがあって、どちらもそれを参照したものか。

と激賞されている88。この話は現在でも中津川市のサイトで簡単ではある が紹介されている89。

(5)「資産家」

先に運吉は「資産家」の家に生まれたと書いた。「資産家」の金額的定 義はないと思われる。資産の多寡に関する認識は相対的なものである。と はいえ、『人事興信録』3版(1911年発行)の時点で、9代目間本右衛門に ついては「岐阜県の多額納税者」と表記している 90 のは、それなりの所 得あるいは資産があることを示唆している⁹¹。いずれにしても、根拠が欲 しいところである。

本稿が何度も引用している『大島本』は、8代目の本右衛門を中心に論 じているが、それ以降の世代についても簡単ではあるが言及している(時期 としては明治期以前が同書の大半を占めている)。8代目から10代目まで の財産・損益の状況(あるいはこれらに関連する事実)を同書に求めると、 次の通り。まず、慶応4年/明治元年(1868年)の資産は家族の分も含め約 1万8千両である⁹²。明治4年の新貨条例により在来通用貨幣1両は1円

https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/museum/n/nakasendonakatsugawasyuku/4836.html 中津高等女学校は現在の岐阜県立中津高等学校のことである。

⁸⁸ この本には以下杢右衛門の行跡をほめる文が続くのだが、中央製紙を設立し たことにもふれている。しかし、同社が大きな社会問題の起点になったことに ついては言及していない。

^{89 「}間家大正の蔵」

^{90 『}人事興信録 第三版』(人事興信所、1911年)は93頁。なお、『人事興信録 第四版』(人事興信所、1915年)は61頁では「資産家」と表記されている。『人 事興信録 第五版』(人事興信所、1918年)は75頁から10代目杢右衛門のこ とになるが、ここでも「多額納税者」とされている。6版も同様であるが、『人 事興信録 第七版』(人事興信所、1925年)は73頁は「東濃第一の資産家とし て知られ現に岐阜県多額納税者」であると表記する。

⁹¹ 所得はフローの話であり、ストック(資産)ではないという話になりそうで あるが、当時資産といえば基本的に土地である。つまりそれなりのフローもそ こから生じているとすると、それなりにストックがあることを意味する。これ に関することは本文後述。

⁹² 大島・前掲注(14)218頁の「表2 店卸帳総括表」。

となってからは 93 、この数字は、同5年が約3万2千円、同10年には5万円を超え、同15年には9万円に達したという。このころからの特徴とし て、資産の中に土地が増えてくることがあげられるという⁹⁴。また、明治 20年(1887年)には、年間の所得金は約6000円(うち貸金の利子所得が約 3600 円、小作米の販売所得が約2200円)であったという。つまり、この 時期「間家は、所得金の六割が利子という、金融業が主体の商人地主」であっ た 95 。その後、明治30年(1897年)には年間の貸付額は延べ約61万円で、 貸付金利子収入が約5000円になる。この頃、岐阜県では上位20位以内に 入る、大地主になっていた ⁹⁶。

より大きな視点から検討する場合、『都道府県別資産家地主総覧』(以下、 『総覧』という)という本が参考になる 97。どのようなものを「資産家」と 考えるか、同書にある経済史学者による解題が興味深い。同解題は資産家・ 地主名簿による日本近代史研究の意義を述べるが、その際、各資料の特徴 と明治以降の経済構造・租税等制度の変化を関連付ける。具体的には、「長 者番付」はこの種の資料の中では最も古く、「おそらく資産家の順序を表示 することによって商人たちの資本蓄積活動を側面から煽る役割を果たした」 と推測する一方、番付順のもつ科学的・統計的根拠が弱く、特定の個人・ 集団の自己宣伝をかねて作成されることもあり、甚だしい場合には「作成 にさいして版元が醵金を募り順位を加減する」ことがあるため「ある程度 科学的根拠をもつ新資料が出るや、当然に駆逐される運命にあった」 98。

また、「地主名簿」は、地租改正事業が終了した明治10年代から20年 前半にかけて出現したものであるが、「地価の確定は、資産額評価の面で

⁹³ 明治財政史編纂会編『明治財政史第十一巻 通貨』(丸善、1905年)350頁参照。

三 94 大島・前掲注(14)180-181 頁。

⁹⁵ 大島・前掲注(14)183頁。

⁹⁶ 大島・前掲注(14)183-184頁。

⁹⁷ 渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧[岐阜編][三重編]』(日本図書セ ンター、1997年)。

⁹⁸ 渋谷・前掲注(97)解題5頁。

も大きな前進であった」という。というのは、「農業がわが国の主要産業であった時期に、資産額の中でも地価の占めるウェートが高いのは当然」であるからである 99。もっとも、「この調査が地価だけである以上、資産額の総体を示すものではない」。ここで重要になるのが、帝国議会の開設(1890年)である。「衆議院議員の選挙人資格が二五歳以上の男子世帯主で直接国税一五円以上の納付者と規定されるや [中略] 国税納付額の多寡が資産家の有力な指標となる」。ここに新たに誕生した資産家名簿は、地主名簿とは異なり「これまでの地主(地価金)から国税納付額を基礎とする幅広い階層を含むことになった」。ただし『衆議院議員選挙人名簿』などは「税額調査につきものの信憑性に難点があること」、また、「選挙権を有しない男子、及び女戸主が除かれている」という欠点が指摘される 100。

その後現れたのは、所得額調査に基づく資産家名簿である。明治30年代から大正期初期にかけて、「とくに急激に形成、発達した鉱工業地帯を中心に現れている」という。こうした資料により「税額からその源泉である所得額へと資産家調査の前進をうかがうことができるのである」¹⁰¹。

以上のような特徴を踏まえながら、各資料を確認していく。『総覧』には「東海日日新聞百番附」(明治 38 年 11 月 12 日附録)という長者番付が収録されており 102、相撲の番付の形式をとっている。すなわち、東西の大関、関脇、小結が各 1 名 (小計 6 名) おり、以下前頭がずらりと並ぶというものである (表の真ん中には総理・補助・行司、勧進元、後見役が並ぶ。なお「総理」は徳川家である)。

この「番附」によると、「美濃中津」の「間杢右衛門」(時期的には9代目であろうか)は東(?)の前頭4枚目である。三県(愛知・三重・岐阜)の

九

⁹⁹ 渋谷・前掲注(97)解題5頁。

¹⁰⁰ 以上、渋谷・前掲注 (97) 解題 7 頁。

¹⁰¹ 渋谷・前掲注(97)解題7頁。

¹⁰² 渋谷・前掲注(97)16-19頁。原資料は『愛知・三重・岐阜三県持丸鑑』。

239 名 ¹⁰³ の中でこの地位はかなり高いと言ってよいだろう (美濃に限れば 3 番手である)。「四四〇、〇〇〇」は所得税額から割り出した資産の額で あろうか ^{104,105}。

その後、時系列的に『総覧』に間杢右衛門の名前が見えるのは、「昭和五年度岐阜縣所得額大番附」である ¹⁰⁶。横綱、大関、関脇、小結が各一名、以下前頭という順であるが、ここでは東の前頭 9 枚目に位置している。「所得額」は 32,540 円である。時期としてはすでに運吉の父由吉が 10 代目杢右衛門となっている。

同時期のものとして、「昭和六年度惠那郡所得決定額番附」がある ¹⁰⁷。 これは恵那郡という一地域内の番付であるためか、杢右衛門は西の大関と なっている (「所得決定額」 ¹⁰⁸ は 17,730 円) ¹⁰⁹。

その後のものとしては、『岐阜県商工産業人名大鑑商工篇』(昭和 10 年) がある ¹¹⁰。この時期の「岐阜県の商工産業は飛躍的発展と進歩をみて、他府県の驚異の的」となっているという ¹¹¹。なお、「多治見、中津両町を中心とする東濃一帯に於ては陶磁器工業を主とし紙工業、農林業、畜産業」が盛んであるという ¹¹²。それはさておいて、この『大鑑』では営業収益税 15 円以上の商工業者、所得税 10 円以上の商工業者、地主、医師、弁護士、

¹⁰³ 渋谷・前掲注 (97) 解題 10 頁。

¹⁰⁴ 渋谷・前掲注(97)18頁の欄外に「本番附は最近調査の所得税額を標準として取調たるもの」とする。

¹⁰⁵ ただし、梅田正勝編『全国多額納税者互選名鑑』(溝口摂彌、1898 年)には 名前はない。

¹⁰⁶ 渋谷·前掲注(97)30頁。原資料は『岐阜経済新報』。渋谷·前掲注(97)解題10頁。

¹⁰⁷ 渋谷・前掲注(97)33頁。原資料は『岐阜経済新報』。渋谷・前掲注(97)解題10頁。 108 欄外注記によると、「同居家族の分を合算」しているという。渋谷・前掲注(97) 33頁。

¹⁰⁹ なお、昭和7年度時点の「全国多額納税者名簿」では、間杢右衛門は岐阜県で18番目の納税者に位置している。交詢社編・発行『日本紳士録別冊附録 多額納税者名簿』(1933年)41頁。

¹¹⁰ 渋谷・前掲注(97)85 頁以下。

¹¹¹ 愛岐通信社社長寺澤初太郎による「序」。渋谷・前掲注(97)86頁。

¹¹² 岐阜県経済部長田中進の巻頭の言葉。渋谷・前掲注(97)85頁。

給料生活者などが収録されている 113。ここでは、恵那郡中津町の「農業(地 主)」の項目に杢右衛門の名前がある 114 (所得税額は 781.43 円である) 115。 『総覧』解題で言及された多額納税者名簿についても一応確認しておこ う。貴族院多額納税者議員互選者に係る岐阜県の多額納税者名簿には、間 杢右衛門の名前は何度か確認できる。明治41年(1908年)時点の納税額は 僅差で岐阜県2位となっている 116 。7年後 117 の大正4年(1915年)時点 では岐阜県7位とやや後退している 118。大正10年(1921年)時点は岐阜 県 10 位となっている 119 。大正 14 年 (1925 年) 時点には岐阜県 7 位となっ たが ¹²⁰、昭和 7年 (1932年) 時点には同 17位となり ¹²¹、昭和 14年 (1939 年) 時点では、名前は見当たらない 122。こうした変化は、先にみたように、

¹¹³ 渋谷・前掲注(97)86頁。

¹¹⁴ 渋谷・前掲注(97)135頁。同頁には間姓のものは杢右衛門を含め6名いる。 鶴助の名前は同書 137 頁。

¹¹⁵ なお『大鑑』には約7000名が収録されているとのことであるが(『総覧』解 **題11頁)、本右衛門以上の所得税額は本稿筆者が数えたところ66名いた。約** 7000名のうち上に66名しかいないと考えれば、なかなかの上位所得税納税者 といえるだろう。

¹¹⁶ 岐阜県『明治四十一年 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、1910年)59頁。 職業は「商」と書かれている。商業ということだろう。「金銭貸付業」と書か れている者もいるが、杢右衛門はそのような分類はされなかったようだ。

¹¹⁷ 貴族院令(明治22年勅令第11号)(明治22年2月11日公布)6条は、多額 納税者による貴族院議員の任期を7年としている(官報号外明治22年2月11 日40頁)。本文で述べた名簿の改定の間隔は、おそらくこの任期と関係がある のだろう。もっとも大正4年の次が大正10年なのではっきりとしたことは分 からない。

¹¹⁸ 岐阜県『大正四年 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、1917年)63頁。職業は「醤 油製造及肥料販売業」となっている。もっとも、営業税や所得税中の商業の項 目よりも「土地」の金額の方が圧倒的に大きい。

¹¹⁹ 岐阜県知事官房編纂『第三十二回 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、1925年) 34頁。職業は「農」となっている。

¹²⁰ 岐阜県知事官房編纂『第三十五回 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、1927年) ○ 61頁。職業は「農業」となっている。

¹²¹ 岐阜県総務部統計課編纂『第四十六回 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、 1938年)62頁。職業は「農業」となっている。

¹²² 岐阜県総務部統計課編纂『第四十九回 岐阜県統計書 第一巻』(岐阜県、 1942年)53頁。なお、間秀矩の曾孫にあたる間孔太郎の名前がある。孔太郎は、

昭和初期の不況のあおりを受けた結果であろう。

地方の資産家の長男に生まれた運吉が家業を継がずに司法官の道を選んだというのもまた興味深いことである。この点は、同じ岐阜県出身の帝大における大先輩である牧野英一¹²³と重なるものがあり、これまた興味深いことである(牧野も長男である。もっとも牧野は飛騨高山であるが¹²⁴)。

2. 運吉の経歴(神田銀行事件以前)

(1) 大学入学以前

先に見たように、『帝国法曹大観』や各種人事録によれば、運吉は明治 27 年 (1894 年) 11 月 24 日に生まれた。明治 27 年 (1894 年) は日清戦争勃 発の年である。同じ明治 27 年生まれの著名人としては、後に述べる者を除けば、法曹関係者としては花井忠 125 (義父は著名弁護士である花井卓

八九

戦前中津町町長を(大島・前掲注(14)200-201頁)、戦後は中津川市市長を歴任した。

https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/hishoka/3/924.html 孔太郎の息子間譲嗣も中津川市の市議を歴任したようである。

¹²³ まきの・えいいち (1878 年~1970 年。刑法学者)。 牧野については、書斎の窓 189 号 (1970 年) 掲載の各文献、所一彦「牧野英一」潮見俊隆 = 利谷信義編『日本の法学者』 (日本評論社、1975 年) 275 頁を参照。特に飛騨高山については、北村長右衛門「飛騨高山と牧野法学」書斎の窓 189 号 (1970 年) 38 頁参照。『岐阜県史』・前掲注 (34) 1407 頁では岐阜県出身の近代的学問の発展に貢献した者として、神田孝平、青山胤通、高木貞治、津田左右吉らと並んで牧野の名前があげられている (そこでは同じ帝大の刑法学者であった岡田朝太郎の名前も出てくる。岡田も岐阜県出身であるという)。

^{124『}岐阜県の百年』・前掲注(79)は、「美濃人と飛騨人とは、異なった自然のなかで、遠い昔から異なった生活・文化を育ててきた。明治九年(一八七六)、はじめて両国をあわせて岐阜県がおかれ、ひとつの行政単位となった後も、両国は、依然として異なった生活・文化圏を形成して現在にいたっている。〔中略〕両国をあわせた『県民性』なるものは、いまだに存在しない」という。また、岐阜の「県民性」は「行政的な観点からつくられたもので、内容は、現在における美濃の飛騨に対する行政的・経済的優位〔中略〕を反映して、すぐれて美濃的である」と述べる(以上同書 4-5 頁)。

¹²⁵ はない・ただし (1894年~1973年。弁護士、中央大学教授、検事総長を歴任)。

蔵)、政治家としては赤松克麿 ¹²⁶、企業家としては松下幸之助 ¹²⁷、豊田 喜一郎 128 などがいる 129。

略歴については、花井忠先生追想録刊行会編『花井忠』(中央大学出版部、1977年) 「年譜」21-24 頁を参照した。

126 あかまつ・かつまろ(1894年~1955年。社会運動家、政治家)。赤松の 略歴については、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、 2002年)8頁、日外アソシエーツ編集・発行『新訂増補人物レファレンス事 典 明治・大正・昭和(戦前)編 III (2010-2018) あ~す』(2019年) 25 頁参照。 127 まつした・こうのすけ (1894年~1989年)。松下については、たとえば岩瀬 達哉『血族の王――松下幸之助とナショナルの世紀』(新潮社、2011年)参照。 128 とよだ・きいちろう(1894年-1952年。トヨタ自動車工業社長。豊田佐吉の

長男)。略歴については、和田一夫=由井常彦『豊田喜一郎伝』(名古屋大学出 版会、2002年)を参照した。

豊田喜一郎も運吉と同じ東京帝国大学を卒業しており、当然ながらこちらは 工学部である。実は豊田は工学部を卒業した後、短期間であるが法学部に在籍 していた。『一覧(大正9年-大正10年)』「学生及生徒姓名」14頁には英法選 択の「大正九年入学」の箇所に豊田喜一郎の名前がある。工学士であることを 示す「工」の字が名前の上に附されている。

前記『豊田喜一郎伝』によれば、「学習した科目は憲法(上杉慎吉)、民法(末 弘厳太郎)、社会学(建部遯吾)、会計学(上野道輔)、商法などである」という (同書76頁[由井常彦])。もっとも「それほど几帳面に出席し」なかったよう である。当時の東大法学部は森戸事件を背景に「憲法の解釈をめぐって、国体 を強調する上杉慎吉教授と立憲君主制を重視する美濃部達吉教授とが鋭く対立 し、学生たちの関心の的となっていた。しかし、喜一郎には、それほど興味が なかったようである」。その理由について上記伝記の著者は、「長い間の自然科 学的な思考が身についていた喜一郎にとって、憲法解釈のように、黒白が容易 に決着しない論議には関心が持てなくなっていたものと思われる」と述べる(同 書 76 頁 [由井常彦])。

なお、当時の民法は第一講座鳩山秀夫、第二講座穂積重遠であり、末弘は第 三講座担任である。『一覧(大正9年-大正10年)』105-106頁。ところで、上 記伝記では会計学の科目を挙げているが、前記『一覧』によると法学部の選択 科目にも名前がない科目であり、どのような科目として受講していたのかは不 明である。『一覧(大正9年-大正10年)』109-121頁。上記伝記で名前が出て きている上野は経済学部において商業学第二講座を担任している(同『一覧』」 491頁)。商業学科の必修科目には当然ながら会計学がある(経済学科の選択科 八 目でもある)。同『一覧』495、499、501、502頁。あるいは随意科目として受 講していたものであろうか。

129 それ以外にも本稿筆者の好みとしては、江戸川乱歩(本名、平井太郎。1894-1965) の名前をあげたい。 乱歩の略歴については、鈴木貞美編・評伝『江戸川乱歩』 (新潮社、1993年) 104-108 頁参照。なお、乱歩の父親平井繁男は関西法律学校

日清戦争というと、近代日本にとって初めての本格的対外戦争であり、転機となったことで知られる。「客分」に過ぎなかった人々を、「国民」に変えたという点で重要である 130 。もっとも岐阜県では「日清戦争も、その後の三国干渉に対する『臥薪嘗胆』ムードも、県民を深くとらえることはなかった」という 131,132 。「日本近代史における明治二十年代は、日本帝国が憲法を発布し、帝国議会を開設し、さらに日清戦争に勝利して国際的地位を高めたかがやかしい時期であった。しかし、岐阜県民の生活に目をむけると、この時期は、大災害の連続する苦難の暗黒時代なのであった」からである 133 。具体的には明治 21 年 (1888 年) は豪雨があり、破堤などがあり、東海道線以南地域は収穫皆無の惨状となった」 134 。翌 22 年 (1889

ハセ

⁽現在の関西大学)の第一回卒業生である(同書4頁)。そして繁男には商法の著作がある(同書6頁)。平井繁男=垂水善太郎(法学士成田元衛校閲)『改正日本商法詳解』(駸々堂、1899年)である。共著者である垂水は同校の第三回卒業生であり、卒業後も関西法律学校とその関連学校に関与し続ける(平井については関西大学五十年史・前掲注(4)33頁、垂水については同35頁に名前がある)。垂水については、『関西大学百年史 人物編』・前掲注(4)205頁以下、成田については越山鬼城『近畿弁護士評伝』(潜竜館、1900年)201頁以下参照。130 牧原憲夫『客分と国民のあいだ――近代民衆の政治意識』(吉川弘文館、1998年)(特に第三章)参照。

^{131 『}岐阜県の百年』・前掲注 (79) 126 頁。もっとも同書は続けて「にもかかわらず日清戦争は、ひろく県民に国家の一員であるとの自覚を植えつける最初の機会となった」とする。戦争に対する反応は社会階層によって異なるとも分析している。具体的には、戦争に冷淡あるいは無関心である者は資産家層に多くみられた一方、地域社会の下層に位置する工作農民・零細商人・職人らは戦争に強い影響を受けた(同書 127-128 頁)。ただし軍事的負担の影響で生活が苦しくなったのもこのような層である。『岐阜県史』・前掲注(34)330 頁。戦争後のいわゆる三国干渉問題についても「県下では見るべき反響を生まなかった」という。『岐阜県史』・前掲注(34)336 頁。なお、この『岐阜県史』・前掲注(34)の「日清戦争と岐阜県」という章(同書第四章)は、岐阜県の政治家の動きを説明している部分がかなり多い。

¹³² 他方、日露戦争は県民に大きな影響を与えた(『岐阜県の百年』・前掲注(79) 129 頁以下)。なお、日露戦争以降岐阜県は人口流失県となった。『岐阜県の百年』・ 前掲注(79)131 頁以下。

^{133 『}岐阜県の百年』・前掲注 (79) 92 頁。

^{134 『}岐阜県の百年』・前掲注 (79) 86 頁。

年) は21年よりもひどい不作で、そのため明治23年(1890年) 春には「各 地で食料が不足し、市中のみならずひろく農村でも、飢餓状態におちいっ た膨大な窮民が出現した 135。明治 24 年(1891 年) は濃尾大地震があり、「美 濃だけで死者四九八四人・負傷者一万三七六二人、住宅の全半壊・全半焼 八万九六六一戸をだし、道路・橋・堤防・用悪水路・溜池・樋管などの被 害は無数であった」¹³⁶。そうした地震の被害からまだ回復しきらない明 治 26 年 (1893 年) は大暴風雨が襲来し、河川の洪水により県内で計 382 筒 所が破堤し、耕宅地1万3572町歩が浸水した。当時の新聞には「実に数 十年来未曾有の大洪水なり」と表現されたが、明治28年(1895年)・明治 29年(1896年)の水害は、破場箇所・浸水耕地面積の点でこの「未曾有の 大洪水」を上回る大水害となった。「住家とすべての家財道具を失った県 民も多く、県の炊出し救助を受けた難民は、県総人口の二八%」にもなる という 137。「暗黒時代」との表現も宜なるかなといったところである。

こうした災害からの復興の過程で、町村等の行政が必ずしも適切に機能 しなかった ¹³⁸ ことから、県民の不満がたまり、民衆運動につながっていっ た。それどころか不正も発覚し、国会でも問題となり、政府は役人を岐阜 県に派遣している(復旧には国庫金が投入されているため)。こうした出 来事は、最終的には18年近く君臨した知事の辞任につながる。「この時期 の小作争議は、併発した震災費不正追及運動と別個の運動ではなかった。 「中略」岐阜県の民権運動は、明治二十四年の濃尾震災を機に、「中略」民 衆運動として展開したのである」139。

なお岐阜県の民権運動との関連では、自由党党首板垣退助のいわゆる岐

^{135 『}岐阜県の百年』・前掲注(79)86頁。

^{136 『}岐阜県の百年』・前掲注(79)87-88頁。

¹³⁷ 以上、『岐阜県の百年』・前掲注(79)88-92頁。

¹³⁸ 復旧「工事のほとんどを請け負った町村は〔中略〕巨額の復旧工事を短期間 で施行する官僚的事務能力をそなえていなかった」という。『岐阜県の百年』・ 前掲注(79)99頁。

^{139 『}岐阜県の百年』・前掲注(79)108頁。

阜遭難事件が著名であろう。板垣が刺されたのは明治 15 年 (1882 年) 4 月 6 日であるが、板垣一行は 4 月 3 日には中津川に入っており (明治 10 年代の中津川は岐阜県では民権運動の中心地であった)、演説会・懇親会が催され、この懇親会には間杢右衛門 (時期的には 9 代目であろうか) も参加したという 140。

『大観』に記された中津町は明治初期には中津川村といい、人口 2 千数百人であった 141 。明治 22 年 (1889 年)に町制、明治 30 年 (1897 年)には合併により中津町となった 142 。なおこの時期、間半兵衛は中津川の戸長・組合長を務めていた 143 。

運吉の出生から大学入学までの足どりは定かでないが、明治27年生まれの場合、初等教育は、森有礼文部大臣の下で制定された「小学校令」(従前の「教育令」に取って代わったもの)を明治23年に廃止して新たに公布された、いわゆる「第二次小学校令」(全面施行は明治25年(1892年)4月から)以後の制度であっただろう。この制度は、尋常小学科は3年制と4年制があり、その上の高等小学科は2年制、3年制、4年制の区分があり、このほか補習科・専修科が設けられるというやや複雑なものであった144(その後の明治33年(1900年)の第三次小学校令では尋常小学校は4年に統一された(後に6年に延長)145)。地方の実情に合わせて色々とやっ

¹⁴⁰ 宮地・前掲注(37)304頁。

¹⁴¹ 岐阜県恵那郡教育会編纂・発行『恵那郡史』(1926年)410頁。

^{142 『}恵那郡史』・前掲注(141)390頁。

¹⁴³ 明治 17 年時点について『恵那郡史』・前掲注 (141) 456 頁、同 22 年の町制時 については同書 465、478 頁。

五 144 文部省『学制百二十年史』(ぎょうせい、1992年)30頁。同書によるとこの 第二次小学校令によって「小学校の基本的性格がここに確定された」という。

¹⁴⁵ 明治40年(1907年)の制度改正で尋常小学科の修業年限を2年延長され義務教育6年制が翌年度から実施された。「初等教育の基本課程を六年構成とすることは、このとき以来今日まで一貫して保持されることになる」。文部省・前掲注(144)31頁。

ていたようである ¹⁴⁶。

運吉が通ったかは定かでないが、明治30年代、中津町には中津尋常高 等小学校があった。明治5年創立で、当時は興風義校と称していた 147。 義校とは「美濃では、『土地有志有力の者』からの寄付が、小学校設立の 中心となり、これを小学義校という名称に籠めた」148 ものであるという。 興風義校の年経費のかなりの部分を「有志助成金」にたより、残りを生徒 授業料でまかなっていたようである ¹⁴⁹。

興風義校はその後何度かの名称変更を経て、明治31年に上記の名称(中 津尋常高等小学校)になった。実業補習学校を附設していたようである。

中学校は明治32年(1899年)公布の第二次中学校令(従来の尋常中学校 は、これ以降単に中学校となる) 以降のものであろうが、この時期の中学 校の修業年限は5年である¹⁵⁰。明治末期、岐阜県には4つの公立中学校 があった (これ以外にも私立の中学校があった) 151。

¹⁴⁶ なお、運吉と同じ明治27年(1894年)生まれの鈴木義男(後注(160)の伝記 参照) は、伝記の年譜によると、明治33年(1900年)に「尋常高等小学校入学」 とあり、明治41年(1908年)に「小学校旧制高等科三年修了」、後「東北学院 普通科(中学)入学|とある。この普通科を卒業したのが大正2年(1913年)3月。 同年7月に「第二高等学校一部甲類入学」。そして高等学校は大正5年(1916年) 7月に卒業している。高等学校卒業時点ですでに22歳になっている。

¹⁴⁷ 岐阜県教育会編纂・発行『岐阜県教育五十年史』(1923年)485頁。

^{148 『}岐阜県の百年』・前掲注 (79) 53 頁 (原文のふりがな・圏点は省略)。

^{149 『}岐阜県の百年』・前掲注(79)54 頁によると年経費のうち 79% を「有志助成金」 にたよっていたという。もっともこうした有力者寄付金の存在は有力者らが教 育熱心であったことを意味しないようである。「美濃の有力者は小学校の速成 をのぞまない者が多かった。有力者の子弟は、義務教育前から、一定度の教育 を受け、さらに高度な教育へすすむことも可能であった。そして、門閥意識の 強い有力者は、脇百姓ら下層農民の子弟にまで学問をさずける学制に乗り気で はなかった」という。また、「町部でも、商人に学問は不要という考えは根強かっ た」。それにもかかわらず「こうした有力者が約一〇年にわたって毎年一定の四 金額を醵出することにしたのは、教育への熱意ではなく、一に県の強力な『懇 諭』」が大きな理由であるという。「小学校設立に対する一般民衆の意欲という 点で、飛騨と美濃とでは対照的な様相を示していた」。以上、同書54頁。

¹⁵⁰ 文部省・前掲注(144)34-36頁。

¹⁵¹ 岐阜県教育会・前掲注(147)274、293-294頁。私立中等学校については同書

高等学校・大学予科の修業年限は3年である 152 。なお、9代目間杢右衛門の寄付により中津高等女学校が明治39年(1906年)に設立されたのは先に見たとおりである 152a 。

(2) 東京帝国大学法科大学

大正 5 年 (1916 年) の『一覧 (大正 5 年 - 大正 6 年)』をみると、まず大正 5 年 9 月末時点において運吉が第一学年であることが確認できる 153 (当

276-277 頁。県立の中学は大正 11 年 (1922 年) には 4 校増えて 8 校になっている (同書 293 頁)。恵那郡にあった恵那中学校は大正 11 年設立なので、運吉とは関係がないだろう。

152 文部省・前掲注(144)42-43、765-766頁。

152a 校正時までに高等学校の史料を調べたところ、次の事実が判明した。すなわち、運吉は、大正5年(1916年)に第四高等学校を卒業している。『第四高等学校一覧(大正5年一大正6年)』179頁。運吉と卒業が同じ年の「第一部法科獨法」には、大審院判事を経て、戦後の松川事件において書簡送付で問題となった石坂修一(後に最高裁判所判事となる)や、行政官を経て弁護士となり、戦後極東国際軍事裁判の弁護人となる松澤龍雄がいる。同『一覧』では中学は明らかではないが、在学時の『一覧』には運吉の名前の上部には「岐阜東濃」とある。「私立早稲田」や「私立青山学院」などと書かれている者がいるので出身校と思われる。おそらく岐阜県立東濃中学校(現:岐阜県立東濃高等学校)のことだと思われる。

『第四高等学校一覧(大正4年-大正5年)』81頁(「第一部第三年丁組 獨法 文科」の三番目に運吉の名前がある。なお前年では二番目であった。『第四高 等学校一覧(大正3年-大正4年)』87頁)。

なお、運吉在学時の同じ組で運吉以外の岐阜県出身者には、黒田越郎と矢島 昌良がいる(矢島は運吉と同じ「岐阜東濃」であるが、黒田は「愛知第一」(愛 知県立第一中学校(現:愛知県立旭丘高等学校)と思われる)である)。黒田も 矢島も卒業は運吉より1年遅れて大正6年(1917年)の卒業である(二人とも京 都帝国大学に進学した)。『第四高等学校一覧(大正6年一大正7年)』187頁、『京 都帝国大学一覧(大正6年一大正7年)』283頁。矢島は大学卒業後、軍の法官 部に属する。『職員録』(大正10年)227頁(第三師団司令部の法官部附理事試 補と書かれている)。軍の法務官については、西川伸一「戦前期日本の軍法務 官の実体的研究——軍法務官193人の実名とその配属先をめぐって——」明治 大学社会科学研究所53巻1号(2014年)73頁参照。

黒田については注(265)を参照。同注に対応する本文の推測が正しければ、 黒田は高等学校の同級生である運吉の不祥事を取り調べたことになる。

153 『一覧 (大正 5 年 - 大正 6 年)』「学生及生徒姓名」18 頁。

八三

時は9月に第一学期開始、翌年の7月に第三学期終了という制度であっ た ¹⁵⁴)。明治 27 年 (1894 年) 生まれであって大正 5 年 (1916 年) 9 月時点 で第一学年ということは、22歳になる年に入学したことになる¹⁵⁵。上記 『一覧』によると東京帝国大学の学生生徒数は5477人(うち法科大学学生 2422 名、同生徒 2 名である) で、岐阜県人は 76 名 (そのうち 32 名が法科 大学学生) である (ちなみに長野県は 168 名である) 156。この学年の法科大 学入学者は596名(うち法律学科は350名)である 157 。

「第一年」の「独逸法ヲ兼修スルモノ」の第一段の右から7番目に運吉 の名前があり、いわゆる独法科(独法兼修)であったようだ ¹⁵⁸。本稿筆者 は戦前の法学者には詳しくないが、上記『一覧』から確認できることとし

^{154 『}一覧 (大正 5 年 - 大正 6 年)』 第一章 1 - 2 頁。

¹⁵⁵ 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史一』(東京大学、1986 年) 156 頁には大正 5 年の入学者の平均年齢は 22 歳 11 月であるという。 もっと もここで「本年度」としているものがどの時期を指すのかはよく分からない(典 拠が『一覧(大正5年-大正6年)』附録「平均年齢表」であれは大正5年9月 末時点の数字ということになる)。これに関する記述のある前後数年分を確認す ると、入学者の平均年齢は概ね22歳である。なお卒業者の平均年齢も概ね26 から27歳である。修業年限短縮以後は当然この数字は下がる。ただし入学者 の平均年齢はあまり変わらない。それどころか大正8年(1919年)は23歳4月 (百年史 169 頁)、大正 9 年(1920 年) は 23 歳 9 月(百年史 172 頁) とむしろ上がっ ている。

^{156 『}一覧(大正5年-大正6年)』附録「学生生徒府県別人員表」。

^{157 『}一覧(大正5年-大正6年)』附録「本学年入学 学生生徒学科並入学前ノ 修業学校別 大正五年九月末調」。

^{158 『}一覧(大正5年-大正6年)』「学生及生徒現数(大正五年五月末現在)」292 頁によると、法律学科 1423 名のうち独法兼修は 819 名と 6 割近くが独法兼修 である。よく知られているように、当時は独法に勢いがあった(対照的に仏法 は1割に満たない)。もっとも「大正五年五月末現在」とあることから、これ , は運吉が入学した時の数字ではない(前々年度、前年度および翌年度の『一覧』 は9月末時点の数字なのであるいはこの「五月末」が誤植の可能性も否定でき ない)。翌年度の『一覧(大正6年-大正7年)』「学生及生徒現数(大正六年九 月末現在)」308 頁によると、法律学科1060 名のうち独法兼修は643 名とやは り約6割が独法兼修である。学科人数が前年度と比較して減少しているのは、 前述の修業年限短縮が関係しているものと思われる。

て、同学年には、学者としては、(英法兼修であるが)野津務 159 や鈴木義 男 160 が、政治学科の方には河村又介 161 がいる。なお、「仏蘭西法」兼修

①は中央大学を定年退職したときのものであり、当然その時点までの略歴・ 業績である。それは別としても、①の略歴は3つの中で最も簡単なものである。

③では生年が「明治一二年七月六日」となっているが誤りである。現に、大 山俊彦による同書「はしがき」では「先生は明治二七年七月六日、島根県松江 市の羽田家に生まれ」としている(「はしがき」1頁)。なお②は野津の死亡日 を8月20日としているが、③は8月23日とする。新聞の訃報記事も8月20 日に死去したとしているので、②が正しい。朝日新聞1983年8月23日朝刊23面、 読売新聞同日朝刊23面。

なお野津は昭和42年(1967年)4月から昭和49年(1974年)3月まで駒濹大 学法学部の教員であった。つまり、本稿筆者の先輩教員ということになる。駒 沢大学百年史編纂員会編『駒沢大学百年史 下巻』(駒澤大学、1983年)1175 頁では具体的な月日は書かれておらず、単に昭和42年に就職したことが分か るのみである。退職日については昭和 49 年 (1974 年) 3 月 31 日と記載されて いる。

なお、③は東京帝国大学法科大学法律学科入学を大正5年7月としているが、 ②は大正5年9月であるとする。当時は9月入学だったので、③は誤りで②が 正しい(①は単に「大正五年」としている)。

卒業は運吉と同じ大正8年7月(当時は7月卒業である)。各種文献には首席 で卒業(なお野津は本文でも述べたように、いわゆる英法兼修である)したと している(2)74頁、③「はしがき」1頁)。『一覧 従大正七年至大正八年』の 「学生生徒姓名(大正七年九月末現在)」「第二 法科大學」の法律学科第三年の 英法兼修の最初に野津の名前がある(鈴木義男は三番目)。

これも本稿筆者の職場の大先輩にあたる雨宮真也によると、野津は野津道貫 (陸軍大将)の親戚であるという。雨宮真也「法学部の想い出」駒澤法学14巻 2号(2015年)38頁。銀時計の話はここでも出てくる。「当時の銀時計組は農商 務省に入るのが通例で」あったという(同頁。野津は大学卒業後まず農商務省 に入省した)。もっとも俗には内務省という説もあり、この辺はよく分からない。

160 すずき・よしお (1894 年~ 1963 年)。鈴木は学者としてよりも、政治家とし て有名なのかもしれない。鈴木の経歴については、鈴木義男伝記刊行会編・発 行『鈴木義男』(1964年)449-456頁の年譜を参照。

161 かわむら・またすけ(1894年~1979年)。大正8年政治学科卒業(河村も同 学科を首席で卒業)。河村については、たとえば、赤坂幸一「最若年の最高裁

¹⁵⁹ のづ・つとむ。明治27年(1894年)7月6日―昭和58年(1983年)8月20日。 野津の略歴については、次の三点の文献を参照。

①法学新報 72 巻 9=10 号 (1965 年) 109 頁

②花房一彦「野津務先生を悼む」保険学雑誌 505 号 (1984 年) 74、86-87 頁

③大山俊彦=花房一彦編『商法の課題とその展開(野津務先生追悼論文集)』(成 文堂、1991年) 339-340頁

には白蓮事件 ¹⁶² で知られる宮崎龍介 ¹⁶³ がいる。

また上記『一覧』からは、三学年上には小町谷操三 164 や小野清一郎 165 の名前が、一つ上の学年には正木亮 166 や勝本正晃 167 戦後最高裁判所判 事となった下飯坂潤夫 ¹⁶⁸ が確認できる ¹⁶⁹。二つ上の学年には岩松三郎 ¹⁷⁰

- オリジナルメンバー ――河村又介」渡辺康行=木下智史=尾形健・編『憲法 学からみた最高裁判所裁判官 70年の軌跡』(日本評論社、2017年)35頁以下 参照。
- 162 宮崎が既婚者である柳原白蓮(燁子)と駆け落ちした事件。白蓮の夫は著名 な実業家(九州の炭坑王といわれた伊藤伝右衛門)であり、また白蓮は大正天 皇の従妹にあたる(大正天皇の生母柳原愛子は白蓮の父親柳原前光伯爵の妹で ある)。こうした事情から事件は当時のメディアを賑わせた。千田稔『明治・ 大正・昭和華族事件録』(新人物往来社、2002年)87-104頁。
- 163 みやざき・りゅうすけ(1892年~1971年。弁護士・社会運動家)。朝日新聞 昭和46年(1971年)1月24日朝刊3面参照。
- 164 こまちや・そうぞう (1893年~1979年。商法学者)。小町谷の略歴について は、鈴木竹雄・編集代表『商法学論集(小町谷先生古稀記念)』(有斐閣、1964 年) 503-504 頁。小町谷については、朝日新聞昭和54年(1979年)1月7日朝刊 19面に訃報記事がある。
- 165 おの・せいいちろう (1891年~1986年。刑法学者)。小野の略歴については、 小野文庫整理委員会編『愛知学院大学所蔵 小野文庫目録』(小野文庫整理委 員会、1990年) 595-596頁。
- 166 まさき・あきら (1892年~1971年)。正木は大学での教歴もあるが、検事と して、また戦後は弁護士として活動した。監獄関係の研究が有名である。また、 行刑は正木の代名詞といえる。後進に大変慕われたようで、死後何年も経過し てから刑事系の雑誌「刑政」で特集が組まれたり、それ以外の記事でもその人 柄に言及されている。なお正木の妻は岩松三郎の妹である。刑政92巻12号(1981 年)42頁からの特集参照。
- 167 かつもと・まさあきら(1895年~1993年。民法学者。父親は京都帝国大学 教授の勝本勘三郎)。勝本の略歴については、中川善之助=打田畯一編集代表『現 代私法の諸問題 下(勝本正晃先生還暦記念)』(有斐閣、1959年)「略歴」3-5頁。 勝本の没年については、秦・前掲注(126)152頁を参照した。
- 168 しもいいざか・ますお(1894年~1971年)。大正7年東京帝国大学法科大学 卒業。司法官試補を経て、判事。以後裁判所内でキャリアを積む。大審院判事、 最高裁判所判事を歴任。経歴については野村二郎『最高裁全裁判官──人と判 ○ 決---』(三省堂、1986年)75頁を参照した。
- 169 『一覧 (大正 5 年-大正 6 年)』「学生及生徒姓名」8~15 頁。
- 170 いわまつ・さぶろう(1893年~1978年。大審院判事・最高裁判所判事を歴任)。 大正6年(1917年)東京帝国大学卒業。昭和11年(1936年)から昭和14年(1939 年)まで大審院判事。その後司法研究所指導官、広島地方裁判所所長などを歴任。

の名前が確認できる。比較的年齢の近い東京帝国大学商法学者になる者と しては田中耕太郎 171 がおり、田中は卒業年との関係――運吉入学の少し 前に修業年限短縮があり172、卒業に4年必要な者と3年で卒業できる者、 また個人的な事情(たとえば病気療養)も関係して、入学年で見るか卒業 年で見るかによって学年の差は異なる¹⁷³――では運吉の4年上になる。

運吉の名は、次年度の『一覧』には「第2年」のところに 174、さらに 次の年度の『一覧』には「第3年」のところにあり¹⁷⁵、大渦なく進級で きたことが分かる。なお、2年次の『一覧』では一つ下の学年の独法兼修 に我妻栄 176 の名前があることが確認できる(ということは岸信介の名前 もあるということなのだが)¹⁷⁷。また、英法兼修には、後に裁判官となる(商

戦後最高裁判所判事となる。岩松については、岩松三郎『ある裁判官の歩み』(日 本評論社、1967年)、鈴木忠一「岩松三郎先生の逝去を悲しむ」民事訴訟雑誌 25 号 (1979 年) 302 頁参照。

¹⁷¹ たなか・こうたろう(1890年~1974年。商法学者、文部大臣、最高裁判所長官、 国際司法裁判所判事)。田中の略歴については、鈴木竹雄編『田中耕太郎 人 と業績』(有斐閣、1977年)626-630頁。

¹⁷² 大正3年(1914年)6月に法科大学における修業年限短縮(4年から3年)に 係る規程改正が大学レベルで決定されている(『東京大学百年史部局史一』148 頁)。なお前年11月の教授会では、この修業年限短縮案は14対12の僅差での 可決であった(同書146頁)。

¹⁷³ たとえば、小野清一郎と田中耕太郎は入学が同じ年であるが(『一覧(明治44 年-45年)』「学生生徒氏名」19頁)、田中は大正4年(1915年)5月卒業で(『東 京帝国大学一覧附録(卒業生氏名)』(大正八年度)39頁)、小野は大正6年(1917 年) 3 月卒業である(同 42 頁)。

岩松三郎は大正2年入学(『一覧(大正2年-3年)』「学生生徒氏名」18頁)、 大正6年7月卒業である(前記・一覧附録(大正八年度)44頁)。小町谷は同じ 大正2年入学であるが(『一覧(大正2年-3年)』「学生生徒氏名 | 18頁)、大 正6年3月卒業である(前記・一覧附録(大正八年度)14頁)。なお岩松自身が 語る卒業の事情については、岩松・前掲注(170)9頁参照。

^{174 『}一覧 (大正 6 年 - 大正 7 年)』「学生生徒姓名」14 頁。

^{175 『}一覧 (大正 7年-大正 8年)』「学生生徒姓名」11 頁。

¹⁷⁶ わがつま・さかえ (1897年~1973年)。 我妻の略歴については、有泉亨編『追 想の我妻栄――険しく遠い道』(一粒社、1974年)参照。

^{177 『}一覧 (大正 6 年 - 大正 7 年)』「学生生徒姓名」17 頁。

法の著作がある) 柳川昌勝 ¹⁷⁸ の名前が確認できる ¹⁷⁹。3 年次の『一覧』では、 二つ下の学年の英法兼修に田中誠二 180 の名前がある 181。

先に『大観』3版で運吉の経歴を確認した。そこでみたように、運吉は 大正8年(1919年)7月に東京帝国大学法学部¹⁸²を卒業した¹⁸³。標準年 限で卒業したことになる。

・運吉在学中の東京帝国大学法科大学教員

運吉の第一学年の時の教員は、『一覧(大正5年-大正6年)』によれば、 憲法が上杉慎吉 184、刑法が牧野英一(なお、既に述べたように牧野も岐阜 県出身である)、民法は第二講座が石坂音四郎 ¹⁸⁵、第三講座が鳩山秀夫、

昌勝は、父である柳川勝二の商法関係の著作を補訂した。これについては注 (340) 参照。

- 179 『一覧 (大正 6 年 大正 7 年)』「学生生徒姓名」15 頁。
- 180 たなか・せいじ(1897年~1994年。商法学者)。堀口亘「田中誠二先生の ご逝去を悼む! 旬刊商事法務 1378 号 (1995 年) 24 頁。田中の略歴については、 田中誠二先生追悼論文集刊行会編『企業の社会的役割と商事法(田中誠二先生 追悼論文集)』(経済法令研究会、1995年)719-723頁参照。
- 181 『一覧 (大正7年-大正8年)』「学生生徒姓名」15頁。この時第2年の柳川 は英法の6番目、我妻は独法の2番目に名前がある(独法の1番目は岸である)。 同書 12、13 頁。
- 182 大正8年(1919年)2月に帝国大学令の改正があり、従来の分科大学は、改 正後は学部に名称変更された。
- 183 『東京帝国大学一覧附録(卒業生氏名)』(大正8年度)48頁に運吉の名前がある。 八 184 このときの美濃部達吉の担当は行政法第一講座である。『一覧(大正5年-大 正6年)』94頁。
- 185 ただし石坂音四郎は大正6年(1917年)に亡くなっているので、実際にどこ まで講義をしたかは不明である。『東京大学百年史部局史一』157頁によれば、 死亡日は同年4月21日である。

¹⁷⁸ やながわ・まさかつ(1895年~1971年)。『大日本法曹大観』・前掲注(7)41 頁では東京民事地方裁判所部長という肩書である。朝日新聞昭和46年(1971年) 1月5日朝刊3面の訃報記事では、「拓殖大教授、元大審院判事」となっている。 大審院判事になったのは昭和16年(1941年)10月7日付(翌日の朝日新聞夕刊 1面)であり、その後昭和20年(1945年)3月5日付で東京区監査判事になって いる(翌日の朝日新聞朝刊1面)。

第四講座は石坂と穂積重遠と三潴信三の分担である(第一講座は名誉教授である富井政章が講師として「民法第一講座ニ属スル職務担任」をしたようである)¹⁸⁶。商法は第二学年以降の配当科目であるが¹⁸⁷、商法第一講座は岡野敬次郎と松波仁一郎が分担、第二講座は松本烝治が担当、海法講座は松波仁一郎が担当となっている¹⁸⁸。

なお「独逸法講座担任」は三潴、「独逸法」の担当は「テオドル、ステル ンベルヒ」である ¹⁸⁹。

第二学年から商法の講義が始まるが、教員は『一覧(大正6年-大正7年)』によれば、先に述べたものと同じ科目担当になっている ¹⁹⁰。 すなわち岡野、松波、松本である(なお海法は必修ではなく選択科目であった ¹⁹¹)。後年、運吉が『株主総会論』を出版したとき、その「序」を書いたのは松本である。松本との縁はこの年にできたものであろうか。

別の例として、たとえば、『一覧 (明治 44 年 - 明治 45 年)』では、民法第二講座は川名兼四郎が担当することになっている (同一覧 88 頁)が、田中耕太郎の回想によれば、川名は健康が悪化していたので臨時的に松本烝治が兼担することになったという(田中は松本の民法の講義を受けたとする)。田中耕太郎「松本烝治先生の思い出」海法会誌復刊 (1955 年) 3 号 6 頁。ただし同『一覧』にはこれに関する記載はない。松本の名前の上には「商法第二講座担任民法第四講座分担」と書かれているのみである (同一覧 89 頁)。『一覧 (大正元年一大正2年)』においても、民法第二講座は川名兼四郎が担当しており、松本は「商法第二講座担任独逸法」となっている (同一覧 88-89 頁)。なお川名は大正3年11月7日に亡くなっているが(『東京大学百年史部局史一』149 頁)、『一覧 (大正2年一大正3年)』においては、やはり民法第二講座を担当していることになっている。この年の松本は「商法第二講座担任」である。なお、松本は民法の注釈書を書いたことがある。『註釈民法全書第一巻 人法人及物』(厳松堂書店、1910年 [第一分冊] /1912年 [第二分冊])。

土 186 『一覧(大正5年-大正6年)』96-97頁。

七 187 『一覧 (大正5年-大正6年)』 101 頁。

^{188 『}一覧 (大正5年-大正6年)』93-94 頁。

^{189 『}一覧 (大正5年-大正6年)』95、96頁。

^{190 『}一覧(大正6年-大正7年)』94-95頁。なお、この年度の一覧の助教授欄には「商法 田中耕太郎」とある。同書98頁。

^{191 『}一覧 (大正 6 年 - 大正 7 年)』 104 頁。

第三学年も商法スタッフの構成は変わらない。

(3) 司法官

よく知られているように、当時は帝国大学を卒業したものはいわゆる第 一回試験を受けることなく司法官(正確には司法官試補)になることがで きた ¹⁹²。大正 3 年 (1914 年) の裁判所構成法改正 ¹⁹³ でこのいわゆる「帝 大特権」はなくなったが、その施行日は大正 12 年 (1923 年) 3 月 1 日とさ れたので 194、運吉のときにはまだ無試験であったと思われる。

¹⁹² 裁判所構成法(明治23年法律第6号)65条2項は「帝国大学法科卒業生ハ第 一回試験ヲ経スシテ試補ヲ命セラルルコトヲ得」、と規定していた(明治23年 2月10日官報1982号6頁)。なお、文官試験試補及見習規則(明治20年7月 23日勅令第37号)3条は「法科大学〔・・・〕ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス 試補二任スルコトヲ得」、と規定していた (明治20年7月25日官報1221号2 頁)。その後明治26年に制定された文官任用令(明治26年勅令第183号)・文 官試験規則 (明治 26 年勅令第 197 号) (いずれも明治 26 年 10 月 31 日官報 3103 号掲載)では、この特権はなくなっている(ただし予備試験の免除規定(同試験 規則 12条) はある)。

¹⁹³ 大正3年法律第39号。この改正により裁判所構成法65条2項は削られた(大 正3年4月15日官報511号1頁)。

¹⁹⁴ 大正3年勅令第72号は、大正3年法律第39号の施行期日を定める勅令であ るが、「裁判所構成法第六十七条、第六十八条及第七十九条ノ改正二関スル規 定ハ大正三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス」としており、同法 65 条の改正に係る 部分については何ら言及していない(大正3年5月1日官報525号1頁)。その後、 高等試験令(大正7年1月17日勅令第7号)の附則の第3項に「大正三年法律 第三十九号中第五十七条乃至第五十九条、第六十二条及第六十五条ノ改正規定、 大正三年法律第四十号並本令中司法科試験ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日 ョリ之ヲ施行ス」と規定され、法改正から4年近く経過してから施行目が定め られ、それは当初の改正から約9年後という異例のものである。制度変遷を要 領よく紹介するものとして鈴木・前掲注(4)278-279頁参照。法改正から施行 日までこれだけの期間が空いたことについては、竹中暉雄「国家試験制度と『帝 大法科特権』」本山幸彦編『帝国議会と教育政策』(思文閣出版、1981年)409 **頁以下に詳しい(政治的事情や反対運動等が活発であったからだという)。帝大 六** 特権に関しては、萩屋昌志編著『日本の裁判所――司法行政の歴史的研究――』 (晃洋書房、2004年)第1章(「明治末~大正期の法曹資格・任用制度の展開― ─改革をめぐる議論とその帰結としての集権化──」)や潮木守一『京都帝国大 学の挑戦――帝国大学史のひとこま』(名古屋大学出版会、1984年)第5章も 参照。

先に『大観』3 版で確認したように、運吉は大正8年(1919年)8月に「司 法官試補 千葉地方裁判所詰」となった ¹⁹⁵。同時に司法官試補になった のは 78 名である ¹⁹⁶。

同 10 年 (1921 年) 4 月「判事 大阪地方裁判所予備判事」となり ¹⁹⁷、

195 大正8年8月5日官報2100号3頁(83頁)に「司法官試補ヲ命」じられた者 の中に運吉の名前がある。また、同4頁(84頁)には「千葉地方裁判所及同検 事局並千葉区裁判所及同検事局ニ於テ事務修習スヘシ」とある。年俸 540 円で ある(同5頁(85頁))。以上の辞令は同年8月2日付。

ただし、大正9年7月1日時点の在職者を記載した『職員録』(印刷局、1920年) 349-350頁(千葉地方裁判所・千葉区裁判所の部分)には運吉の名前はない。同 期で官報にも同じ千葉地方裁判所・千葉区裁判所詰と記載されている北岡淳の 名前はある。運吉の名前は東京地方裁判所の司法官試補の項目に見出せる(前 記職員録345頁。住所は豊多摩の下落合の「バウムフェルト方」となっている。 東亜経済調査局の助手であったヘルマン・バウムフェルトであろうか。もっと もバウムフェルトは明治末から大正初期にかけて麻布区に住んでいたとされて いるので別人かもしれない。

http://meiji-portraits.de/meiji portraits b.html#20090527093402531 1 2 3 111 1) 大正9年3月の『職員録追録』(印刷局、1920年)(大正8年5月2日以後12 月末日までの分を掲載)70頁に千葉地方裁判所の試補(大正8年8月2日付)、 千葉区検事代理(同年12月1日付)、千葉区裁判所の検事代理(同日)として名 前が確認できる。大正9年4月の『職員録追録』(印刷局、1920年)(大正8年 5月2日以降同9年2月末日までの分を掲載)78頁でも同じ。同年6月の『職 員録追録』(印刷局、1920年)(大正8年5月2日以降同9年4月15日までの 分を掲載)92 頁でも同じ。一方、大正9年8月の『職員録追録』(印刷局、1920年) (大正8年5月2日以降同9年5月末日までの分を掲載)100頁では、運吉は東 京地方裁判所勤務となっている(5月1日付)。同10月の『職員録追録』(印刷局、 1920年) (大正8年5月2日以降同9年6月末日までの分を掲載) 103 頁も同じ。 つまり千葉地方裁判詰は9カ月ほどだったということになる。大正9年5月3 日官報2323号7頁(39頁)では、「東京地方裁判所及同検事局並東京区裁判所 及同検事局ニ於テ事務修習スヘシ」とある。『大観』の類にはこれに関する記 載はないのは奇妙である。

196 前注の官報3頁参照。あいうえお順で並んでいる。

七 197 大正10年の『職員録』(印刷局、1921年)(大正10年7月1日現在のもの)381頁。 これに関する官報は発見できなかった。なお、このとき大阪地方裁判所には後 に最高裁判所判事となる齋藤悠輔(さいとう・ゆうすけ。1892年~1981年)が いる。 齋藤については、野村二郎・前掲注 (168) 36 頁を参照。 また、1920・30 年代に和議法・破産法・民事訴訟法の著作を著した竹野竹三郎もいる。竹野は 後に大阪控訴院部長になる。大日本司法大観編纂所編・発行『大日本司法大観』 (1940年)(以下、『大日本司法大観』として引用)251頁。また、後に大審院判

同年8月に「東京区裁判所判事」となった 198, 199。この区裁判所時代に破 産係となり、かなり長期間破産関係の仕事に従事した。破産主任官になっ たようである。この破産主任官について、当時財界(?)に興味深い以下 の噂(?)が流布していたようである200

当時東京区裁判所判事間運吉氏が破産和議の係り官であった。彼氏は 岐阜県の素封家の子息で帝大出身。

破産や和議は、財界人の最終最要の問題なる故に、当事者や関係者が、 賄賂等を以ても決定を希望する向が、大分あるので、当時不文律で、破 産主任官は斯様な誘惑に克ち得る剛直の士で、財産百万円を超える家の 出たる事を必要、としたものだ相である。

事になる。

¹⁹⁸ 大正11年の『職員録』(印刷局、1922年) (大正11年7月1日現在のもの)316頁。 これに関する官報は発見できなかった。

¹⁹⁹ 注(21)でみたように、大正10年8月25日付で高等官六等陞叙。なおこの 官報では同時に35名の判事・検事が高等官六等になっているが、そのほとん どが大正8年8月5日に同時に司法官試補になった者と思われる。大正10年 8月の方の官報の並びがどういう順番なのかは不明であるが、今回はあいうえ お順ではない。運吉の名前が最初にある(同時陞叙中のトップということだろ うか?)。

^{200『}社史で見る日本経済史 第105巻 紅葉屋十年志 附 風雲六十三年 神 田鐳蔵翁』(ゆまに書房、2021年)249頁(底本の『風雲六十三年』の部分は 1953年出版)(以下、紅葉屋十年志の部分を『紅葉屋十年』、後半の伝記部分を 『風雲六十三年』として引用する)。同書は、後にみるように、運吉の人生を狂 わせることになる神田銀行の、設立者である神田鏞蔵の関係者が書いたもので あるという点も興味深い。なお同書は、運吉の判事辞職の理由については何も 言及していない(同書253頁)。本文引用の部分以外には、神田銀行の破産宣告 後、「茲に、大正九年の財界大動揺以来、東京区裁判所の破産主任官であった 間運吉判事は、十年に渉る大任を完了して<本稿筆者注:運吉が東京区裁判所 判事になったのは、すでにみたように、大正10年であり、かつ次にみるよう に、部長判事になったのは昭和4年なので、7年ちょっとであり「十年」とい うのは正確ではない>東京地方裁判所の部長判事に転任したのであった」(同 四 書 250 頁) とか、同書筆者が、「此有名な間判事が、筆者の学友の親戚<本稿筆 者注:間四郎あたりであろうか>であり、且未だ年若なるを知り、彼氏を訪問 した時は、昭和四年の晩春で神田銀行が破産の宣告を受けた後であった」(251) 頁)とするのみである。運吉は神田銀行の和議申請条件がなぜ不適当なのかを 説明したようである。

こうした噂の真偽はさておいて、当時そのような噂が飛び交っていたというのが興味深い(こういう話は真実であるかどうかはさておいて、いかにも真実であるらしい一応もっともな理屈がついているために流布・定着していくものである)。

運吉は昭和4年(1929年)に東京地方裁判所民事部部長判事となった²⁰¹。 この年をもって運吉の司法官としてのキャリアは終わる。次はこのことを 確認しよう。

なお、昭和4年というと政治的な問題としては、7月には田中義一内閣が張作霖爆殺事件に係る処分問題で総辞職²⁰²、8月以降は勲売問題(勲章 疑獄・売勲事件)²⁰³ や鉄道疑獄²⁰⁴ が当時新聞の話題であった²⁰⁵。この話 題は運吉が関係する事件と並べて問題とされることもあった²⁰⁶。経済的

t

²⁰¹ 昭和4年3月22日官報666号12頁(576頁)。「補東京地方裁判所部長」とある(同年3月20日付)。なお、部長判事となる直前の法曹会編・発行『司法部職員録』(1928年)35頁に運吉の名前が確認できる。このときは中野のあたりに住んでいたようである。

²⁰² たとえば、清水唯一朗=瀧井一博=村井良太『日本政治史』(有斐閣、2020年) 177 頁参照。

²⁰³ 賞勲局総裁天岡直嘉が叙勲決定をめぐって賄賂を受け取ったとして起訴された事件。大島太郎「勲章・鉄道疑獄事件――政党政治における汚職の露呈――」 我妻栄編集代表『日本政治裁判史録 昭和・前』(第6巻)(第一法規出版、1970年) 305 頁以下参照。

²⁰⁴ 鉄道利権問題(私鉄買収・敷設免許)をめぐって贈収賄があり、5つの鉄道会社が関係していたとされる。前鉄道大臣小川平吉が逮捕されたことでも注目された。前注の文献参照。

²⁰⁵ たとえば、朝日新聞は昭和4年(1929年)9月半ばから年末にかけて両事件について相当な頻度で事件を報じている。

²⁰⁶ 時期的にも夏の後半に事件が報じられるようになった点で同じである。法律新聞 3018 号 (昭和 4 年 9 月 5 日) 3 頁は、「司法部綱紀振粛の必要」という見出しで、固有名詞こそあげないものの「強制和議問題進行中に在る某銀行事件」、「この事件に対し主任官たりし某判事が」「不相応の遊興を試みた事実が発覚し、都下の各新聞より延いて全国の各新聞に報道せられ」とある(後に本文で述べるように、この「某判事」は運吉のこと)。「近時社会は往々公私の分界を滅却し、情誼に溺れて公義を没するものあるは、恂に遺憾千万なことである」と手厳しい。なお本稿筆者の調査が及ばず、都下の各新聞でどのような報道がなされた

には浜口内閣の竪縮財政や金解禁の年である²⁰⁷。これに関連することと して、司法界ではいわゆる官吏減俸令が司法権の独立との関係で大問題に なった208。そして、もちろんニューヨーク株式市場の大暴落の年でもある。 ちなみに、島崎藤村の『夜明け前』の第一部が中央公論に連載され始めた のもこの昭和4年である²⁰⁹。

3. 神田銀行事件

・神田鐳蔵と神田銀行

神田銀行は神田鐳蔵(かんだ・らいぞう。1872年~1934年。以下「神田」 という)が創立したものである。神田については日経金融新聞 2005 年 10 月24日20面の「ニッポン相場師列伝」の以下のような簡単な紹介が分か りやすい210

「(かんだ らいぞう 1872 - 1934) 明治5年名古屋市出身、21歳の 時名古屋株式取引所株の買い占め戦で大もうけ、同29年松谷天一坊の 豊川鉄道株の買い占め戦にも参画、同32年東京蛎殻町に転じ、翌年株 の才取り紅葉屋開業、同35年戦時公債大量買いを強行、市場を驚かす。 同44年紅葉屋銀行(後に神田銀行)を開業、昭和2年同行破綻、同9年没。」

のかは不詳である(本稿筆者が見た限りでは都新聞の報道があったことは確認 したが、時期的にはそう早いものではなかった。全国紙は後に本文で述べるよ うに、朝日新聞・読売新聞などが詳しく報じていた)。なお、本文で述べたように、 この時期は勲売問題が特に熱心に報道されていたという印象である。法律新聞 においても関連記事が掲載されていた。前記法律新聞3018号8頁、同3021号 (昭和4年9月13日)6(ただし外字新聞の翻訳・転載記事)、8-10頁など。

^{207 『}大蔵省百年史 下巻』(1969年)第5期第1章「金解禁と緊縮財政」5頁以下(特 に11頁以下)。

https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof 100history/okurasi5.htm

²⁰⁸ 古くから研究があるようであるが、比較的最近の文献として新井勉「昭和初 年の官吏減俸令と裁判官」日本法学77巻2号(2011年)1頁。

²⁰⁹ 島崎藤村『夜明け前第二部(下)』(岩波文庫、1969年)343頁(猪野謙二によ る巻末解説)参照。

²¹⁰ 注(200)で述べた神田の伝記である『風雲六十三年』も参照。

神田家は代々酒造を業としており ²¹¹、屋号は「紅葉屋」 ²¹²。ただし、神田はこの家業を継ぐことはなかった ²¹³。後に神田が東京で証券業を始めたときもこの「紅葉屋」で商売をした。神田の父親は相場師的な仕事をよく思っていなかったようで、神田が名古屋で株式仲買人をしていたときに日経金融新聞にあるように大儲けをしたが、この父親は得意気に吹聴する息子を一喝している ²¹⁴。その後景気変動で神田が一転して没落したときも、あきれ果てて勘当を言い渡した。ただし息子を一定程度評価していたようで、条件付きで神田家を相続させるとの遺言を残している。「相場はダメだ、実業でなくてはダメだ」というのがこの父親のモットーであった ²¹⁵。

名古屋で失敗した後、神田は東京へ行く。結局そこでも証券市場関係の仕事を始め、「紅葉屋」を開業、上記記事にあるように成功を収め、業界に名が知られるようになり、渋沢栄一とも交流する²¹⁶。渋沢に有価証券金庫銀行論なるものを説いていた。このことは最終的には自ら銀行を設立することにつながる²¹⁷。紅葉屋銀行である(明治 44 年設立。資本金は百万円。上記日経金融新聞の記事にあるように、後に神田銀行と改称)。このころ、「財界十傑」なるものに選ばれている²¹⁸。それだけ知名度・人気があったということである。明治生まれの財界人らしく、各所に寄付をしており、大正7年(1918年)には東京帝国大学医科大学にも一万円を寄

^{211『}風雲六十三年』3頁によると、鐳蔵の鐳は甕・壺の意で、蔵は納む、貯む、倉の意であるという。

^{212 『}紅葉屋十年』· 前掲注 (200) 1 頁。

²¹³ ただし、17 の年に「我国酒造法を科学的に改良するの志を懐き、酒泉の名 ある摂津灘に往きて自から身を奴僕の間に投じて酒造改良の研究に従事」した が、「酒造改良の途は遂に発見されずして已みにき」とある。『紅葉屋十年』・ 前掲注(200)1頁。

ti 214 『風雲六十三年』・前掲注 (200) 9 頁。

²¹⁵ 以上『風雲六十三年』・前掲注 (200) 17-19 頁。

²¹⁶ 明治39年に私邸において大園遊会を開催したとき、来賓として渋沢や、大 蔵喜八郎、菊池武夫などがいた(3人とも男爵)。また大隈重信(伯爵)の祝辞が 代理人により読まれた。『風雲六十三年』・前掲注(200)59-62頁。

^{217 『}風雲六十三年』· 前掲注 (200) 103-104 頁。

^{218 『}風雲六十三年』・前掲注(200)116 頁。同書によると「一等」であるという。

付している²¹⁹ (大正7年というと運吉は東京帝国大学在学中である)。

さて、前記日経金融新聞の記事中、神田銀行事件に関する記述としては 次の文がある。

「順風に帆を掲げて疾走してきた神田が、昭和金融恐慌でもろくも亙解 する。が、債権者大会では強気の弁をふるった。○『銀行を危殆(きたい) に導いたのは、私の経営ぶりが放漫なためではなく、蜀犬目に吠え、呉 牛月に喘ぐ、債権者諸氏の態度です』不安におびえる債権者のろうばい 振りで破綻した、と居直った。| ²²⁰

(○は原文改行を表すものとして本稿筆者が付加した。以下新聞記事の 引用の場合に同じ)

記事にある昭和金融恐慌は、昭和2年の銀行取付け騒ぎとこれに続く経 済的混乱のことである(これに関する政府の対応も含めて論じられる)。

そして本文の通り「銀行を危殆に導いたのは~」と続く。その続きもあって、 「天の作せる孼くわざわい>は猶ほ違くさ>くべし、自ら作せる孼は逭くの>が るべからずと云う事をご承知ですか」とあり、全体として神田の意外な(?)教 養ある一面がみられる。もっとも以上引用した部分は、債権者集会に出席した 者からの伝聞である。『風雲六十三年』の著者の脚色が入っているかもしれない。

^{219 『}風雲六十三年』・前掲注(200) 188 頁。『一覧(大正7年—大正8年)』 475-476 頁に「神田鐳蔵奨学資金」の説明がある。「医学研究ノ費途ニ充ツヘキモ ノトス」とある。

²²⁰ 同記事中の二重カッコの部分は『風雲六十三年』・前掲注 (200) 241 頁にある (おそらく日経金融の記事は同書を参照したものと思われる)。同書によると、 神田は次のような大見得を切ったという。

[「]アナタ方は何を、ザワザワとお騒ぎなさる。貸借対照表を御覧になれば判る でしょうが、アナタ方からお預かりして居るのは、預金が千二百八十万円許り と、有価証券が千三百三十三万円許合計二千六百万円許りであるが、私の持株 は其何倍もあつて、再割借入やコール約七千万円に対する担保が八掛としても 千四百万円近く浮くし、土地だけでも三千数百万円のものがあるから五掛とし ても千五六百万円のデメがある。唯、今直に返せと云はれては、日本銀行でな い限り、参るに不思議はない。何故モ少し沈着に、私の放資換価をお待ち願 ぬのですか。」

• 昭和金融恐慌 221, 222

昭和2年(1927年)のいわゆる昭和金融恐慌(以下「昭和2年恐慌」という)は、大蔵大臣片岡直温²²³の失言をきっかけとする銀行取り付け騒ぎが著名であるが、経済史家らはこれを部分的な事象に関する直接的要因の一つとして扱い、昭和2年恐慌の遠因・基因の分析としては(時間的なものも含めて)より大きな視点で行っている。

昭和 2 年恐慌は、概ね、①第一次世界大戦期 (およびその直後 224) のブーム、②①の反動による不況 225 、③②に対する救済策 226 、④大正 12 年 (1923 年)

- 221 以下は、高橋亀吉=森垣淑『昭和金融恐慌史』(講談社学術文庫)(講談社、1993年)、日本銀行百年史編纂委員会編纂『日本銀行百年史 第三巻』(日本銀行、1983年)169-263頁(これについては下記日本銀行サイト内のものを参照したhttps://www.boj.or.jp/about/outline/history/hyakunen/hyaku3.htm/)、山崎廣明『昭和金融恐慌』(東洋経済新報社、2000年)、横山和輝『日本金融百年史』(ちくま新書)(筑摩書房、2021年)第二章を参照した。全体および最近の文献については、小林和子=深見泰孝「震災対応と金融危機―昭和金融恐慌に学ぶ―」証券アナリストジャーナル49巻10号(2011年)5頁参照。
- 222 昭和5年(1930年)のいわゆる昭和恐慌とは別のものである(もちろん全く関係ないわけではない)。日本銀行百年史・前掲注(221)第6章、横山・前掲注(221)第三章。
- 223 かたおか・なおはる (1859 年~ 1934 年)。 片岡については国立国会図書館内 の以下のコンテンツがまとまっている。

https://www.ndl.go.jp/portrait/datas/410/

- 224「1918年11月、第一次世界大戦が終了すると、それまで戦時のブームをリードしてきた軍需関連産業は、大幅な価格の下落のなかで、景気の主導力を失い、日本経済はそれから半年あまり、『休戦反動』と呼ばれる景気の低迷期に入った」が、1919年春頃から、「アメリカ経済の好調にリードされた生糸輸出の好調や、対アジア向け綿布輸出の拡大」、国内個人消費の増大などの要因が重なって、景気上昇が続くことになった。以上、武田晴人『日本経済史』(有斐閣、2019年)197頁。
- 225 大正9年(1920年)の反動。高橋=森垣・前掲注(221)61-64頁。3月の株式市場の暴落がきっかけであった。日本銀行百年史・前掲注(221)3頁以下。横山・前掲注(221)7頁は「今で言えばバブルが崩壊した」と表現する(同書24頁も参照)。3月の暴落による混乱は、その時点では別の市場等には波及しなかったが、徐々に市況が悪化し、4月に大阪の増田ビルブローカー銀行の破綻危機の情報が広がると、再び株価が暴落し、立会中止にまでなった(今度は商品市場にまで波及)。その間関西の有力銀行が協調融資団を結成して増田ビルブローカー銀行を救済する方針を決定したが、これには日本銀行からの救済融資を嘆

の関東大震災とこれに対する救済策(いわゆる震災手形関連)227、⑤震災手 形関連の不良債権を抱える銀行群とこれに対する政府の対応、⑥⑤に関連 する法案が政治的に問題になるなか、昭和2年3月の片岡蔵相失言²²⁸、⑦

https://teikokugikai-i.ndl.go.jp

願し、結果的にはこれを得ることが出来た。商品市場も大混乱し、財界から政府・ 日銀への救済を求める運動が行われた。同年6月には一応落ち着いたが、それ までに各地で銀行取り付けがあった。日本銀行百年史・前掲注(221)3-9頁。

²²⁶ 高橋=森垣・前掲注(221)65-78頁、横山・前掲注(221)29頁。救済策およ びそれに対する批判について、日本銀行百年史・前掲注(221)10-23頁(モラル ハザード、救済の実行遅延、不公平、投機思惑を扇動することになる等々)。 武田・前掲注(224)201頁は、「広範な救済融資によって恐慌過程で整理される べき競争力の弱い企業も温存し、債務の整理が進まないまま不良債権化する弊 害も伴った。その結果、金融機関の収益を悪化させ、1920年代における経済 発展を制約する病根の一つとなった」とまとめる。

²²⁷ 高橋=森垣・前掲注(221)79 頁以下、日本銀行百年史・前掲注(221)48 頁以 下、横山・前掲注(221)37-47頁。政府が震災直後にとった対応策は金融に関 してはモラトリアム、社会的には戒厳令である。日本銀行は焼失した現金の引 き換えを実施。横山・前掲注(221)42頁は「震災直後の政策的対応は、結果と して、日本銀行や政府が当初懸念したほどの混乱を抑えた側面がある」とする。 震災手形とは、「関東大震災を受けて日本銀行が再割引した手形のことであ る」(横山·前掲注(221)45頁)。これについては、大正12年勅令第424号「日 本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」が関連す る (大正 12 年 9 月 27 日官報 3330 号・号外 1 頁) (震災手形割引損失補償令と 呼ぶ者が多い)。銀行の貸出先が被災した場合、銀行は不良債権を抱えること になるが、これに対処するためにこの震災手形補償令が制定された。すなわち、 たとえば「震災ノ当時営業所ヲ有シタル者ノ振出シタル手形」(同勅令1号参 照)を日本銀行が再割引することによって銀行の資金力を回復させることがで きる(同勅令はその場合の日銀の損失を政府が1億円を限度として補償すると いう建て付けである)。この処理の問題点は、不良債権が震災によるものなのか、 震災以前から不良債権だったのかの区別が難しいことである。

²²⁸ 第52回帝国議会衆議院予算委員会議事録第9回(昭和2年3月14日)にお ける「現二今日正午頃ニ於テ渡邊銀行ガ到頭破綻ヲ致シマシタ」(同会議録19 頁2段)発言が有名であるが、後年片岡が語ったところによれば、自身の認識 としては失言ではないという(前後の文脈を無視して一部分を切り取った印象 ** 操作的な要素が全くないとはいえない)。なお、日本銀行百年史・前掲注(221) 八 169-170 頁は、東京渡辺銀行が休業したのはこの片岡発言によるものか、それ とも片岡発言以前に休業決定がなされていたかは、「なかなかデリケートであ る」とする。どうも色々と検証を要するようである。帝国議会の会議録につい ては、下記の帝国議会会議録検索システムを利用した。

取り付け騒ぎ、⑧銀行の臨時休業・支払延期令(いわゆるモラトリアム)等 の政府対応²²⁹、⑨5月の対策二法成立による沈静化²³⁰、という流れで論 じられる。

⑤⑦については台湾銀行・鈴木商店・東京渡辺銀行に関して詳しく論じ られるのが通常である²³¹。⑦をもう少し分けると、(7A)3月の取り付け騒 ぎ²³²、(7B) 3 月末、震災手形関連法の議会通過²³³、(7C) 台湾銀行による鈴 木商店向け新規貸出打切り(とこれに関する新聞報道)²³⁴、(7D)台湾銀行救

なおこれらの銀行・企業への言及と同時に、十五銀行について言及すること も多い。高橋=森垣・前掲注 (221) 116-121 頁、横山・前掲注 (221) 54-55 頁。

- 232 高橋=森垣·前掲注(221)162頁以下、日本銀行百年史·前掲注(221)170-173頁、 横山・前掲注(221)55-57頁。ただし、片岡発言や東京渡辺銀行の休業届提出 の時点で同時多発的な取り付けが発生したわけではない。数日はそれなりに安 定していたのである。その後関東圏の銀行に騒動が飛び火し、いくつかの銀行 が休業する。そのことが金融不安を刺激し、一層人心を不安にさせる。ただし 騒ぎになったのは震災手形を多く所有しているとみられた「二、三流の銀行」(高 橋=森垣・164-165 頁) であり、3月の騒動は局地的なものにとどまった。
- 233 高橋=森垣・前掲注 (221) 165 頁、日本銀行百年史・前掲注 (221) 174 頁、横 山・前掲注(221)57頁。俗に震災手形関係二法(案)——震災手形損失補償公 債法(案)、震災手形善後処理法(案)——のことである。昭和2年3月29日制定、 同月30日公布(それぞれ法律第19号・同20号)。昭和2年3月30日官報72 号 4-5 頁 (770-771 頁)。
- 234 高橋=森垣・前掲注(221)166-170頁、日本銀行百年史・前掲注(221)174頁、 横山・前掲注(221)57-58頁。注(231)も参照。この台湾銀行による鈴木商店へ の対応の報道は経済界にショックを与えたようである。両者の関係、また両者 の経営状態についてはすでに広範に知れ渡っていたが、関係絶縁とはならない とみられていただけに、衝撃が大きかったということである。打切り通告が3

²²⁹ 高橋=森垣·前掲注(221)181-189頁。日本銀行百年史·前掲注(221)178頁以下。 230 高橋=森垣・前掲注(221)190-198 頁、日本銀行百年史・前掲注(221)181頁。 231 高橋=森垣·前掲注 (221) 110-116、157-181 頁、日本銀行百年史·前掲注 (221) 170-178 頁、横山・前掲注(221)51 頁以下。昭和元年(1926年)末時点で震災手 形の未決済高トップは台湾銀行であった。そして台湾銀行の貸出総額の7割超 が鈴木商店関連の融資であった。台湾銀行は鈴木商店の機関銀行ともみられて いた。機関銀行とは、「特定の融資先を優先する銀行」(貸出先が銀行経営者一 族が運営している場合が多い) のことであり、「貸出先の経営に対する規律が不 十分な場合でも監視体制の改善もなく融資が継続される傾向があしるという。 横山・前掲注(221)53頁。このことは、東京渡辺銀行の、渡辺一族が経営する 会社への優先的融資に代表される。

済のための勅令案、(7E) 同勅令案を枢密院本会議が否決(4月17日)²³⁵、(7F) 台湾銀行休業、(7G)預金取り付けと銀行休業の連鎖²³⁶、に分けられる。3 月 (7A) と 4 月 (7G) の取り付け騒ぎは質が異なる点に注意が必要である 237。

- 236 高橋=森垣·前掲注(221)174-181 頁、日本銀行百年史·前掲注(221)177-178 頁、 横山・前掲注(221)58 頁以下。台湾銀行休業は預金取り付けの波紋と、インター バンク市場への悪影響があった(横山・前掲注(221)58頁)。信用不安は関西 が先行していた。台湾銀行休業と同日近江銀行が休業になり、「緊急勅令否決、 内閣総辞職、台湾銀行・近江銀行といった事態を眺めて、経済界に不安動揺が 高まったのは当然であった」(日本銀行百年史・178頁)。関西で次々と銀行が 休業を発表、やがて金融不安は東京方面にも波及する。その後こうした動きは 全国的なものとなる。3月と異なり、財閥系銀行も取り付け騒ぎにあった。
- 237 横山・前掲注(221)は、「三月の騒動」と「四月の混乱」と表現を分けたうえで、 「三月の騒動」は銀行の健全性に対する疑念に由来するものだとする一方、「四 月の混乱」は銀行システムに対する信頼性の欠如に由来するものであるという (同書 56-62 頁)。「三月の騒動では貸出内容の健全性や健全化のための銀行の 経営努力が預金者にとっては一大事であった」が、四月の混乱においては「預 金者はもはや銀行システムの流動性供給機能を問題視していた。三月の騒動と 六 四月の混乱は、銀行パニックとして全く異質なのである」(同書62頁)。

なお、高橋=森垣は昭和2年恐慌を「三段階の波」ととらえる(同書157頁)。 第1に、3月15日の東京渡辺銀行休業に端を発する一連の銀行取り付け。第2に、 第1から4月18日の台湾銀行休業に至る間の、台湾銀行と鈴木商店の絶縁(の 報道)を契機とする銀行取り付け。第3に、台湾銀行休業後の信用パニックである。

月26日、新聞報道が4月1日である。その後政府・日銀内で対応が進められるが、 鈴木が大株主となっている神戸の六十五銀行が取り付け騒ぎにあう。

²³⁵ 高橋=森垣·前掲注(221)170-173 頁、日本銀行百年史·前掲注(221)175-177 頁、 横山・前掲注(221)57-58 頁。政府は4月13日に緊急勅令案を決定、同14日 に枢密院に諮詢する手続をとった。枢密院の委員会ではなぜ議会を召集しない のか、等が議論され、帝国憲法8条・70条の要件該当性が問題となった。同 月15日、委員会はこの案を否決。その後政府は枢密院本会議において原案の 成否を争うことを決めるが、同月17日本会議において多数決で否決される。 これを受けて、若槻内閣は総辞職する。そのため、枢密院における勅令案否決 は政権交代を意図していたとも言われている。ただし近年の研究である宮地英 敏=西尾典子「昭和金融恐慌と緊急勅令」経済学研究(九州大学)86巻2=3号 (2019年)73頁は、従来の政治史・経済史双方の研究にはそれぞれ不十分な点 があることを指摘するものであるが――どちらの分野についても素人の本稿筆 者がこの論文を十分に消化できているとは言い難いが――とりわけ、勅令案否 決の政治闘争的側面を過度に強調するのは正しくないとする(政治闘争である と一方的に認識したのは若槻内閣サイドであり、枢密院の側でこれを政治的な ものであると考えた者は一部にとどまるという)。

また、これらに並行して、政府の金解禁という政策目標(これは昭和5年(1930年)の恐慌とも関係がある)、与野党間の政治的対立、枢密院の対応、あたりが経済的政治的背景として説明される²³⁸。大正期の企業・銀行(銀行制度)の前近代性とこれに対する政府の対応を真因として説明するものもある²³⁹。

・昭和2年恐慌と神田銀行

上記のような騒ぎの渦中、神田銀行はどうなったか。当初、「神田銀行が、開設後十五年以上を経過して、先づ順調に営業をやつて居た事は勿論であるが、最初から預金の増加は言うに足らぬ金額で、此銀行の生命線は、預金ではなくて証券の運用預りと地方債、社債の引受募集にあるから、如上の取付騒ぎはあつても、別條なしと」考えられていた²⁴⁰。しかし、上記のうち社債の引受けが問題となった。すなわち、ある会社の無担保の普通社債を引受けたが、「社債金は売れただけ渡す約束で、一応社債額面だけの別段預金証書を会社に渡して、社債券及同額会社の約束手形を受けとった」²⁴¹が、この会社(この会社は前述の東京渡辺銀行と関係が深かった)がこの恐慌の中で破産し、この別段預金の払戻し請求がきたというのである。これに対して、神田銀行は同社の上記約束手形をもって相殺するつもりであったようであるが、「銀行は不払の態度を固守して居ると云う事情が、新聞に書き立てられたため」「銀行は物静かな取付を喰うに至つた」。預金それ自体は問題なかったが、「証券の運用預りは神田銀行の生命線で

²³⁸ 高橋=森垣・前掲注(221)134頁以下。日本銀行百年史・前掲注(221)184-194頁。 239 高橋=森垣・前掲注(221)281-286頁。注(224)で引用した武田文献も参照。

大 240『風雲六十三年』・前掲注(200)238 頁。もっとも、その後、朝日新聞昭和3 年(1928年)3月6日朝刊4面は、「神田銀行の小口預金引出し 五日午前、相 当多額に上る」と報じていた。「同行の小口当座は六百口十万五千円で当日払 戻しのあったものに対してはそれぞれ一部を払い残額は延期して漸次に払戻す ことの諒解を得た。又同行大口預金はほとんど全部が関係会社の預金であるか ら支障はないはず」とある。

^{241 『}風雲六十三年』・前掲注 (200) 231 頁。

あり、永年間に相当の巨額に達して居たから、此証券を取付けられる事は 致命傷であった」242

なお、昭和2年(1927年)8月に神田銀行預金者が同行から預金払戻し を受けたことが、後に破産管財人から問題視され、訴訟になり大審院まで 争われた(そこでは同年2月末段階で資産状態が著しく悪化していたと主 張された)²⁴³。

神田銀行の破産と運吉

その後、昭和3年(1928年)3月から4月にかけて、神田銀行は金融当 局に対して援助を要請したが、これを拒絶されたことが報じられ²⁴⁴、5月 になっても悪い話が続いた²⁴⁵。その後、詳細ははっきりしないが和議は ならず、6月になると債権者が神田銀行の破産申請を行った246。そして、 同年6月9日の官報には、以下のような大蔵大臣による神田銀行の新規取

²⁴² 以上、『風雲六十三年』· 前掲注 (200) 248 頁。

²⁴³ 大判昭和 15 年 9 月 28 日民集 19 巻 21 号 1897 頁。これは同年 8 月に預金の 払戻しを受けた預金者に対して、神田銀行の破産管財人が否認権を行使した事 件である。破産管財人は、神田銀行は同年5月13日に支払い停止をしており、 当該預金者はこれを知りながら払戻しを受けたと主張した。1審・2審は管財 人の請求を棄却。大審院で破棄差戻しとなった。

²⁴⁴ 朝日新聞昭和3年(1928年)3月16日朝刊4面(「神田銀行が 〇 特別貸増 要求 ○ 当局難しという」との見出し。「小口預金支払に充当するため」更 に「貸増を得べく」日銀大蔵両当局に請願しつつある、と)、同年4月25日朝 刊4面(「神田銀行への貸増 ○ 大蔵日銀は拒絶 ○ 預金支払援助を陳情) など。この拒絶に関しては注(251)も参照。民集・注(243)1922頁では、昭和 2年(1927年)5月13日以降昭和3年(1928年)3月5日までの間に日本銀行か ら総計約1900万円余りの特別融資を受けたとある。

²⁴⁵ 朝日新聞昭和3年(1928年)5月3日朝刊4面(「神田銀行への ○ 再度特 融は至難 ○ 首肯し得る整理案が ○ 提出してないと日銀当局談」。「大蔵 四 省でも ○ 融通難と回答 ○ 債権者代表に」の各見出し)。

²⁴⁶ 朝日新聞昭和3年(1928年)6月2日朝刊4面。民集・注(243)1921頁では、 破産の申立があったのは昭和3年(1928年)3月5日とする。ただし破産申請 は11件あったようなので(注(249)の破産宣告掲載官報参照)、もっとも早い ものが3月5日ということなのかもしれない。

引停止処分が掲載されるにいたる247。

「株式会社神田銀行に対し昭和三年六月七日銀行法第二十二条及第二十三条の規定に依り該銀行の業務に属する新規取引を為すこと及担保付社債信託法第十一条の規定に依り担保付社債に関する信託契約を締結することの停止を命じたり」²⁴⁸

最終的に、昭和3年(1928年)8月17日、神田銀行は破産宣告を受けた 249,250,251 。和議を却下して破産宣告をしたのが運吉であった 252 。

なお、本文後述のことであるが、昭和4年8月30日の官報には8月29日付で神田銀行の破産管財人解任の件が掲載されている。昭和4年8月30日官報802号831頁。

なお、破産宣告後も和議の動きがあり、朝日新聞昭和4年(1929年)2月22日夕刊2面は「神田銀行 〇 和議申請 ○ 賛成の調印 ○ 多数で」との見出しで神田銀行は多数の債権者の調印を得て強制和議の申請を提出したという。やや紛らわしいが、破産宣告前の和議とは別の和議の話ということになる。この強制和議に関しては、神田が私財を提供するという話が出てくる(次段の読売新聞記事参照。なお、神田自身も債権者により破産申請がなされる)。

また、読売新聞昭和4年(1929年)4月9日朝刊8面は、「神田銀行に和議の曙光 預金三割を切棄て 七ヶ年賦で払戻し」との見出しで、神田銀行の破産は免れそうだとも述べている。記事は、「神田銀行の整理は遅々として捗らず破産申請の続出で、どうなることかと心痛されて居たが此の程に至り神田鑩蔵氏の必死的 ○ 狂奔でどうやら破産による整理は免れそうな形勢となり同行預金者総数一千八百八十人中八日までに強制和議による整理を承認し調印せる預金者は千二百十九人に達し和議の法定数たる四分三を超過するに至ったので漸く此処に同行整理の曙光を認めらるるに至った。即ち同行無担保債権高総額は千二百五十円であるが若し之れを破産管財人の手によって清算状態に陥らし

²⁴⁷ 取引停止処分の約 10 日後の同月 18 日の読売新聞夕刊 11 面には、「神田鐳蔵氏は同氏の経営する神田銀行の預金払出しに充てるため来る七月第二日曜或は第三日曜を期して所蔵の書画、絵巻等五百点の第一回売立を行う事にな」ったとある。他方、朝日新聞昭和3年(1928年)6月 19 日朝刊 11 面は、神田の家財道具の競売は手形金請求による差押えに係るものだという。詳細は不明である。248 大蔵省告示第109号。昭和3年6月9日官報434号2頁(222頁)。

^{249 『}風雲六十三年』・前掲注 (200) 250 頁は昭和3年8月18日午前10時に破産 宣告があったとするが、官報には8月17日とある(官報にはなぜか宣告時間が 掲載されていない。神田銀行破産宣告の欄の横に掲載されている破産宣告につ いては時間が載っている)。昭和3年8月21日官報496号581頁。民集・注(243) 1898、1921頁でも破産宣告は8月17日とされている。

そして、昭和4年(1929年)8月末になると事態は急展開する。同年8 月27日の読売新聞は、

「神田銀行の管財人 破産を喰い物に悪事 鐳蔵氏を恐喝始め頻りに詐 取横領 芳賀弁護士収容さる」

- するとすれば預金者の取分は殆ど絶望の外はないのであるが、右強制 和 議の方法による整理案は ○ 『強制和議の整理案』 ○ 預金額の三割を切捨 て、残りの七割を一ヶ年間二期払いとして五分宛、年一割の償還を行い七ヶ年 に完済せんとするのであってその第一回の支払金額五分は預金総額に対して 六十二万五千円に該当するが既にこの支払準備金として同行では四十五万円の 手許金を有し残額十七万円五千円は神田氏の私財提供により、近く同氏所有の 書画□<売、か>立てを行い之れにて調達する段階となって居る尚お右は強制 和議の判決後でなければ該整理案の実行は不可能であるが神田銀行では遅くも 五円〈五月、の誤りか〉初旬頃迄には破産申請を取り下げ和議の判決を受ける 見込だと称して居るが順調に行けば第一回の預金支払は来る六月頃に実行し得 る予定であると ○ 因に向う七ヶ年の預金支払方法は神田銀行の業務を証券 会社に変更し旧債券の回収に努める一方神田鐳蔵氏の ○ 私財提供によって 年一割づつの返済を行うこととなって居る」、と続く。
- 250 神田銀行の破産は担保附社債信託法に関する議論を呼んだ。読売新聞昭和3 年(1928年)9月8日朝刊8面は、「社債信託法による『大臣の権限』事実上空 文なること暴露す」との見出し(原文の圏点(三角)は省略)のもと「大蔵当局 では最近に於ける神田銀行の実例に徴し、現行担保付社債信託法の規定により 受託会社が破綻を来したる場合「同法の規定」に照らして社債権者を保護する ことに決し過般来屡々興銀当局と折衝し受託会社の破綻による社債権者保護方 法を協議するところあったが、最近端しなくも大蔵興銀両当局者間に意見の確 執を生じ現行担保付社債信託法による大蔵大臣の権限は事実上不可能に近き条 文なることを暴露するに至った」とある。同新聞同月18日朝刊8面、同20日 朝刊8面、同年10月25日朝刊12面、等も参照。結局興銀が譲歩して(大蔵 大臣の選定により) 受託会社を引き継いだ。
- 251 なお、神田銀行管財人は昭和7年(1932年)に日銀を相手に訴訟を提起して いる。「昭和二年五月九日、政府が銀行救済のため法律第五十五号 〇 特融 法を公布実施し翌年五月八日まで銀行救済のため貸出すこととなったが同期限 内に神田銀行は第二回目特融貸出を求めたにも拘らず之を拒絶し支払停止を為 すの余儀なきに陥らしめた、右は平等の支払の原則に反するのみならず、実施 期間中に特融を拒否、休業せしめたのは明かに日銀当局の過誤か然らざれば非 違であって、特融法の精神に反する」というのが理由である。読売新聞同年9 月7日朝刊3面。
- 252 朝日新聞昭和3年(1928年)8月19日夕刊2面(この記事も破産宣告をした のが 18日(しかも夕刻)とする)。なお、同記事によると債権者への配当は約1 割程度と見込まれているようである。

との見出しで事件を報じる。その内容は次の通り。

同弁護士は<本稿筆者注:芳賀弁護士のこと>曾て東京弁護士会の副会 長をつとめたことがあり目下神田銀行の破産管財人に選任され昨春来他 の数名の弁護士と共に同行の整理に当っているうち頭取神田鐳蔵氏を恐 喝し或いは保管中の破産財団から巨額の金額を詐取したもので引続き連 累者の検挙を見る模様である。裁判所が任命した破産管財人の検挙は初 めてのことであるが犯罪内容は昨春ごろ神田銀行の資産状態調査と称し て上洛し京都支店長を恐喝し其他神田鐳蔵氏所有の箱根、葉山等の別荘 を仮差押えから免れしめると称して一万数千円を詐取し神田氏の邸宅た る牛込区佐土原町<本稿筆者注:砂土原町?>の宅地を売却するに當り 数万円の横領を計り牛込、四谷、葭町、檜物町等の各花柳界に出入して いたものでその足跡や証拠を収集中の刑事連もその豪遊振りには驚いて いる。

そして、この記事には「裁判所職員中からも関係者が出るべく」として いる。翌8月28日にも続報があり、

「四谷の待合から証拠書類を押収 神田銀行破産管財人流職で 司法首 脳部往来頻り」

との見出しをかかげ、そこでは、「殊に事件の渦中に裁判所職員が介在し ているというので司法当局では大いに驚き早朝首脳部間の往来密議が頻繁 を極めている」としている 253。同日の朝日新聞はより詳細な記事を載せ ている。

「情を知らず利用された形 神田銀行に絡まる収賄判事は結局退職か」 との見出しに続き、

「神田銀行事件から派生した東京区裁判所破産部某判事と芳賀破産管財 人との怪聞については裁判所でも重視し二十七日午後和仁東京控訴院長 と田中東京地方裁判所長は長時間の密議をし善後策を講じている」

²⁵³ 読売新聞昭和 4 年 (1929 年) 8 月 28 日朝刊 7 面。

「怪聞の内容は某判事が芳賀管財人から二回ほど饗応を受けたと伝へら れていることであるが同判事は全く情を知らずむしろ利用された気の毒 の地位にあるらしく、刑事上の責任は疑はしいが判事の地位としては不 徳を免れぬ模様で ○ 結局懲戒裁判を免れても自ら退職のやむなきに 至るであらうと観られている」²⁵⁴

との記事を載せた。「某判事」と名前は伏せているものの、かなり特定で きる書き方である。記事中の「和仁東京控訴院長」は、後に大審院長を歴 任した和仁貞吉²⁵⁵ のことである²⁵⁶。また、「田中東京地方裁判所長」は、 後に大審院判事となる田中右橋²⁵⁷のことである²⁵⁸。また、記事はかなり 突っ込んだことまで書いている。すなわち、饗応があったこと、刑事責任 はないかもしれないこと、しかし退職は免れないだろうこと。

同日の夕刊は、

「神田銀行事件で弁護士収容 破産管財人としての背任嫌疑で強制処分 にし

の見出しで以下のような続報を載せている(なお小見出しとして「破産部 判事との怪聞に当局周章 検事局も協議数刻」とある) 259。

²⁵⁴ 朝日新聞昭和 4 年 (1929 年) 8 月 28 日朝刊 11 面。

²⁵⁵ わに・ていきち(1870年~1937年)。明治27年(1894年)東京帝国大学法科 大学卒業。明治44年(1911年)には大審院判事も務めている。大正元年(1912年) に京都地方裁判所長、同2年(1913年)に大阪地方裁判所長を務めた。大審院 長は1931年から1935年まで。牧野菊之助(注(9)参照)の後任である。和仁の 後任は中央大学と関係が深い林頼三郎である。『大観』3版65頁、『大日本法 曹大観』・前掲注(7)歴代長官・次官一覧(11頁)。なお、和仁は関西大学の理 事を務めていたことがある。関西大学編・発行『関西大学創立五十年史』(1936 年)(ただし奥付は『関西大学五十年史』となっている)150頁。

²⁵⁶ 司法省編『司法沿革誌』(法曹会、1939年) 588 頁によると、和仁は大正 13 年 (1924年) から昭和6年 (1931年) まで東京控訴院長を務めている。

²⁵⁷ たなか・うきつ(1875年~1963年)。明治35年(1902年)東京帝国大学法科大 ○ 学卒業。昭和6年(1931年)1月に大審院判事となるも短期間で異動。同年4月 には宮城控訴院長となっている。以上につき『大日本法曹大観』・前掲注(7)193頁。

²⁵⁸ 司法省編・前掲注(256)592頁によると、田中は昭和2年(1927年)から昭和 6年(1931年)まで東京地方裁判所長を務めている。

²⁵⁹ 朝日新聞昭和 4 年 (1929 年) 8 月 28 日夕刊 2 面。

神田銀行事件から意外にも東京区裁判所破産部某判事と今度収容された 芳賀破産管財人との間に醜事実ありとのうはさに対し二七日早朝来検事 局、裁判所は急に ○ 緊張し田中東京地方裁判所長、立石区裁判所監 督判事は所長室で密議数刻におよび、検事局側も塩野検事正、松阪次席、 黒田検事等の打ち合わせが行はれているが懲戒問題も起り得べく、裁判 所の重大な威信問題として慎重取調を進めることとなった、従来破産管 財人の選定、監督指揮問題について裁判所側と種々醜聞が伝わっている 際とてこの際 ○ 廓清の機となし在野法曹団では廓清運動を開始した。

記事中の「立石区裁判所監督判事」は立石種一だと思われる²⁶⁰。「塩野検 事正」は後に司法大臣となり、いわゆる思想検事として著名な塩野季彦の ことである(戦後 A級戦犯となり公職追放)²⁶¹。なお、和仁も塩野もいわ ゆる平沼閥である 262 。「松阪次席」はおそらく松阪広政 263 のことだと思

263 まつざか・ひろまさ(1884年~1960年)。明治43年(1910年)東京帝国大学 法科大学卒業。昭和2年(1927年)東京地方裁判所検事。昭和6年(1931年)大 審院検事。昭和10年(1935年)東京控訴院検事。以上『大日本法曹大観』・前 掲注(7)37頁。昭和16年(1941年)検事総長。昭和19年(1944年)司法大臣と なり、そのまま終戦を迎える。戦後 A 級戦犯容疑で逮捕。後に公職追放。松

^{260 『}司法部職員録』・前掲注(201)34 頁において、東京区裁判所の「判事(監督)」 は立石種一と書かれている。同人は、『大日本法曹大観』・前掲注(7)によると、 昭和3年から昭和6年まで東京区裁判所監督判事を歴任している(同書128頁)。 立石種一は明治 12 年 (1879 年) 生まれ。明治 41 年 (1908 年) 東京帝国大学法科 大学卒業。同書によると立石姓は、他にも立石謙輔がいるが、これは昭和4年 当時名古屋控訴院長をしている(同書313頁)。もう一人立石幸夫がいるが、こ れは昭和4年当時東京区裁判所検事である(同書96頁)。

²⁶¹ しおの・すえひこ (1880 年~ 1949 年)。明治 39 年 (1906 年) 東京帝国大学法 科大学卒業。塩野については塩野季彦回顧録刊行会編・発行『塩野季彦回顧録』 (1958年)参照。司法省編・前掲注(256)595頁によると、塩野は東京地方裁判 所検事正を昭和2年10月から同5年9月まで勤めている。

²⁶² 萩原淳『平沼騏一郎』(中央公論新社、2021年)126、168-172 頁。平沼は、 和仁の前任大審院長である牧野菊之助が定年を迎えるにあたり、後任は和仁に なると指摘していたという(同書172頁。平沼がそうした経緯に直接関与した かは分からないようである)。なお、塩野本人は「世間の人は余を目するに〔平 沼〕男爵の腰巾着のやうに、または男爵の懐刀のやうに見るやうであるが、余 は決して左様な昵懇の者ではない」と述べる。『塩野季彦回顧録』・前掲注(261)

われる²⁶⁴。「黒田検事」ははっきりしないが、おそらく黒田越郎のことで あろう ²⁶⁵

以後朝日新聞は連日この事件を報じる。結論を先取りすると、正式に懲 戒裁判となる前に運吉は自ら辞職をした。当局は、懲戒裁判との関係で、 一旦この辞表を留保したものの、その後正式に退職を命ずる辞令を下した。 以下確認していくが、報道記事を見ると司法部内で二つの動きがあったよ うだ。一つは、「司法官の威信問題であるから」懲戒裁判にかけようとい う動き。他方で、運吉に同情的な声もあったようである(すでにみた朝日 新聞8月28日朝刊にも「同判事は全く情を知らずむしろ利用された気の 毒の地位にあるらしく」とある)。

·朝日新聞昭和4年(1929年)8月29日夕刊2面

見出し:「神田鐳蔵氏等続々召喚 神田銀行に絡わる事件 けさ突然進 展して」

記事:内容は8月28日の同紙朝刊・夕刊とほぼ同じである²⁶⁶。

阪については、松阪広政伝刊行会編・発行『松阪広政伝』(1969年)参照。

^{264 『}司法部職員録』・前掲注(201)32 頁には東京地方裁判所の検事局職員が掲載 されているが、検事正は塩野であり、その次に掲載されている検事(検事、と しか書かれていない)が松阪である。『松阪広政伝』・前掲注(263)39頁以下、『塩 野季彦回顧録』・前掲注(261)246 頁以下参照。

^{265 『}司法部職員録』・前掲注(201)32-33 頁の東京地方裁判所の検事局の検事の 中で、黒田姓は黒田越郎しかいない。黒田越郎(くろだ・えつお。1892年~ 1934年) は大正 10年 (1921年) 京都帝国大学法学部卒業。大正 15年 (1926年) から東京区裁判所検事(以上『大観』3版268頁による)。帝人事件の主任検事 を担当。過労により死亡したという。朝日新聞昭和9年(1934年)7月24日朝 刊11面。「黒田検事逝く ○ 大蔵省事件の立役者」の見出し。

^{266「}神田銀行事件は二十八日午前果然進展していよいよ神田鐳蔵氏および破産 管財人の某弁護士等続々と検事局に召喚され、収容中の芳賀弁護士と共に黒田 検事から数時間の取調べを受けた。一方区裁判所破産部某判事の流職事件につ いても午前十一時頃塩野検事正と田中東京地方裁判所長とがその処分問題につ き数刻の密議を行った」。

朝日新聞昭和4年(1929年)8月30日夕刊2面

見出し:「神田銀行事件いよいよ進展す 更に某判事の旧聞暴露す」

記事:「神田銀行事件はいよいよ進展し、殊に収容中の芳賀弁護士と東京区裁判所破産部某判事との怪聞は漸く具体的事実上ったので検事局も重視し、二十九日からは秋山検事主任となり黒田検事協力して徹底的に取調べを開始した。然も意外にも問題の某判事は神田銀行以外の別口の破産事件に当っても破産管財人のある者と飲食を共にした旧聞まで現れて来たので検事局も徹底的廓清を決意したものである」

そして、9月に入るとついに実名入りの記事が出る。

朝日新聞昭和4年(1929年)9月1日夕刊2面

見出し:「風説の間判事遂に辞職す 神田銀行事件の波紋」

記事:「神田銀行事件で種々取さたされていた前東京区裁判所破産係間判事(現東京地方裁判所民事部長)は予想の通り遂に責を□じ<本稿筆者注:印刷不鮮明で読み取れず。「任じ」あるいは「感じ」か>三十一日田中東京地方裁判所長に対し正式に辞表を提出した。○右について三十一日朝来和仁控訴院長、田中所長、塩野検事正等の打ち合せが行はれているが結局検事局が事件の真相を明らかにした時を機に退職となる模様である。饗応問題は情状上氏の退職と同時に起訴猶予となるらしい」

9月3日には読売新聞も実名入りの記事を載せる²⁶⁷。接待の具体的な中 身と運吉に対して司法部内で同情的な声があるようことを紹介している。 見出し・小見出し:「神銀事件の両弁護士 昨夕ついに収容さる 芳賀 氏と策した醜行為暴露し更に共犯者出る模様」「判事を待合に招じ 次

²⁶⁷ 読売新聞昭和 4 年 (1929 年) 9 月 3 日朝刊 7 面。

室の頭取と交渉 破産管財人の地位を巧に利した 驚くべき好手段の 数々|

記事(運吉が関係する部分のみ):「神田銀行は目下強制和議進行中で芳 賀鈴木両弁護士は曾て東京区裁判所破産掛り判事間運吉氏から整理 委員を任命されその後破産宣告と共に管財人に任命されたものであ る。在職中間判事を巧に籠絡して和議を妨げ ○ 巨額の背任横領を 行い頭取神田鐳蔵氏の弱点を握って屡々恐喝し常に花柳界を根城とし て悪事を策し間判事も知らず知らず誘惑の魔手に深入りして約十回に 百り花柳界に宿泊を共にしたというので同判事の進退が司法部の問題 となったものである。殊に昨年八月芳賀、鈴木両弁護士が銀行の資産 調査と称して京都に出張中同地の支店長国友某をして祇園に 〇 流 連を強いたほか『破産すべからず』の意見書を作成してやるからとて 二万円を強要したが拒絶されて帰京し川崎市の某所で約一週間滞在し 避暑中の間判事を招いて密議を遂げた結果同月十六日更に間判事を牛 込待合松ヶ枝に招じて神田鐳蔵氏を次室に招いて再交渉を試み再び拒 絶されて十八日破産の意見書を提出し即日破産宣告の決定を与えたこ とは同判事にそそがれた 〇 疑惑の中心であるが間氏はこの事実が 暴露するや帰省中の岐阜県から急遽上京して和仁控訴院長の取調べを 受けた結果不徳の責を負い既に辞職を決意しているが司法部では日頃 の手腕を惜んで頗る同情の態度をとっている」268

²⁶⁸ なお、この記事の後には管財人選任方法に関する記事がある。すなわち、「収 容された鈴木喜三郎、和光米房両弁護士は東京弁護士会の前副会長の要職に就 いたことがありまた芳賀喬一氏は副会長候補者として推挙された人だけに今回 の事件は有らゆる意味から在野法曹界に少なからぬ ○ 衝動を与えた。それ だけ検事局では慎重な態度をとり確乎たる罪状を握っているらしいが一方破産 管財人の選任方法については予てから法曹界の問題となっていた矢先とてこれ 六 を動機として猛烈な革正運動が開始される模様で早くもよりより協議中であ る。つまり破産管財人の多くは弁護士会の役員中から選任され『管財人になる と倉が 〇 建つ』とまで云われている程に儲かるので役員制度のない第二東 京弁護士会の如き先に司法協議会に於いて『管財人の選任は公正なるべし』と 痛い警告を発したほどであって司法部でも近くこの弊風打破の具体策を講ずる

このように、運吉にやや同情的な意見を載せた記事があったところであ るが、9月6日の朝日新聞の記事は厳しい声を載せる²⁶⁹。

見出し:「問題の間判事懲戒裁判に ○ 飲食事件には無関係でも官職 の威信上から」

記事:「既に芳賀、和光、鈴木三弁護士の収容を見た神田銀行事件にか らまって東京地方裁判所判事間運吉氏が東京区裁判所破産部在職中、 破産管財人の弁護士としばしば飲食を共にしたとの ○ 事実が伝へ られ同判事は先に田中地方裁判所長にあてて辞表を提出していたがそ の後司法部首脳部でその対策を協議した結果間判事の飲食事件は神田 事件の主任判事をやめた後のことであってこの点よりすれば瀆職にな らぬからアツサリ辞表を受けいれてもよいようなものの兎に角官職上 の威厳を失墜すること甚だしい事件で決してウヤムヤにすべきもので はなくこれを懲戒裁判に付して黒白を明白にすべしといふことに意見 一致したので間判事は近日中に東京控訴院で懲戒裁判に付せられるこ ととなった右の懲戒裁判は和仁控訴院長および控訴院判事二名より成 り和仁氏を裁判長とし三木検事長がその検事となるはずである、尚部 下の監督不行届きの故をもって東京地方裁判所長田中右橘氏を懲戒裁 判に付すべきか否かの点は先年朴烈怪写真事件で今村恭太郎氏の懲戒 裁判事件の例に鑑み裁判に付せざることに決定しいる<本稿筆者注: している、であろう>ようである」

この記事のポイントは、問題となっている弁護士らとの「飲食事件は神 田事件の主任判事をやめた後のこと」であるということである。もしこれ が事実であれば、饗応に対して(破産主任官として)便宜を図ったという ことはない。従来の報道にはなかった(少なくともはっきりしていなかっ た) 点である。ところが、それにもかかわらず司法部首脳は、「兎に角官

とのことである」と。

²⁶⁹ 朝日新聞昭和 4 年 (1929 年) 9 月 6 日朝刊 7 面。

職上の威厳を失墜すると甚だしい事件」であるから懲戒裁判にかけるとい う。何らかの法令違反ではなく信用失墜が懲戒裁判の理由ということで、 話は大分変わる。それはそれとして、この記事は、それまでの報道にあっ た同情的な声とは大分異なる論調を紹介している 270

なお、記事中「三木検事長」というのは三木猪太郎のことである²⁷¹。また、 今村恭太郎というのは日比谷焼き打ち事件の裁判長を務めたことで著名な 裁判官である 272 (父親は大審院判事を務めた今村信行である)。「朴烈怪写 真事件」は単に「朴烈事件」ともいい、一般事典の類にも載っている出来 事である²⁷³ (当時「未曾有の珍事」と報道されたようである)。今村懲戒 事件および朴烈事件については、法学セミナーに森長英三郎弁護士の簡に

²⁷⁰ なお、神田と三弁護士はその後起訴され、一審では神田と和光弁護士が有罪、 他は無罪。検察控訴。控訴審では証拠不十分で全員無罪となった。読売新聞昭 和5年(1930年)11月5日朝刊7面、同月26日朝刊11面。この事件には弁護 士が50人あまりもついたという。朝日新聞昭和5年(1930年)1月21日夕刊2面。

^{271 『}司法部職員録』・前掲注(201) 19 頁。みき・いたろう(1870年~1934年)。 明治29年(1896年)帝国大学法科大学卒業。大正13年から東京控訴院検事長 を務めていた。『大観』3版80頁。昭和8年(1933年)定年により退官。翌年死亡。 朝日新聞昭和9年(1934年)1月8日夕刊2面。

²⁷² いまむら・きょうたろう(やすたろう)(1869年~1936年)。今村もファース トネームの読み方が文献により異なり、はっきりしない(日外アソシエーツの 事典類も以前は『昭和物故人名録』・前掲注(7)62頁が「きょうたろう」とし ていたが、その後『明治大正人物事典』政治・軍事・産業篇』(2011年)80頁 や『日本著者名・人名典拠録』・前掲注(4)661頁は「やすたろう」と表記する に至っている)。今村については小林俊三『私の会った名法曹物語(第二版)』(日 本評論社、1974年) 256 頁以下。なお、同書は朴烈事件における恭太郎と今村 力三郎の関係については言及がない。朴烈事件の恭太郎の懲戒裁判において弁 護人をしたのが力三郎である。後年、力三郎の懲戒裁判あったときに退隠の身 でありながら弁護士登録をして力三郎の弁護に立ったのが恭太郎である(同書 四 128 頁)。読売新聞昭和7年(1932年)7月7日朝刊7面。「退隠の身を 〇 法 延に立つ ○ 今村弁護士の懲戒裁判に ○ 奇縁の元控訴院長」という見出 しである。

²⁷³ この事件の関係者を題材にした韓国映画が近年公開されたようである(本稿 筆者は映画を見る習慣はないので詳細は不知)。

して要を得た説明があるので²⁷⁴、これを引用する。

当時、東京地裁予審判事立松懐清は、いわゆる朴烈事件を調べていたが、その調べにさいして、予審廷で朴烈がその膝の上に金子文子を抱いている写真を撮影し、これが外部に怪文書で流れ、まもなく新聞記事となり、司法の威信地におちたとして政治問題にまで発展していったが、そのはねかえりが今村懲戒事件となったといわれる。しかし怪写真事件の元は立松にある。その立松は怪写真のことが新聞記事となった大正一五年七月三〇日の翌日あたり辞表を提出し、その辞表は八月一一日に司法省で受理されているのであるから、立松を懲戒することはできない。立松をゆるしておいて、今村の部下監督の責任を追求<本稿筆者注:追及か>しようというのであるから、はじめから無理な事件であったといえる。

朴と金子は天皇暗殺を計画していたとして起訴され、取り調べを受けていた。立松は、取り調べ(というより立松ら司法部が描いた通りのストーリ作り)に協力する見返りに両名の写真を撮ることにしたということである^{275,276}。なお、「怪文書」は森長弁護士によると当時の思想家・活動家が写真を入手し、政権転覆につなげようとしたとのことである²⁷⁷。

話を神田事件に戻す。すでに述べたように、これらの報道の後、運吉は 辞職することになる。次のような記事がある。

²⁷⁴ 森長英三郎「史談裁判 3 今村恭太郎判事懲戒事件」法学セミナー 90 号(1963年) 80 頁。

²⁷⁵ 朴が写真を望んだのは、諸説あるようであるが、森長弁護士の説明では故国 の母に金子の写真を送り、以って訣別したいとのことである。森長・前掲注(274) 80 頁。

三 276 許世楷「朴烈事件」我妻栄編集代表『日本政治裁判史録 大正』(第5巻)(第 一法規出版、1969年)379頁以下も参照。

²⁷⁷ 野党はこれを取り上げて反政府キャンペーンを展開した。日本銀行百年史・前掲注(221)191-192 頁は、この朴烈事件についても言及しており、こうした野党の動きを含めて、さきにみた昭和2年恐慌はこのような「政治情勢の中において」生じたと論じている。

朝日新聞昭和4年(1929年)10月12日夕刊2面

見出し:「間判事 辞職 疑問を前に意志強く」

記事:「神田銀行響応問題から疑惑を注がれていた前東京区裁判所破産 係、現東京地方裁判所民事部長判事間運吉氏はその後東京検事局側で その後真相探査を続け一時は司法官の威信問題であるからとて辞表を 留保して懲戒裁判にて黒白を裁断しようとまで進んだが、同判事の意 志強く遂に十一日正式に辞職に決定し近く辞令を見ることとなった」。

その約2週間後、同じ朝日新聞の同月27日夕刊2面では、「間民事部長 ○ 正式に退職」の見出しに続き、「神田銀行饗応問題で責任を感じて 予てから辞表を提出中であった前東京区裁判所破産係現東京地方裁判所民 事部長判事間運吉氏に対して二十六日辞表を応許正式に退職を命ずるとい う旨の辞令があった」²⁷⁸。

以上のように、当初の報道にあった起訴猶予云々は、そもそも刑事事件 ではなかったようであるから問題にはならない。そして「威信失墜」を理 由とした懲戒裁判も、運吉の退職をもって話としては終わったということ だろう(実際に懲戒裁判になったとしても、それなりの接待を受けていた ようなので当局による何らかのペナルティはあったかもしれないが、身分 はく奪とまではいかなかっただろうと想像される)。しかし運吉は辞職を 選んだ。脇が甘いと言えばその通りかもしれないが、何とも後味の悪い結 果となってしまった。「日頃の手腕を惜」まれていただけに残念である。

ところで、運吉を退職させておいて、その後しばらくしてから復帰させ るという声があったようである。法律新聞3041号に、短いものであるが、 そのような内容の記事がある²⁷⁹。

²⁷⁸ 昭和4年10月28日官報849号10頁(672頁)では10月25日付(「退職ヲ命ス」) となっている。

²⁷⁹ 法律新聞 3041 号 (昭和 4 年 11 月 3 日) 8 頁。

「間判事退職辞令」との見出しに続いて、「神田銀行の破産事件にからみ 引責辞表を提出中の東京地方裁判所間運吉氏に対し去月二十六日附正式に 退職の辞令が下ったが当局はその事情に同情しある期間を経て再び現職に 起用する方針であると。」との短い記事がある。司法部内に運吉に同情的 であるということを伝える記事の一つであるといえる。後半部分は、よく あるように、ほとぼりが冷めた頃に元通りにしようということであろう(記 事の伝えるような事情が真実であれば)。この記事が事実であったかは定 かでないが、結局「再び現職に起用」されることはなかった。あるいは先 にみた新聞記事とあわせて考えると、本人の方で判事の職には二度と戻ら ないという強い意志があったと考えるべきか。

・ 判事として

運吉が判事として判決を下した事件は、LEX/DBで検索する限り見当たらない²⁸⁰。もっとも LEX/DB は戦前の公表事例については一部欠けるところがあり、特に下級審については法律新聞等に収録されている事件であっても同 DB に収録されていないことがある(まれに大審院の判決であっても一部省略されている場合がある)。たとえば、本稿筆者が昭和 4 年の法律新聞を見ているときに偶然目にしたものとして、「保証人ノ債務弁済後ノ債務者ノ債務弁済ト求償権ノ消長」と題する判決記事があり²⁸¹、これには裁判長判事として運吉の名前がある。これ以外にも存在するのかもしれないが、今のところ見つけるには至っていない。

五 280 なお、尾高武治『破産法の理論と其運用 上巻』(清水書店、1927年) 213 頁 には、破産宣告の公告の書式例の一つとして、運吉が実際に書いたものと思われる破産宣告が掲載されている。また、同書 712-714 頁には運吉が下した強制 和議の決定(2件)が例としてあげられている。同書 725-726 頁も参照。復権の例として同書 793-794 頁にも運吉の名前がある。

²⁸¹ 東京地判昭和4年6月18日法律新聞2999号15頁。東京地方裁判所第十五 民事部の判決と書かれている。

4. 神田銀行事件以後

裁判官を辞職した後、運吉は弁護士となった。弁護士事務所²⁸²を構え たことは一部新聞に載り283。その後新聞に名前が載るような事件もなく

282 注(283)の法律新聞の記事にあるように芝区(現在だと港区)に事務所を構え たようである。もっとも同記事は事務所の所在地を櫻田本郷町にある内田ビル と表記するが、昭和5~9年の名簿・紳士録の類では運吉の事務所を内田ビル にあるとしつつ、芝区櫻田伏見町に所在するとする。日本商工通信社編『職業 別電話名簿〔第20版〕』(日本商工通信社、1930年)234頁(事務所は櫻田伏見)、 日本商工通信社編『職業別電話名簿[第22版]』(日本商工通信社、1932年) 260頁(20版と同じだが内田ビル内とする)、交詢社編『日本紳士録[38版]』(交 詢社、1934年) 623頁(芝区田村の内田ビル内と表記)

港区のサイトには、大正10年(1921年)時点のものであるが、当時の地図が アップされている。

https://www.city.minato.tokyo.jp/shibamachitan/shiba/koho/kyuchome.html

これによると櫻田伏見町はかなり小さく、芝区の北に位置し、新橋駅からほ ど近く、通りを挟んで北側に櫻田本郷町、西側に櫻田善右衛門町(地図では「善 右エ門」と表記)、東から南にかけて兼房町がある。いずれにしても櫻田本郷 と櫻田伏見は異なる。また、田村町は櫻田伏見よりもやや南に所在する。もっ とも『新修港区史』によると「震災後の区画整理で昭和七年(一九三二)に町 名区画が大きく変わり、新桜田町、桜田太左衛門町、桜田備前町の各一部を残 して、芝田村町一~六丁目(丁目のない田村町も一部そのまま残った)が新設 された」とのことで、櫻田伏見は田村となったようである。そうするとこれは 別の田村ということで、実質的な変更はないことになる。

『新修港区史』については下記のものを参照。

https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11E0/WJJS06U/1310305100/1310305100100010/ht200250 https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11E0/WJJS06U/1310305100/1310305100100010/ht203660

他方、同じ昭和9年(1934年)のものでも『日本辯護士名簿』(日本辯護士協會、 1934年)9頁(運吉は東京弁護士会所属となっている)は、麹町区内幸町に事務 所があるとする。どうやらこの時期に芝区から移転したようである(もっとも 移動距離は大きなものではなかっただろう)。1939年の『日本辯護士名簿』(日 本辯護士協會、1939年)11頁も同じ(地番は異なるものの事務所があるビルの 名称は変わらず。これも帝都復興計画に伴う地番変更が関係していると思われ る)。戦後の廣瀬・前掲注(19)653 頁も同じである(ただし区の名称は千代田区 になっている)。

283 法律新聞 3046 号 (昭和 4 年 11 月 15 日) 19-20 頁。「間判事弁護士開業」の見 出し。「神田銀行問題のとばっちりを受け東京地方裁判所民事部長の椅子を抛っ て野に降った間運吉氏は八日弁護士登録を済ませ芝区櫻田本郷町十字路の内田 ビル三階に事務所を置いて活動することとなった。氏は在官中市村座の破産で 粋な裁きをして以来、大会社、大銀行の破産と和議事件を殆んど全部やって退 はないが²⁸⁴、全体としてどのような活動をしたのかは不明である。

LEX/DB で検索すると、昭和 10 年の税に関する事件 ²⁸⁵ で運吉が訴訟代理人の一人になっているものがヒットする。戦後は、刑事系の事件で弁護人として主に上告趣意の中にその名前が出てくる ²⁸⁶。

いずれにしても、本人が判事時代長く関与した破産法や、あれほど研究 していた会社法関係で、戦後何らかの論文等を書いたという事実は今のと ころ確認できていない(また、どこかの大学等教育機関で法律を教えたと いう事実も確認できていない)。あるいは、こうした行為を避けていたの かもしれない。

運吉の死亡を直接知らせる新聞記事等は発見できていない²⁸⁷ が、間接的にこれを示す記事がある。中日新聞 1996 年 3 月 23 日朝刊東濃版がそれ

けた人で裁判官としては変わり種の方であった」とやや運吉に同情的・好意的な記事か。文中の「市村座」については朝日新聞 1926 年 7 月 14 日朝刊 7 面に「楽屋で訊問を受ける菊五郎」「市村座破産事件の証人に」「多忙とあって出張」の見出しがあり、以下「音羽屋菊五郎が歌舞伎の舞台でなくほんものの裁判長から実地に取り調べを受ける――といへば大向うでは目をみはるに違いなかろうが実は菊五郎が大株主の筆頭である市村座たたびたびうはさされた通り合資会社第三商会外数名の債権者達から破産の申請をされ、東京区裁判所破産係の間判事が審理中であったもので先頃も菊五郎を証人として呼んだところ新橋演舞場でけい古多忙とあって支配人がやって来たわけであった、がそれだけではらちがあかんとて明十五日午前今度は間判事が中村書記同道新橋演舞場へ乗り込み菊五郎を証人として取調べることになった」とある。

- 284 朝日新聞 1940 年 4 月 3 日夕刊 2 面。「日活に請求 報酬三万円」の見出し。 運吉は日活の代理人として和議の申立をして、その後和議決定が確定したが、 日活側が報酬を支払わないという記事である。
- 285 行判昭和 10 年 6 月 29 日行政裁判所判決録 46 輯 477 頁。
- 286 たとえば、「弁護人間運吉の上告趣意は」などと出てくる。事件を古い順に並べると、最決昭和25年12月19日裁判集刑事38号183頁、最決昭和26年5月25日裁判集刑事46号429頁、最判昭和26年5月31日裁判集刑事46号651頁、東京高判昭和51年3月1日高刑集29巻1号70頁、最決昭和59年7月3日刑集38巻8号2783頁。最判昭和60年3月1日裁判集刑事239号111頁。最後のものは昭和60年の事件であり、この時点で運吉は90歳を超えていた。
- 287 弁護士登録をいつ取り消したかは、雑誌「自由と正義」のバックナンバーを確認すれば分かると思われるが、本稿では確認する時間がなかった。

四九

で(中日新聞東京新聞記事データベースによる)、これは岐阜県中津川市 新町にある「間家大正の蔵」の無料開放に関する記事であるが、その中に、 「建物は、十一代当主の故間運吉さん=昨年、百一歳で死去=が平成四年、 市に寄付した。」とか「間家は江戸時代初めころに、中津川村に移り住み、 中津川宿新町に屋敷を構え、東濃随一の豪商といわれた。」との記述があり、 これまで述べてきた間家及び運吉の記述と一致するため、この記事中にあ る運吉は本稿がその経歴を見てきた運吉で間違いないだろう。また、『大 島本』にも平成7年(1995年)に運吉が101歳で亡くなったことを示す記 述がある²⁸⁸。晩年まで壮健であったようだ。

三. 間運吉の著作について

1. 著作一覧

(1) 著書

CiNiiBooks で調べると、運吉には次のように、4件の著書があることが 分かる 289 (すべて国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能 290)。 『破産予防』は、扉では確かに先に書かれているのは「破産予防」の文字 であるが、それらはフォントが小さく「和議の話」の文字の方がかなり大 きいので、あるいはこちらが本のタイトルと考えた方が良いか²⁹¹。この「和 議の話」だけは一般向けを狙ったものか、ですます調で語りかけるような

²⁸⁸ 大島・前掲注(14)211頁。本稿の最初でも確認したように、同書によると、 作者の大島は平成5年(1993年)に運吉の自宅を訪れ、8代目杢右衛門のこと を中心に聞き取りを行ったようである。同書によると、運吉は世田谷在住だっ たということで、世田谷区所在の大学に勤務する者としては俄然親近感が湧く というものである。

²⁸⁹ なお、CiNiiBooks の書誌事項では、『会社法要論』のみ「ハザマ カズキチ」八 と表記している。それ以外の本はすべて「ハザマ」ウンキチ」である。

²⁹⁰ ただし、『株主の権利と義務』は目次と本文冒頭の2頁はどういうわけか欠 落している。

²⁹¹ 国立国会図書館デジタルコレクションの書誌事項では「和議の話」がメイン タイトル、「破産予防」をサブタイトルであるような表示をしている。

文体になっている。本文 96 頁の小著である。

- 会社法要論 三省堂 1927 上巻,下巻 所蔵館 34 館
- 株主の権利と義務 三省堂 1927.11 所蔵館 22 館
- 株主総会論 三省堂 1929.3 所蔵館 38 館
- ・破産予防:和議の話 三省堂 1930.4 所蔵館 1 館 ²⁹²

これらはいずれも三省堂から出版されている。後で確認するように、こ の時期三省堂が学術色のある法律の本を出版するというのは異例のことで ある。

なお『会社法要論』は上巻が4月発行、下巻は10月発行である。つまり、 『株主の権利と義務』よりも先に出版されているのである。これに関して 後で述べることがある。

すでに言及したように、『株主総会論』には松本烝治の手からなる「序」 がある。その内容は「序」というより「推薦の辞」に近いように思われる が、それはともかく内容は次の通り。株主総会は会社法中重要なものであり、 これに関する法律問題もまた重要であり、特に総会の招集・議事・決議に 関する問題は「株式会社法中最も重要且難解なるもの」である。「従て之を 解釈し闡明するは商法学者の最も興味を感ずると同時に困難とする任務で ある。独逸に於ては『ホルヰッツ』『メーゼル』等の株主総会論なる単行書 があるが、我邦学者の未だ此点に指を染めたるものを観なかったことは我 学界の欠陥として平常遺憾に考えて居った所である」。したがって『株主総 会論』をもって「従来の欠陥を充たされたるは学界の為め、将た又実際界 の為め恂に欣賀に堪えない次第である」。「著者は総ての問題に対して大体 に於て中正妥当の見解を採られて居るのみならず、我邦の学説及び判例は 勿論、独逸の文献も亦漏なく引用参考して居られるのであって、博引旁捜

²⁹² CiNiiBooks 上、この本を唯一所蔵しているのは名古屋大学である。

殆ど遺す所なきに近いものである」。「真に近時稀観の好著、世間を裨益す ること少なからざるべきを信じて疑わないものである」。このように相当持 ち上げている。なお、松本はこの「序」において運吉の『会社法要論』に も言及しており、それによると同書は「実際に即して学理を解明したる最 新の大著として私の最も尊重して居るものである」と述べている。これら の称賛は多少割り引く必要があるが、それでも松本は自著において運吉の 『会社法要論』『株主総会論』を参考文献にあげているのも事実である(後述)。

各著作の扉に肩書が書かれているが、それは次のとおり。

- ・株主の権利と義務: 判事 法学士 明治大学講師
- ・会社法要論:法学士 判事(上下巻とも同じ)
- 株主総会論: 法学士 判事
- ・和議の話:前東京地方裁判所民事部長 前東京区裁判所破産並和議主 任官 法学士

戦前の判事らしく大学で講師をしていたことが分かる。明治大学で講師 をしていたとのことであるが、これに関しては資料を発見するに至ってい ない。最後の「和議の話」だけは判事辞職後のものなので、上のような肩 書になっている。

(2) 論文

論文等についてはどうだろうか。主要なデータベースでは法律新聞 3060 号 293 の記事がヒットするのみである。もっともこの種のデータベー

²⁹³ 間運吉「法曹叢話(四十四) 財界の不況と和議法の活用」法律新聞 3060 号 (1929年12月20日号)6頁。これは弁護士時代に書いたものである。時期的に は弁護士になって間もないころなので、あるいは原稿自体は判事時代に書いた ものか。

Ŧī

スは戦前の論文については、一部の雑誌を除いてカバーできていないこと が多い。筆者が調べたところでは、「法曹会雑誌」(法曹記事の後続誌であ り、現在の法曹時報の前身といえる)に以下の論文が存在する294。

- ・「株主総会の招集を論ず(一~二・完)」法曹会雑誌6巻2号1頁、同 3号48頁(1928年)
- ・「株主総会に於ける株主の議決権(一~二・完)」法曹会雑誌6巻4号 1頁、同5号82頁(1928年)
- 「株主総会決議無効の原因」法曹会雑誌6巻7号6頁(1928年)

https://www.town.tatsugo.lg.jp/kikakukanko/event-bunka/rekishi-bunka/mchoumin06.

金井の公職追放については、総理庁官房監査課編『公職追放に関する覚書該当 者名簿』(日比谷政経会、1949年)210頁。

²⁹⁴ 運吉が書いたもので、やや変わったものとしては、広告内書評というか推薦 文のようなものを運吉は書いている(これはたまたま発見したものであり、こ の種のものは他にもあるのかもしれない)。 法曹会雑誌 5巻9号(1927年)にお ける、大阪区裁判所判事法学士の肩書で金井正夫(かない・まさお。1892年~ 1979年)が書いた『実例和議手続詳解』(厳松堂書店)の広告がそれである(同 号冒頭の前号目次の左頁)。広告自体はこの『和議』のものなのだが、その横 に同じ金井が書いた『実例破産手続詳解』について、「東京区裁判所判事破産 主任官間判事本書を評して曰く」として、「此頃友人金井氏の著述になる破産 手続詳解の寄贈をうけたので早速其の内容を見るに破産手続に関する理論と実 際上に於ける運用とを懇切に説明したものであつて、殊に各種の書式等を掲 載せる点は破産の実務に当る実際家にとつては最も好適の参考資料となるもの と思ふ。金井君は新破産法実施以来四ヶ年に亘り大阪の裁判所で破産係の主任 判事として破産の実務に当つておらるるが為、実際上に於ける種々の疑問につ いても良く解説してあるので吾々実務家は本書によつて多大の便官が与へら れる」と述べている。金井の両著書はいずれも厳松堂書店刊で初版は1927年。 金井はこの本を出版した頃まで判事をしていたが、その後判事を辞職し政界に 進出、衆議院議員となる。戦後は和歌山県知事となるも公職追放にあう。運吉 とは大阪時代に知り合ったものであろうか(職員録には運吉の隣に金井の旧姓 が見える)。年齢も比較的近いので交流はあったのだろう(両者とも近接した時 期に判事を辞しているのが何とも言えない)。金井については、出身地である 鹿児島県大島郡龍郷町が名誉町民として紹介している(ただし公職追放には触 れていない)(なお司法関係者としては、大審院長を歴任した泉二新熊も名誉町 民となっている)。

- 「株主総会決議無効訴訟に於ける起訴資格(一~二・完)」法曹会雑誌 6巻9号23頁、同10号47頁(1928年)
- ・「株主総会決議当然無効の主張」法曹会雑誌6巻12号1百(1928年)

また、明治大学の紀要「法律論叢」に以下の論文がある。明治大学で講 師をしていた縁から寄稿したのであろうか²⁹⁵。

- ・「株式会社の総会決議方法」法律論叢7巻3号17頁(1928年)
- ・「株式会社に於ける総会の概念と其の議事に就て」法律論叢7巻6号 38 頁 (1928 年)
- ・「株主総会決議無効の訴に関する訴訟手続」法律論叢7巻9号1頁(1928年)
- ・「株主総会決議無効原因の存在と決議の効果(一)・(二・完)」法律論 叢8巻4号28頁、同8号41頁(1929年)

論文はすべて 1928 年から 1929 年に発表されたものである。執筆時期 は多少ずれるであろうが、短期間に多数の論文を書いていることになる。 短期間でこれほど会社法の論文について書いた判事はなかなか見当たらな いだろう(民事手続法や刑事法の分野ではそれなりにいるという印象であ る)。法曹会雑誌の総目録を見る限りではあるが、会社法のみで短期間に これだけの論文を書いた者は見当たらない。

また、論文は株主総会をテーマにしたもののみである。得意とする分野 であったのだろう。そしてそれらをベースに『株主総会論』が出来上がっ

²⁹⁵ なお、この時期の私立大学の紀要は現在と異なり帝国大学の教員や現役司法 官その他行政官などがしばしば論文その他を寄稿している(たとえば運吉論文 四 と同じ号には穂積重遠が書いたものが掲載されている)。 専任教員が少ないこ ともあるのだろうが、私立大学の理事・評議員・教員にこうした帝国大学教員・ 公務員がいることと無関係ではないだろう。そもそもこうした人物が明治期の 私立大学(制度上は専門学校)設立にあたって大きな役割を果たしたことは各 大学の校史から分かる。

たということだろう。独法兼修らしく、どの論文にもドイツの学者の著書やコンメンタールが頻繁に引用されている 296 。

『会社法要論』(以下、『要論』という)に関して、上記の著作・論文の 情報を並べると、やや奇妙なことに気づく。それは上記の著書・論文の中 で『要論』がかなり早い時期に出版されたということである。論文で実績 を作って名をあげて、それが会社法の著作につながったという訳ではない という可能性がある。出版社は運吉の論文を読んで会社法の著作を依頼 (?)した訳ではないということだろうか。もちろん出版時期と執筆時期 は一致するものではないから、先に論文を書いた可能性もあるが、『要論』 は上下巻で合計1000頁近い大著である。やはり『要論』が先に書かれた と考えるのが自然であろう。もしそうだとすると論文の実績がない運吉に 著作を依頼したということになる。持ち込みの自費出版の可能性も排除さ れないが、三省堂がそういうことをするかどうかは定かでない。そもそも 三省堂というのも奇妙である。というのは、三省堂は辞書・事典・初等 中等教育の教科書の出版社としては大変有名であるが、『要論』出版当時、 六法を除けば法律の分野については法律書を多数出版している出版社とは 言い難い²⁹⁷。まして会社法の本格的な著作を出版するというのは、意外 というほかない。次にそのことを確認しよう。

(3) 三省堂と法律書

試みに、CiNiiBooks で出版者を三省堂として「会社法」という単語をキーワードに検索すると、次の表のような結果が出る(条文集・六法を除いた)。CiNiiBooks は各大学の OPAC で検索可能な書籍を正確に反映しているわ

<u>Д</u>

²⁹⁶ 先にみた松本の「序」における「ホルヰッツ」なども引用されている。

²⁹⁷ 後に本文でその内容の一部を確認するが、三省堂の社史中の出版物への言及 において、法律関係の本は六法を除けばほとんどないと言ってよい。何といっ ても辞書・事典・初等中等教育の教科書の三省堂なのである。

けではないようであるが、本稿ではその点は無視する。

・三省堂の「会社法」出版物

	書名	著者・編者	出版者、出版年	備考
1	會社法要論	間運吉	三省堂 1927	上巻,下巻
2	保険・海商・ 有限会社法	大隅健一郎 [ほか]編	三省堂 1977.6	判例コンメンタール,13下. 商法;3下
3	会社法	大山俊彦[ほか]	三省堂 1984.10	現代商法,2
4	保険・海商 有限会社法	大隅健一郎,戸田 修三,河本一郎編	三省堂 1985.7 増補版	判例コンメンタール,13下. 商法 ショウホウ;3下
5	会社法	河本一郎編著	三省堂 1989.9	判例マニュアル,.商法/河 本一郎編著 ショウホウ;2
6	会社法	大山俊彦[ほか]	三省堂 1991.4 改訂版	現代商法,2
7	新会社法概論	堀口亘	三省堂 1992.4	
8	新会社法概論	堀口亘	三省堂 1994.10 第 2 版	
9	会社法	大山俊彦[ほか]	三省堂 1995.43 訂版	現代商法,2
10	新会社法概論	堀口亘	三省堂 1997.11 第 3 版	
11	通説会社法	加美和照	三省堂 1998.4	
12	会社法	河本一郎, 奥島孝 康編著	三省堂 1999.5	新判例マニュアル,.商法 ショウホウ;2
13	会社法計算書類等 の作成実務 Q&A	新日本監査法人 編著	セルバ出版,創英 社:三省堂書店 (発売) 2006.8	
14	類型別中小企業のため の会社法	柴田和史	三省堂 2012.3	
15	商法・会社法・ 商登法	森山和正	三省堂 2014.2	ケータイ司法書士,3
16	類型別中小企業のため の会社法	柴田和史	三省堂 2015.5 第 2 版	
17	SOS! 弱点強化司法書士会 社法・組織再編とその登記	森山和正	三省堂 2015.9	
18	基本がわかる会社法	葭田英人	三省堂 2017.2	
19	ピンポイント会社法	デイリー法学選書 編修委員会編	三省堂 2018.6	Daily 法学選書
20	会社法ビギナーズ:社会人 の法律レッスン:令和元年 12月法改正完全対応!	デイリー法学選書 編修委員会編	三省堂 2020.6	Daily 法学選書

一見して分かるように、運吉の『要論』以外は全て戦後のものである(もっ とも近いものでも『要論』出版から50年経過している)。また、21世紀以 降は資格試験や入門書として会社法の本を出版しているといえる。何より

も、運吉の『要論』以前には「会社法」と銘打った本は一冊もないという事実は気になるところである。なお「商法」というタイトルで検索すると、戦前のものは青木徹二の『民商法判例集』²⁹⁸ がヒットするのみである。しかも同書の発行者は同文館であり、三省堂は発売所として名前が出ているにすぎない。要するに三省堂は戦前、商法・会社法の本は運吉の『要論』以外には出版していないのである。分野を広げてみると、19世紀には英国契約法の講義本²⁹⁹ や憲法・議院・選挙法・登記の小著³⁰⁰ を出版していることが分かる。それ以降法律関係の本は美濃部達吉の『選挙法大意』³⁰¹

²⁹⁸ 同文館、1930年。奥付には「著者 青木徹二」とあるが、扉には「法学博士青木徹二法律事務所編輯」とあり、「序」において青木は「監修者」となっている。いずれにしても、青木が関わっているのであろう。

^{299 『}安孫氏契約法』(上巻講義者渡邊安積、下巻講義者伊藤悌治。書名には上下巻の別はないが、下巻本文最後には「アンソン氏契約法下巻終」とある。上巻の題言をみると、もともと分冊販売していたもののようである。なお講義者の渡邊は 1888 年の出版の時点で死亡しており(後述三省堂社史によると明治 20年(1887年)に急逝)、上巻の扉に「故英吉利法律学校講師法学士渡邊安積講義」とある)(三省堂、1884 年版権免許、1888 年出版)。

この本は三省堂の最初期の単独出版 (それまでは同盟出版 (共同出版) であった。単独出版を開始したのは明治 21 年 (1888 年)、すなわちこの本の出版年からであるという。下記社史 6-9 頁) であるため、三省堂の社史にも比較的詳細な記載がある。三省堂百年記念事業委員会編『三省堂の百年』(三省堂、1982年) 9、20-21 頁 (28 頁も参照。巻末年表にも登場する。同 396 頁) (以下、『三省堂百年』という)。

なお、渡邊は中央大学の幹事であった。

³⁰⁰ 関直彦『大日本帝国憲法』、同『衆議院議員選挙法』、同『議院法』(以上いずれも、出版年は1889年)。渡部龍一郎『登記手続詳解全』(1899年)。関直彦は東京日日新聞社二代目社長で、憲法発布に向けて論陣を張っていた人物であった。関の憲法の本は「五万部をたちまちにして売り尽くす目算を立てて発行したところ無残にも売れなかった」という。憲法起草者の伊藤博文が関与したとされる『憲法義解』が発行されたからであるというのが社史の見解である。「三省堂にとっては、手痛い損失であり教訓にもなった」という。『三省堂百年』・前掲注(299)29頁(同66頁にも「失敗」の例として登場する)。同書の商売上の失敗が、三省堂が以後しばらく法律関係の本をあまり扱わない理由の一つであろうか。

^{301 1914}年出版。

以外見るべきものはほとんど出版されず³⁰²、その後三省堂が法律関係の分 野で本格的に動き出したのは名高い模範六法の出版である。大正10年(1921 年) のことである³⁰³。おそらく、運吉の『要論』は模範六法出版以降で初 めて三省堂として出版された法律書の一つではないかと思われる。この 時期、三省堂コンメンタール叢書(出版されたのは二冊のようである)304、 学生用の六法や法令集、外国の著作の翻訳 305 や外国法研究の本 306 など が出版される。また、借地法借家法のコンメンタール³⁰⁷ もある³⁰⁸。本稿

- 304 野上久幸『親族法』(1928年)、前野順一『破産法』(1928年)。三省堂コン メンタール叢書はその書名だけであるが『三省堂百年』・前掲注(299)123頁に も出てくる。
- 305 ヘルウィッヒ(中野峯夫=江口新・共訳)『訴権と起訴自由』(1928年)。
- 306 堀義臣『独逸民法概説』(1929年)、穂積重威『英国法制研究』(1934年)、同『英 国動産売買法』(1934年)。
- 307 薄根正男『借地法借家法コンメンタール』(1933年)。これについては、我 妻が書評を書いている。我妻栄『民法研究6』(有斐閣、1969年)370頁以下〔初 出は1934年]。「コンメンタールは最初の頁から読んでいくものではない。問 題にぶつかり、必要に迫られて繙くものだ」(同書371頁)とか「検索の便はコ ンメンタールの生命である」(同書373頁)などと現在でも通じる指摘が随所に 出てくる。
- 308 『三省堂百年』・前掲注(299)384-385 頁には昭和4年、昭和12~14年頃、○ 昭和16年、昭和32年時点の職制表が掲載されているが、昭和4年のものには 「第一編輯部」の下に、「国漢部」「数学部」「小学部」と並んで「法律部」があ るが、それ以外のものには「法律部」は見当たらない。時期により職制の変更 が大きく、単純に比較できないものもあるが、たとえば昭和16年の職制表に は「第一編輯部」の下に「国漢部」「数学部」「小学部」はあるが「法律部」は

³⁰² ただし、早川龍介編『五憲法敬釈』(1912年)というものがある。これは「推 古天皇勅定聖徳太子編製」の五種の憲法についての小著であり、法律の本と言 えなくもないが、近代法を扱ったものではない。また、本稿筆者は詳細を承知 していないが、いわゆる「五憲法」なるものは江戸時代の創作であると聞いて いる。

また、帆足準三なる官僚が編著となった『現行会計法規疑解類鈔』(上下巻) (1898年)、『現行租税法規提要全附税法要義』(1899年)がある。

³⁰³ https://www.sanseido-publ.co.jp/annai/ayumi4.html

[『]三省堂百年』・前掲注(299)406頁の巻末年表。年表に法律関係の本が載るの は関・前掲注(300)の帝国憲法の本以来である。なお、『特輯六法全書現行法 令条約集』を出版したのは昭和3年(1928年)である。『三省堂百年』・前掲注(299) 123 頁、巻末年表 408 頁。

筆者の調べたところでは、既に述べたものを除くと、運吉の『要論』以外の戦前の三省堂が出版した(発売した、ではない)法律学術書は、薬師寺志光『留置権論』³⁰⁹、久保岩太郎『国際私法論』³¹⁰、橋本犀之助『共同海損論』³¹¹、石田文次郎『ギールケの法学』³¹² くらいである。戦後しばらくはこうした本も出されなくなる³¹³。

まとめると、運吉の『要論』以前には三省堂が商法・会社法の本を出版したことはなく、それ以外の分野についても学術書といえるのは『要論』出版以降の一定期間のみで、再びそうしたものに力を入れるのは1970年代後半ということになる³¹⁴。ともかくも『要論』は三省堂の出版物としては、

三九

ない。その後の昭和 36 年の職制表には「編修所」の下に「英語課」「国語課」「百 科課」と並んで「六法課」が確認できる(同書 386 頁。266 頁も参照)。昭和 56 年の職制表では「出版局」の下に、多数の部の一つとして「六法・法律書出版 部」がある(同書 387 頁)。

^{309 1935} 年出版。

^{310 1935} 年出版。

^{311 1935} 年出版。どちらかといえば商業に属する本といった方がいいのかもしれない。

^{312 1944} 年出版。なお石田が他に三省堂から出した本としては『オットー・ギールケ』(1935 年)がある。

³¹³ たとえば戦後の 1955 年まで調べると、法律関係としては奥野健一『改正民法の解説』(1948 年)、また社会科文庫として、入山實『裁判所のはなし』(1949 年)、戒能道厚『民主主義のはなし』(1949 年)、金森徳次郎『新憲法』(1949 年)、田岡良一『国際連合』(1949 年)、横田喜三郎『世界平和への道』(1949 年)、佐藤達夫『国会のはなし』(1949 年)、田中二郎『地方の政治』(1950 年)、鵜飼信成『法律のはなし』(1950 年)(これら社会科文庫は後に社会科文庫選集となる)がある。これらの本の対象は中学生ということになっている。『三省堂百年』・前掲注(299) 241-243 頁。法律・政治の分野については、一般向けの解説書の出版に力を入れていたということだろう。

なお、『模範六法全書』は戦争で改訂を中断していたが昭和22年(1947年) に改訂版を出し、昭和23年(1948年)から年度版が復活した。六法については 『三省堂百年』・前掲注(299)239頁コラム参照。

^{314 『}三省堂百年』・前掲注 (299) 336 頁は、昭和 49 年 (1974 年) の会社更生法申請後の動向の一つとして、昭和「五十一年一月には『判例コンメンタール』をシリーズとして刊行しはじめ法律書分野への進出をはかり」、と記している。また、第65期(昭和53年9月1日~54年8月31日)は「『現代法学者著作選集』などの刊行を開始、活動の幅を積極的に広げた」とある。同書340頁。

(時期的な観点からは)特異なものということが言えそうである 315,316。

(4) 著作広告

『要論』の上巻は、同書の奥付によれば、昭和2年(1927年)発行とい うことになっている。同時期の法曹会雑誌に同書の広告が掲載されてい る 317。比較的長文の広告文であり、セールスポイントが分かろうという ものである。やや読みやすくしてその一部を引用すると次の通り。

想像を大いにたくましくすると、運吉と三省堂をつないだのは松本かもしれ ない。また、先に見たように、運吉の『株主総会論』の「序」を書いたのは松 本である。

³¹⁵ ところで三省堂は、日本百科大辞典に係る経費により大正元年(1912年)に 倒産した(原因と再出発については『三省堂百年』・前掲注(299)66-90頁)。そ の後大正4年(1915年)に株式会社三省堂が設立されたが、同社は出版のみを 扱い、ここに出版と書店を分離する体制が成立した。同社の株主には商法学者 の松本烝治が名を連ねている(同79頁の第二期株主人名表。この時点で総株数 は 2600 株、総株主数は 67 名である。松本は 5 株保有している)。 また、三省 堂が倒産した原因である日本百科大辞典事業を中止したことについて、『三省 堂百年』では学界から「数百の見舞状が寄せられた」として、その幾つかを同 書で紹介している。法科大学の関係者としては、刑法学者の岡田朝太郎のほか、 松本の見舞状(一部)も紹介されている(文科大学教授であるが法制史家の三浦 周行のものもある)(同書83-85頁)。その後、こうした声は日本百科大辞典完 成会へとつながり、「やがて、桶口秀雄、馬場鍈一、松本烝治らの斡旋により、 岩崎家から一部出資の承諾を得ることができた」という(同書86頁)。松本は この完成会の4人いる理事のうちの1人となった(同書89頁)(なお、完成会 の4人いる監督のうち1人は富井政章である)。

^{316 『}要論』が出版された昭和2年(1927年)は金融恐慌の年である。三省堂もい わゆる円本狂乱があったものの、不況の影響が徐々に出始め、「昭和五年、六 八 年とつづいて年間の新刊点数が二○○点を超えるころには、逆に売上高は減少 し、七年六月の決算では、株主配当なしに追い込まれた」。「しかも、昭和七年 には、月俸一○○円以上の本社社員に対しては減俸措置がとられた」という経 営環境にあった。『三省堂百年』・前掲注(299)137頁。

³¹⁷ 法曹会雑誌 5 巻 5 号 (1927 年) 前号目次の次頁。

- ・我法学界人多く会社法に就て見るも名著と称す可きもの必ずしも乏し からず。然れども従来の著者の説くところは法文の純理論的解釈に非 ざれば、幽遠なる学説の論評なり。法律の規定が実際上に於て如何に 運用せられつつあるか、即ち法律の実際に於ける動きを知る事は法学 者並びに実際家にとり最も肝要なる点なるに拘らず茲に力を傾注せる 著書絶無なりしは久しく識者の憾とするところなりき。
- ・本書は実に此要求を充す為に現れたるものと言う可く、著者は理論の 研究の外に多年司直の府に法律運用の体験を積みたる新進の法官にし て、従てその説く処も理論を軽視するに非ざるも特に実際上の各種法 律問題を論述するに力を注ぎ、会社法に関係ある各種の判例の傾向を 示す事に最も留意し重要判例は其大要を記述し、殊に変遷ある判決は 其変遷の経過を示して論評する等周到を極めたり。

こうしたセールスポイントが実際にどうであったか (特に従来の定評あ る会社法著作が上記の言うようなものであったか)を検討することは本稿 ではできないが、とにかく理論のみに拘泥するのではなく、判例を含めて 会社法の実像を描き出している点を強調し、売り文句としていることは分 かる ³¹⁸。

2. 大正・昭和初期の会社法著作

(1) 大正・昭和初期の会社法著作

運吉の『要論』については、その内容についてここで検討する準備がで

³¹⁸ 三省堂編集所編『新制法令集 昭和五年度版』(三省堂、1930年)というも のがあるが、巻末の広告に運吉の著作が幾つか紹介されている。『和議の話』 は「破産予防和議について、本書はあますところなく説いている。手頃で平易 で安い。」(定価は50銭である)、『要論』は「特に実際上の各種法律問題を論 じ、会社法に関係ある各種判例の傾向を示し、重要判例はその大要を記述して 変遷ある判例はその経過を示して論評してある。斯学研究家又実務家の好伴 侶。」とあり、『株主の権利と義務』については「これは絶好な株主の相談相手。 経済界不安の今日是非一冊は具えておかなければならぬもの。」とある。自社 の出版物の紹介としては面白い。

きていないので、内容に関わらない同書の特徴について簡単に述べること とする。それは、『要論』が、現役の判事による、単著の、会社法に関す る本格的概説書(といっても実務を意識したもの)、という特徴を有する ということである。なお『要論』とは銘打っているものの、上下巻合計す ると 1000 頁近い大著である。

ところで、少なくとも会社法の分野については、現役の裁判官による単 著の概説書・体系書というのは今日では稀であると言ってよいだろう(今 日では共著が主流であろうか。もっともこれは研究者についても同じこと が言えるかもしれない)。現役の裁判官が今日書くものとしては、概説書 というよりも実務のことを中心とした本が多いであろうか(その方が執筆 しやすいし需要があるはずである)。

戦前の事情はどうであろうか。他の分野については知らないが、商法の 分野についていえば、明治の一時期までは判事による著作(外国の法制度 を紹介したものや外国において出版された本を翻訳したものを含む)、あ るいは判事が校閲した著作は比較的多いという印象を受ける。また、法律 系の私立大学が制度上専門学校であった時代³¹⁹ においては、裁判官がそ うした専門学校で講義を行い、その内容が講義録等の名称で本になること はあった³²⁰。商法典の成立・施行後一定時期を経て、また専門学校が制

³¹⁹ 天野郁夫『大学の誕生(上・下)』(中央公論新社、2009年)。特に(上)71-87 頁、5章、(下)7章、8章、10章、エピローグ参照。同『帝国大学――近代日 本のエリート育成装置』(中央公論新社、2017年)43頁の次の一文が分かりや すいだろう。1918年の大学令公布以前、私立大学は大学を名乗れるが、「『私 立大学』は、法制上はあくまでも『専門学校』であり、たとえば『私立早稲田 大学』のように、校名に必ず『私立』を冠することが求められる厳しさであっ た」。寺崎昌男『日本近代大学史』(東京大学出版会、2020年)115-117 頁も参照。六 明治36年(1903年)公布の専門学校令以前については、上記寺崎42-47、74-76 頁、上記『大学の誕生(上)』1章、4章、5章参照。

³²⁰ 明治の前半の話であるが、慶応と早稲田の「二校だけが専任の教員を抱えて いた」。「それ以外の法学系私学は、いずれも他に本来の職業を持つ人たちが、 まさに『公務ノ余暇』に教育にあたっていた」。「大方の私学は専任教員をまっ

度上も大学になって以降はそうした本は徐々に減少していったというのが 本稿筆者の印象である(実証する作業を行う余裕はないため印象論にとど まる) 321

ともあれ、戦前の現役判事による商法・会社法の本といって思い浮かぶ のは大森洪太322 や松田二郎323 のものであろうか。もっとも松田が戦前

大正3年4月に判事になって以降、判事としての経歴が続くが、大正9年5 月に検事兼司法省参事官、民事局兼務、東京司法裁判所検事となる(以後司法 行政に従事することが多い)。大正14年6月に東京控訴院判事、同15年3月 に検事兼司法書記官、東京控訴院検事、民事局兼刑事局勤務。昭和3年3月に 大審院判事、同8年3月に司法省民事局長、同14年9月には名古屋控訴院長。 以上の経歴については、『大日本司法大観』・前掲注(197)382頁。

新法学全集は分冊形式で出版されたもののようであり、大森の会社法は4分 冊である。分冊の日付は昭和14年前半から15年にまたがっている(ただし製 本の奥付は昭和14年になっている)。したがって大森会社法の前半は民事局長 時代に出版されたことになる。現場にいる判事ではないから、本文のように「現 役判事」と言ってよいか問題になりうるが、半分以上は昭和14年後半出版な ので、さしあたり本文のようにした。

ちなみに大森が大審院判事から民事局長になったことについて、当時の新聞 はこれを「栄転」(原文旧字体)と表現している(昭和8年3月25日朝刊3面)。 裁判所よりも司法省が上にあるという時代を反映しているものといえようか。 なお、データベースによると大森は朝日新聞に200回近く登場している。司法 省時代のものが多いという印象である。

323 まつだ・じろう(1900年~1988年。最高裁判所判事を歴任)。大正14年東 京帝国大学法律学科卒業(生年・大学卒業年は『大観』3版417頁による)。同 学年(大正10年入学)の英法選修には民法学者の舟橋淳一がいる(松田は独法 である)。『一覧 (大正 12 年-大正 13 年)』「学生生徒姓名」14、20 頁。

五

たく持た」なかったという。天野・前掲(上)86-87頁。この事情はそれ以降も 大差なく、大正の大学令以降に「大学」へと昇格する際に、必要とされる専任 教員の数を確保するのに大方の私立大学は苦労したことが天野・前掲(下)エ ピローグで紹介されている。

³²¹ 学生向けの教科書が充実してきたということがあるのかもしれない。これも 本稿では検証するにはいたっていない。

³²² おおもり・こうた(1887年~1946年。大審院部長・司法省民事局長・司法 次官を歴任)。明治45年東京帝国大学法科大学卒業(牛年・大学卒業年は『大 観』初版123頁による)。没年は朝日新聞昭和21年5月26日朝刊2面参照。 同学年の英法には高柳賢三、金森徳次郎、仏法には芦田均がおり、大森と同じ 独法には末弘厳太郎がいる。『一覧(明治44年-明治45年)』「学士及生徒姓名」 10、11頁。大森と末弘は一高の同級生である。

に出したのは『株式会社の基礎理論』(岩波書店、1942年)³²⁴であり、名 高い『会社法概論』(岩波書店。初版は1951年)は戦後のものである。

一方大森は保険法の著作や会社法の講義録は別としても、日本評論社の 『新法学全集』の一冊 325 である『会社法』の著作がある(石井照久の『社債法』 との合本) 326。 これは昭和 14年 (1939年) の出版である。

現役裁判官による、単著の、本格的な会社法の著作は当時どれほどあっ たか。国立国会図書館デジタルコレクションにおいて、明治44年(1911年) (商法の大改正があった年) から大正 15 (昭和元) 年 (1926 年) (運吉の本が 出版された前年)に出版された本のうち、そのタイトルに「会社法」の文 字を含むもの(この場合『商法』と銘打ったもので会社法を含む商法全体 について書かれた著作が除外されてしまうが、さしあたりこれは除外する こととする) はどれくらいあるか。下記の表の通り、36 件という結果が出 てくる(『外国保険業法』という明らかに関係ないものが出てくるが、こ うしたものは除外した数字である)。なお、CiNiiBooksで検索すると概ね 同じ結果となる 327

³²⁴ 松田はこの本のもとになった論文により東京大学から法学博士を授与され た。同書はしがき。これ以外にも戦前の著作としては『株式及其移転(株券裏 書論)』(厳松堂、1926年)、『株式債務論』(厳松堂、1928年)、『株式全額払込 論』(法曹会、1932年)といった株式関連のものがあるようである(最初のもの を除いて本稿筆者未見。書誌情報を見るといずれも小著のようである)。内容 的には『基礎理論』のもとになったもののようである。

³²⁵ 第15巻。事情はよく分からないが第19巻となっているものもあるようであ る(新装版?)。駒澤大学に所蔵されているのは第15巻のものである。

³²⁶ なお、運吉の論文が法曹会雑誌に掲載されていた時期、同誌には外国滞在中 の大森洪太によるコラムが比較的長期間掲載されていた。

³²⁷ CiNiiBooks との違いは講義録関係のものが多い。たとえば、CiNiiBooks では 四 表の番号では2から5の講義録はヒットしない。他方で松本烝治の講義録(中 央大学発行のもの)や田中耕太郎・竹田省の講義録は本文 NDL の表にはない。 また、西本辰之助『会社法』(厳松堂書店、1921年)や片山義勝の本の異なる版、 田中耕太郎『会社法概論』(岩波書店、1926年)も本文 NDL の表にはない。もっ とも、これらの違いは判事の著作物の有無を調べる本稿には影響しない。

・明治44年(1911年)から大正15(昭和元)年(1926年)の『会社法』著作(表記 は NDL の検索結果に従ったもの)

-	人九斗四卦	上小类咪苯(中中上兴 1011)
1	会社法原論	片山義勝著(中央大学,1911)
2	会社法	(日本大学 44 年度法律科第 2 学年講義録) / 青木徹二 述 (日本大学, 1911)
3	会社法	(中央大学 44 年度法律科第 2 学年講義録) / 片山義勝 述 (中央大学, 1911)
4	会社法	(明治大学明治 45 年度法律科第 2 学年講義録) / 三橋久美 述 (明治大学出版部, 1912)
5	会社法	(日本大学明治 45 年度法律科第 2 学年講義録) / 青木徹二 述 (日本大学, 1912)
6	最近会社法判例	(法律評論社,1912)
7	英国新会社法論	花岡敏夫 著 (巌松堂書店 , 1913)
8	改正日本会社法	松波仁一郎 著(松波仁一郎, 1914)
9	会社法運用	木村房次郎 著 (法政研究会 , 1916)
10	株式会社法実務篇	(法律実務叢書;第1編)/宮田暢著(実業之世界社,1916)
11	会社法原論	片山義勝 著 (中央大学 , 1917)
12	株式会社法論	片山義勝 著 (中央大学 , 1917)
13	現行有限責任会社法	杉山直治郎 著(杉山直治郎, 1918)
14	会社法講義	松本烝治 著 (巌松堂書店, 1918)
15	株式会社法史	カール・レーマン 著 [他] (有斐閣 , 1918)
16	会社法講義	松本烝治 著 (巌松堂書店, 1919)
17	会社法	松波仁一郎 講述 (日本大学, 1921)
18	会社法	松波仁一郎 述 (学生共同刊行会, 1921)
19	会社法講義案	岡野敬次郎 著(中央大学, 1921)
20	商法提要 . 第 2 篇 (会社法 第 1 分冊)	寺尾元彦 著 (巌松堂書店 , 1921)
21	会社法	[松波仁一郎 述] (轡亀子, 1922)
22	国家試験叢書.商法 (総則·会社法·海商法)	日本法政学会編(松華堂, 1922)
23	会社法	大森洪太 著 (日本大学, 1922)
24	会社法実務篇 . 株式 会社之巻	(法律実務叢書;第1篇)/宮田暢著(大阪屋号書店,1924)
25	会社法提要.第2分冊	寺尾元彦 著 (巌松堂書店 , 1924)
26	会社法.前編	[椎津盛一述](石田正七,1924)
27	会社法要覧	(法律要覧叢書; 第 14 編) / 普文学会 編 (清水書店, 1924)
28	会社法	大森洪太 著(日本大学出版部,1925)
29	会社法.第1巻	松本烝治 著 (中央大学, 1925)
30	会社法	[松波仁一郎 述] (轡国太郎, 1925)
31	会社法.第2巻	松本烝治 著 (中央大学, 1925)
_		

32	会社法総覧	(法政高等試験叢書 ; 第 10 編) / 松華堂編輯部 編 (松華堂 , 1925)
33	会社法.前編	椎津盛一 述 (文信社,1925)
34	会社法	大森洪太 著(日本大学出版部, 1925)
35	会社法.中巻	猪股淇清 述 (明治堂書店, 1926)
36	会社法便覧:附録· 抜萃表及試験問題一斑	文信社編輯部編(文信社出版部 , 1926)

*網掛けしたものはいわゆる「講義録」

ここから講義録を除く。「講義録」あるいは「述」の文字がなくとも内 容は講義録の場合があるが、ここでは内容を確認せず本のタイトルだけで 判断する。ただし、大森洪太『会社法』(日本大学出版部、1925年)のように、 出版者から判断して講義録等と思われるものは除外している(大学が出版 者になっているものの中には、詳細な著書もあるため、これを全て除外す る趣旨ではない)。また、「判例(あるいは判決)」、「便覧」「試験」の文字 が入っているもの、外国の制度の紹介と思われるもの、翻訳本も除外する。

これらを除外した結果は16件である328。ここから研究者に分類して差 し支えない者の著作を除く。具体的には松波仁一郎³²⁹、杉山直治郎³³⁰、 松本烝治 331、寺尾元彦 332 のものである。その他裁判官とは言えない者の

³²⁸ 表の番号を示すと、1、8~14、16、18、20、24、25、27、29、31。

³²⁹ まつなみ・にいちろう(1868年~1945年)。松波については、たとえば寺田 四郎「故松波博士を憶う」海法会誌復刊1号(1953年)13頁以下参照。本井康博「松 波仁一郎 | 同志社山脈編集委員会編『同志社山脈――113 人のプロフィール』(晃 洋書房、2002年) 128 頁も参照。 なお、同書 129 頁では「まつなみ・じんいちろう」 としているが、寺田によればこの読み方は「俗訓」であるという(前記寺田13頁)。

³³⁰ すぎやま・なおじろう (1878年~1966年。東京帝国大学教授)。フランス法 学者というより比較法学者と言った方がよいだろう。貝瀬幸雄『比較法学入門』 (日本評論社、2019年)153 頁も杉山を日本を代表する比較法学者としている。 初期の杉山には会社法関係の業績が多い。最初期は「会社所得税論」を論じて いたので、そこから派生したか。

³³¹ まつもと・じょうじ (1877年~1954年。商法学者。満鉄の副総裁、貴族院 議員も歴任。戦後は国務大臣となり松本草案(松本試案)で知られる)。松本に ついては、福岡博之「松本烝治」『日本の法学者』(日本評論社、1975年)241 頁以下を参照。

著作も除く。具体的には、片山義勝(片山は実業家・弁護士・大学教授の 顔をもっているため分類は悩ましいが、いずれにしても裁判官とは言えな いだろう)、木村房次郎 333 (実業家?)、宮田暢 334 (ジャーナリスト?) で

332 てらお・もとひこ(1879年~1942年)。早稲田大学教授。寺尾の業績の一端 や学問的熊度(沿革的研究が多かったこと等)については、大濱信泉「故寺尾 元彦博士を憶ふ」社会経済史学12巻5号(1942年)659頁以下参照。寺尾の生 年については、人名事典の類では記載がないものがあるが(たとえば、『昭和物 故人名録』・前掲注(7)332頁)、以下の史料から1879年生まれとした。国立公 文書館アジア歴史資料センターには「日独欧州戦争関係救恤一件」として、東 京府知事から「外務省救恤審査会長」宛の文書がある(作成日は大正14年9月 11 目となっている)。

https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B09073070400

レファレンスコード: B09073070400

添付の「損害申請書」(末尾に寺尾の署名がある)に申請者(つまり寺尾)の 職業・氏名・住所と並んで生年が記載されている。そこには明治12年(1879年) 8月13日と書かれている。

寺尾はベルリン大学留学中に第一次世界大戦に巻き込まれたようで、上記「救 恤」の申請はこれに関するものである(書籍等を全て置いて逃げたようである)。 また、アジア歴史資料センターのサイトでは「欧州日独戦争ノ際在外公館及本 邦人引揚一件/邦人保護及行方安否等取調ノ件」という文書がある(大正3年 (1914年)9月15日付。作成者:外務省通商局(ただし添付文書は寺尾敦子作成(9 月11日付)))。

https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B07090581900

レファレンスコード: B07090581900

本稿筆者の能力ではくずし字は解読できないため詳細は不明であるが、ベル リン大学に留学中の寺尾について照会しているものであることはかろうじて分 かる。留学中に第一次大戦が勃発したため危険な思いをしたという話は上記大 濱の追悼文にも紹介されている。「大正元年には早稲田大学の命を受けて欧羅 巴に赴き、英・仏・独主として伯林に学ばれたが、偶々第一次世界大戦の勃発 に遭い、一汽車遅れれば危く敵国人として捕らえられるところを辛うじて逃れ 愴皇として帰朝し」たという(上記追悼文660頁)。

- 333 遺憾ながら、木村房次郎なる人物については詳細が不明である。会社法以外 にも工場法や営業税の著作があるようである(同一人物であるかは不明である が)。紳士録や名鑑等を調べても愛知県や兵庫県の実業家、明治期の裁判所書 記などが出てきて、今一つ確定できない。同時期の『大観』に名前がないので、 何者であるにしても裁判官とは言えないと判断した。
- 334 みやた・のぶ(1885年~1929年)。「暢」の部分をどのように読むかは定か でない。「しん」や「ちょう」とルビをふる新聞記事がある)。読売新聞の「牛 込補選形勢 三巴の立候補 | の記事(大正10年(1921年)1月13日朝刊3面)

ある。星野武雄 335 (27番の『会社法要覧』の著者。東京区裁判所検事) は やや微妙であるが(星野は後に判事も歴任している)、同書執筆時点では 検事であるため、現役判事とはいえないと判断した。

は、宮田暢を「みやたちょう」と読ませる(ルビの表記は「ちゃう」)。もっとも、 同新聞明治43年(1910年)9月27日朝刊7面の「よみうり抄」は、週刊サンデー 社社長の健康がすぐれず「宮田暢氏自今専務理事として一切の経営に従事すべ く」云々している記事では「みやたしん」のルビをふっていた。

朝日新聞も「ちょう」と読ませている(ルビの表記は「ちゃう」)。明治45年 (1912年)4月16日朝刊5面の「嗚呼彰義隊」の記事は上記読売新聞と同じル ビ(「ちゃう」)をふっている。また、大正10年(1921年)1月13日朝刊4面の「牛 込府議選挙」の記事でも同じである。

人名事典では「みやた・のぶ」としている。日外アソシエーツ編・発行『明 治大正人物事典 II 文学・芸術・学術篇』(2011年)619頁。

宮田暢はどうも明治・大正・昭和初期のジャーナリスト・出版界では名前が知 られている人物のようであるが、この分野に疎い本稿筆者には詳細が分からな い。肩書もいま一つはっきりしない。たとえば、雑誌「実業之世界」の各記事 における肩書は以下のように変化している。

肩書	論題	掲載号等
サンデー主筆	「福翁訓話を読む」	6巻7号(1909年)53頁
満州日々新聞 東京支社長	「大連にて成功したる大阪屋主人の面白 き奮闘経歴」	6巻13号(1909年)51頁
サンデー社社長、 牛込区会議員	「市場問題に盲唖を装ふ議員を嗤ふ 敢 て東京市民の自覚を要望す」	15 巻 18 号 (1918 年) 43 頁
東京公論社長	「立往生の東京市政を論じて此際無為無 能の市長を要望する」	21 巻 11 号 (1924 年) 95 頁

そもそも『株式会社法実務篇』の著者「宮田暢」が上記評論家(?)「宮田暢」 と同一であるかもよく分からない。もっとも同書の印刷者は「サンデー印刷部」 となっているので、おそらく同一人物なのだろう。経歴からすると、およそ会 社法の著作を書くような人物とは思えないが、とにかくよく分からないことば かりである。

『株式会社法実務篇』には渋沢栄一の序がある。「宮田暢氏筆を採り、法律實 務叢書第一篇として、株式會社法實務篇を著はし、余の之に序するを乞はる| とあり、あるいは交流があったものか。

335 なお星野は試験対策関係の本をいくつか執筆している。星野の経歴は次の通 ○ り(『大観』3版831頁による)。明治32年1月29日生まれ。大正9年9月任 税務所属。同12年12月高等試験司法科合格。同14年11月から検事。昭和3 年10月に津山区裁判所判事となる。なお、『大日本法曹大観』・前掲注(7)354 頁によると、その後山口地裁、福井地裁の判事を歴任している(福井地裁には 昭和6年1月着任)。

10-

実はこうした処理をすると残るものはない。つまり、この時期 (1911 \sim 1926 年) に現役判事が執筆した会社法の本 (講義録除く) はないということである (なお、表の中で判事によるものとしては、大森洪太のものを除けば椎津盛 336 の講義録があるのみである)。もちろんこの時期には、吾孫子勝 337 と矢部克己 338 によって書かれた明治 44 年商法改正に対応した商法に関する著作 339 、柳川勝二 340 による会社法を含む商法全体に関する

- 337 あびこ・まさる (1876 年~1931 年)。 明治 33 年 (1900 年) 東京帝国大学法科大学卒業。同年司法官試補。その後判事生活を歩むも同 36 年 (1903 年) 退職。留学後、同 38 年 (1905 年) 神戸高等商業学校教授。同 42 年兼任検事。その後再び判事になるも、大正 3 年 (1914 年) 依願免本官、弁護士登録 (この頃京都帝国大学法科大学で講師をしていたようである)。しかし再度司法官になり、大正 15 年大審院判事。朝日新聞昭和6年9月12日朝刊5面に死亡告知、同夕刊2面に死亡記事。名前の読み方は、最高裁判所図書館・前掲注(4)719頁を、経歴は『大観』3版42頁を参照した。
- 338 やべ・かつみ (1883 年~ 1959 年)。明治 39 年 (1906 年) 京都帝国大学法科大学卒業。以後判事としてキャリアを形成する。昭和 3 年 (1928 年) 大審院判事。同 12 年 (1937 年) 大審院部長。同 20 年に退職。経歴は『大日本司法大観』・前掲注 (197) 22 頁を、退職は昭和 20 年 3 月 8 日官報 5442 号 56 頁を参照した。名前の読み方は、最高裁判所図書館・前掲注 (4) 895 頁を参照した。
- 339『改正商法通義』(宝文館、1911年)。本文だけで1000頁近い大著である(もっとも会社編については約260頁ほどである)。条文を列記したのち、その解説を記すというスタイルは今日ではコンメンタールに近いか(もっとも梅謙次郎の『民法要義』もこのスタイルである。『民法要義』を教科書と呼ぶかコンメンタールと呼ぶかは、人によって異なるだろう。この時期出版された法律関係の本はこういうスタイルが多かったということなのかもしれない)。田中耕太郎が学生当時の商法の教科書事情を述べているが、その中の一つとしてこの吾孫子=矢部の本に言及している。田中・前掲注(185)4頁(「当時商法に関する著述としては、古いものとしては志田鉀太郎博士や吾孫子・矢部両学士の注釈書」があったという)。
- 340 やながわ・かつじ (1868年~1939年)。『大観』初版 45 頁では大審院判事、同2版 35 頁では大審院部長。勝二の息子昌勝も裁判官である(注(178)参照)。昌勝は勝二が厳松堂書店から出した『商法総則』や『商行為法』の補訂をしている。

二九

³³⁶ しいづ・もりいち (1886 年~1974 年)。明治 44 年 (1911 年)東京帝国大学法科大学卒業。大正 2 年判事。同 15 年東京控訴院部長。昭和 7 年大審院判事。経歴は『大日本法曹大観』・前掲注 (7) 21 頁を参照した。名前の読み方は、最高裁判所図書館・前掲注 (4) 855 頁を参照した。朝日新聞昭和 49 年 (1974 年)12 月 27 日朝刊 15 面に椎津の訃報が掲載されている。椎津の著作については本文三.2.参照。

著作³⁴¹ はある(3名とも判事と言ってよいだろう)。しかし、上記の作業 から、①現役の判事が、②「会社法」について書いた講義録以外の、③単 著、はこの時期存在しないということができるだろう。

なお昌勝の息子俊一(としかず)も裁判官となった。人事興信所編・発行『人 事興信録 [15 版] 下』(1948 年) ヤ11 には昌勝の項があり、昌勝が勝二の長男 であること、昌騰の長男俊一は昭和2年1月生まれで東京大学法学部在学であ ることが書かれている。経常的に情報公開請求を行い、法曹関連の情報を掲載 することで知られる山中理司弁護士のブログには「柳川俊一裁判官(4期)の経 歴」の記事があり、そこに記載の生年月と出身大学が上記人事興信録 15 版の 記載と一致することから、柳川俊一裁判官が昌勝の長男であるとした(同姓同 名で生年月と出身大学が一致している他の人物がいるとは考えにくい)。

https://yamanaka-bengoshi.jp/2018/01/02/yanagawa4/

柳川家の3人の名前の読み方は、最高裁判所図書館・前掲注(4)900 頁を参照 した。

柳川勝二には親族法・相続法の著作もあり、こちらも定評があったようであ る。たとえば、法曹会雑誌3巻2号(1925年)目次前頁には、柳川の『日本親 族法要論』(清水書店)の広告がある。そこには、「親族法と云えば直ちに柳川 先生を想う其の第一人者の、而も初めて公けにされた系統的著述である。かの プリントの誤謬に顰蹙せられた各位には、正に天来の福音とも聞かれよう」と

- 341 1911 年から 1926 年の間、柳川には以下の商法に関する著作(講義録除く)が ある。なお、国立国会図書館デジタルコレクションで検索すると、柳川には明 治期における日本大学、早稲田大学での講義録が存在することがわかる。
 - ・『改正商法論綱』(厳松堂書店、1912年)

1916年に第六版。1917年から扉に「改正」の文字がない『商法論綱』が出版 される(奥付では増補改訂七版と表記されている)。CiNiiBooks では1924年の 版まで確認できる。一方国立国会図書館デジタルコレクションでは訂正十一版 (1920年出版)まで確認できる(ただし題言は第七版のままである。現代で言え ば増刷であろう)。なお、駒澤大学に所蔵されているものは1926年出版の18 版となっている。各大学のそれぞれの OPAC には表示されるが CiNiiBooks に は表示されないという、よくある大学 OPAC 事情が関係しているものと思わ れる。増補改訂以後は本文1000頁という大著であるが(会社編は約270頁)、 1922 年出版の 13 版以降は組み方を変更したため 880 頁になっている。

·『商法正解』(法令審議会事務局、1914年)

上記、『論綱』が「理論的説明を主とせるに反し本著は専はら実際的方面より 平易の解釈を施したるものなり」とある(条文を載せて、その後解説を加える スタイルなのでコンメンタールに近いか)。また、「容積を大にするは余の志に 非ざるが為め」とあるが(以上同書題言)、実際は本文900頁を超えている(会 社編は約270頁)。なお国立国会図書館デジタルコレクションには「前編」「後編」

なお、 $1927 \sim 1945$ 年まで時期を拡げると、前述の大森洪太の新法学全集の一冊と椎津盛一の『会社法要義』 342 、横田正俊 343 の『会社法講義』 344 、がある。

ともあれ、運吉が『要論』を書くまでは、現役の判事として、上下巻合わせて1000頁近い「会社法」の大著を、単独で書いた者はいなかったということである。戦後もこの分量(分量は頁数だけで判断できるものではないが)を書いた裁判官はなかなかいないのではないか。ひとまず「偉業」と言って差し支えないだろう。すでに見たように論文を書くペースもなかなかのものがある。関係者ならずとも将来を期待したくなるというものである。

(2) 運吉の著作への言及

ところで、運吉の著書・論文は同時代にどの程度影響を与えたのだろう か。著書等の内容にふれないこととする本稿としては、従来の学者・実務

と分かれた形態のものがある(前編のみ所蔵)――この本の書誌情報では出版年は大正2年(1913年)と書かれているが、上記「題言」と奥付は大正3年(1914年)となっており、これに従えば大正3年が正しいことになる――。発行者についてであるが、扉では単に「法令審議會發行」となっており、事務局の文字はない(奥付は法令審議会事務局になっている)。また、扉では「商法正解」の上に「法令叢書」と「第二編」の文字が並列しており、「商法正解」の下には「前編」の文字がある(寄託以降の部分は後編)。CiNiiBooks等では後編だけのものは確認できない(1914年出版の初めから合本されている(というより分割されていないと言った方がよいか)ものがある)。信山社出版から2002年に刊行された復刻版は「大正五年四版」を底本としており、これは上下巻に分かれていないものである。『改正商法正解明治四十四年(日本立法資料全集別巻226巻)』(信山社出版、2002年)。出版時期を考えるとなぜ前編・後編分かれたものがあるのか、よく分からない。

^{- 342} 椎津盛一『会社法要義』(厳松堂書店、1932年)。同書は本文 570 頁の大著 - である。

³⁴³ よこた・まさとし (1899 年~ 1984 年。最高裁判所長官を歴任)。父親は大審院長を歴任した横田秀雄(注(7)参照)。横田正俊の生没年・経歴については、野村二郎・前掲注(168)99 頁を参照。

³⁴⁴ 横田正俊『会社法講義』(合本再版)(厳松堂書店、1940年)。もとは3冊に 分けて出版されていたもの。本文約400頁。

家の見解、運吉の主張、その後の学者・実務家の見解を総合的に検討する ことはしない。そこで、視点を変えて、運吉の著書等がどの程度引用され ているかを確認したい。もっともこれは一定期間の会社法の著作の全てに 目を诵さないと確認できないことであり、アクセス困難な文献も多くかな り困難な作業といえる。そこで、いい加減なものであることは承知してい るが、筆者が確認できた範囲のものをあげることとする³⁴⁵。

まず運吉の各著作が出版された昭和初期のものである。最初に『要論』 の「序」を書いた松本の本を確認しよう。

・松本烝治の『日本会社法論』346 はその「緒論」で「会社法に固有なる 内外著書中の重要なるもの」として、運吉の『要論』をその一つにあげて いる347。同書であげる「日本の」「会社法」に関する(以下この条件に合 致するものについてのみ述べる) 教科書・体系書としては、運吉の『要論』

³⁴⁵ 以下であげるもの以外では、商法研究会編『商事法判例研究(3)昭和十三年 度』(有斐閣、1940年) 153頁 [千野國丸] が運吉の『要論』上巻を、東京登記 研究会編集部編『改正商業登記訓令通牒学説判例実例総覧』(明倫館、1940年) 430 頁が『要論』下巻を引用している。また、異なる分野であるが、中島寛二 『実例手続強制執行法綜覧 続編 下巻』(酒井書店、1933年)1181頁、1182頁、 1584 頁が運吉の論文に言及している。変わり種としては、大同書院編集部編『コ ンサイス法律便覧第十三編 会社法』(大同書院、1932年)というものがある。 同書では、参考書として、田中耕太郎の会社法概論、松本烝治の日本会社法論、 同会社法講義、田中誠二の会社法提要、寺尾元彦の会社法提要、椎津盛一の会 社法要義、岡野敬次郎(「敬二郎」と表記されている)の会社法、同会社法講義、 運吉の『要論』、西本辰之助の会社法をあげている。

³⁴⁶ 松本烝治『日本会社法論』(厳松堂書店、1929年)。その他松本には講義録 がいくつかある。実は松本は昭和13年改正を反映させた会社法の体系書を書 いていない。もちろん、昭和13年改正は松本自身が相当に関与したものであ るから、これに関する著作はある。改正法が成立する以前のものもいくつかあ るが、改正法成立後のものとしては、『改正商法大意』(岩波書店、1939年)、『株 六 式会社法改正の要点』(厳松堂書店、1940年)などがある。

³⁴⁷ 松本日本会社法論・前掲注(346)9頁。その後、猪股淇清『株式会社本質論』 (厳松堂のものと明治大学出版部のものがあるようである。ともに初版は1921 年)、佐藤雄能『株式会社』、高窪喜八郎編『法律学説判例総覧八巻商法会社法 編』が続く。佐藤のこの著作については注(359)参照。

以外では、片山義勝、岡野敬次郎、松波仁一郎、西本辰之助、寺尾元彦、 田中耕太郎、田中誠二のものである。

また、『日本会社法論』の「株主総会」について述べた部分の冒頭³⁴⁸、 参考書として、ドイツの文献 349 と共に運吉の『株主総会論』をあげている。 また、株主総会決議無効の訴えを提起できる資格について述べた部分では、 運吉の論文を参考にしている350。

・田中誠二の『会社法提要』(初版)351は、「緒論」の冒頭「一般的参考書」 として当時の代表的な会社法の著書をあげているが、その中に運吉の『要 論』(出版時期の関係からか、上巻のみ)がある。他の「日本」の「会社法」 の文献 352 は、「講義」とつくものを除くと 353、青木徹二、片山義勝、松 本烝治、松波仁一郎、西本辰之助、高窪喜八郎 354、田中耕太郎、寺尾元 彦のものである。

³⁴⁸ 松本日本会社法論・前掲注(346)247頁。なお、同書267頁も『株主総会論』 に言及している。

³⁴⁹ なおこの部分で真っ先にあげられている Horrwitz は、運吉もその著作で言及 している文献である。Horrwitz は石井照久『株主総会の研究』(有斐閣、1958 年)77頁以下の論稿でも何度も引用されている。なお、本稿筆者がざっと見た 限りでは、石井の同書には運吉の著作への言及はないように思われる。

³⁵⁰ 松本日本会社法論・前掲注(346)272 頁は、運吉の法曹会雑誌6巻9号10号の「株 主総会決議無効訴訟に於ける起訴資格(一~二・完)」(1928年)に言及している (松本は「株主総会決議無効の訴えに於ける起訴資格」と表記している)。

³⁵¹ 田中誠二『会社法提要』(有斐閣、1927年)。巻末の附録も含めると 700 頁 を超えるものである。

³⁵² なお、花岡敏夫『英国新会社法論』(厳松堂書店、1913年)と猪股淇清『株 式会社本質論』(田中があげているのは1925年出版の厳松堂書店版)のほか、 国際私法の著作をあげている。猪股の本が株式会社を法的に分析しているのは 間違いないのであるが、その構成からいって会社法の教科書・体系書ではない ように思われる(たとえば合併・清算・外国会社といった教科書・体系書であ れば必ず言及されるものがないのである。そもそも章立てが法典の項目に沿っ ていない)。

³⁵³ 岡野敬次郎、志田鉀太郎の著作があげられている。

^{354「}商法総覧会社篇」としており、おそらく『法律学説・判例総覧』第8巻(上 下巻) のことだと思われる。

田中誠二は1934年の同書全訂版355においても運吉の『要論』を「一 般的参考書」の中にあげており、また、株主総会の部分では『株主総会論』 もあげている。その後、昭和13年改正を反映させた版³⁵⁶からは運吉の 著書は消えている。改正前のものは参照に値しないということであろうか。 もっとも「旧法に関するも改正会社法にも役立つべきもの」として従来あ げていた体系書等をあげているので、そうなると「役立つべきもの」では ないということだろうか。これについては、昭和8年(1933年)に出版さ れた鳥賀陽然良『会社法』³⁵⁷ はあげているので、基準が今一つ分からな い(鳥賀陽の本は体系書というより教科書に近いと思われる)358,359。ある

³⁵⁵ 田中誠二『全訂会社法提要』(有斐閣、1934年)(初版から数えると 5 版にあ たるためか奥付には「全訂第五版」とある)。なおこの全訂版は本文が500頁 以下になっている。全訂版の「自序」によれば頁数は3分の1減少したようで ある。「自序」にもあるように、一部の内容は削除し、また活字を組みかえた ためである(このため1行あたりの文字数は以前の版より多い)。

³⁵⁶ 田中誠二『改正会社法提要』(有斐閣)(上巻 1939 年、下巻は 1940 年の出版)。 初版から数えると11版にあたるようである。

³⁵⁷ 鳥賀陽然良『会社法』(弘文堂書房、1933年)。この1933年出版の『会社法』は、 1923 年から 1928 年にかけて出版された『商法要論』の一巻から三巻における 会社の記述がほぼ反映されていると思われる(構成や内容はほとんど同じであ る)。商法典の内容で言えば、一巻が商法総則から合名会社の途中まで、二巻 が合名会社から株式会社の資本減少関係のところまで、三巻が株式会社の解散 から商行為の旅客運送までを扱っている。一巻が当初「上巻」であったことに ついては注(375)参照。

³⁵⁸ 鳥賀陽の著書は昭和13年改正前のものであるが、時期としては同改正の要 綱が公表されており同書はこれを織り込んでいる(同書はしがき参照)。そのた め同改正を経てもなお価値があるのかもしれない(これは内容を確認しないと 判断できないが、本稿ではその作業を行う余裕がない)。なお、田中は同時に、 西島彌太郎の『株式会社法論』(大同書院、1933年)(田中は書名・出版年を「株 式会社 昭和八年」としているが、西島にはそのような書名の本はないようで ある) もあげるが、同書は150頁に満たない小著というべきものなので、ます ます基準は分からない。

³⁵⁹ 戦前最後の改訂と思われる 1943 年出版の『改正会社法提要』(有斐閣。初版 から数えると20版にあたるようである)では、「旧法に関するも改正会社法に も役立つべきもの」として、会社法の著作としては、片山義勝、松本烝治、松 波仁一郎、西本辰之助、西島彌太郎、岡野敬次郎、寺尾元彦、椎津盛一、烏賀 陽然良のものをあげる(同書747頁以下)。なお佐藤雄能『株式会社』(岩波書店、

いは実務家の本は椎津盛一のもの360で足りるということだろうか。

- ・その椎津盛一の『会社法要義』であるが、参考文献一覧のようなものはないが、株主総会の節で運吉の『株主総会論』に言及している³⁶¹。
- ・河村鐡也の『株主総会の研究』³⁶²では、和議に関する本を除く運吉の著作4冊と法曹会雑誌の論文が「主要参考文献」としてあげられている。運吉以外の会社法の本としては、岡野敬次郎、片山義勝、田中耕太郎、田中誠二、烏賀陽然良、松本烝治、椎津盛一のものがあげられている。
- ・西本寛一の『株主総会決議無効論』³⁶³では、参考文献一覧はないが、運 吉の『株主総会論』(これは論題からいえば当然のことであるが)と『要論』 を引用している³⁶⁴。
- ・渡邊好人の『判例学説を中心とせる新会社法要論』365 は、「あらゆる資

¹⁹²⁵年) もあげている。同書の序によれば、佐藤は「鉄道会計監査」に従事する者のようである。目次をみると会社法の本と同じような構成であるが、中身をみると一風変わった論じ方で進んでいくのが面白い。独自説を臆することなく披瀝している。

³⁶⁰ 椎津盛一『会社法要義』(厳松堂書店、1932年)。

³⁶¹ 椎津・前掲注(360)342 頁註四、367 頁など。

³⁶² 河村鐡也『株主総会の研究』(有斐閣、1937年)。河村は弁護士のようである。

³⁶³ 西本寛一『株主総会決議無効論』(大同書院、1937年)。西本寛一(にしもと・かんいち。1901年~1971年)は関西大学を卒業後弁護士となり、同大学の評議員・理事・監事等を歴任した。昭和39年から愛知学院大学の教員となっている。関西大学年史編纂室の以下のコンテンツを参照。

https://www.kansai-u.ac.jp/nenshi/people/

三 364 たとえば同書 54、73、76 頁は『株主総会論』を、同書 235 頁は『要論』下 巻を引用している。

³⁶⁵ 渡邊好人『判例学説を中心とせる新会社法要論』(錦松堂書店、1938年)(改 訂版は1939年)。1000頁を超える大著である。同書は横田秀雄、永井柳太郎 (逓信大臣)、前田直之助(大審院部長)、岩本勇次郎(大審院判事。後、弁護士) に捧げられている。渡邊はきわめて変わった経歴の持ち主である。自伝である

料に基き、あらゆる思索を重ね可及的細大漏れなく論及」366 することを 意図して書かれたものであるから、参考文献リストも網羅的である367。 株式会社法の著作だけで30近くをあげる。その中に運吉の『要論』も含 まれる。また、各論点を扱った単行本として40点あげている。これには 運吉の『株主総会論』と『株主の権利と義務』も含まれる。また、20頁 におよぶ論文リストがある(この中には運吉の論文もある)。とにかく大 変なものである。

・大隅健一郎の『会社法論』(ここでは合本版 368 を使用)は、その凡例にお いて、わが国の会社法の参考文献をあげているが、その中に運吉の『要論』 がある。それ以外のわが国の会社法の教科書・体系書として、烏賀陽然良、 大橋光雄、岡野敬次郎、奥野ほか³⁶⁹、片山義勝、佐々穆³⁷⁰、椎津盛一、田

『我一人我が道を行く』(法曹公論社、1973年)は、そのタイトル通り、著者の 変わった人生遍歴を赤裸々に書いたものである(弁護士試験に挫折した友人か ら譲り受けた学生証で本来は入ってはいけない夜学に通ったことや、試験合格 後浮かれて泥酔し泥棒に入られた話まで書かれている)。明治36年(1903年) 生まれ。小学校を出たあと苦学をして裁判所書記官になり、その後弁護士試 験に合格。弁護士を10数年した後、当時の法曹一元制により判事に推薦され、 これに転じた(戦後定年になるまで勤めた。定年後は公証人になった)。同書に は『新会社法要論』執筆の事情も出てくる(同書351頁)。昭和52年(1977年) 死去。朝日新聞昭和52年7月13日朝刊23面。自伝には横田秀雄、岩本勇次 郎についても書かれているが、特に前田直之助についてかなりの分量を割いて いる。前田を尊敬すること、ひとかたならぬものがある。前田については、岩 松三郎・前掲注(170)102-105 頁において言及されている。岩松らの話を読む と前田は相当変わった人物であったとの印象を受ける。

- 366 同書「はしがき」3頁。
- 367 同書 33 頁以下。
- 368 大隅健一郎『会社法論』(合本五版)(厳松堂書店、1940年)凡例 2-3 頁。
- 369『株式会社法釈義』(厳松堂書店、1939年)のことである。奥付の著作代表者 は佐々木良一となっているが、背表紙の著者は奥野健一が一番最初にある(どニ こからどう数えるのかにもよるが)。7人による共著である(横田正俊もその一 人である)。松本烝治の「序」によると、著者らはいずれも昭和13年改正に係 る委員会の幹事であるという。
- 370 佐々穆(1887年~1940年代後半?)は一風変わった経歴の持ち主である。人 事興信所編・発行『人事興信録〔14版〕上』(1943年)サ8頁には「法学博士、

中央大学教授、弁護士」と書かれている。また、「島根県朗の長男にして明治 二十年八月出生大正六年家督を相続す明治三十九年島根県大社中学を卒業し高 文に合格昭和三年現職に就く曩に欧米に留学す」とある。

鳥根県立大社高等学校百年中編纂委員会編纂『大社高等学校百年中』(鳥根 県立大社高等学校百周年・女学校統合五十周年記念事業実行委員会、1999年) 72 頁に佐々の名前がある。講談大会で英語対話をしたとのことである。以下 述べるように、その後英語を活かした職業生活を送っていた。なお、佐々は大 正12年(1923年)に母校で講演を行っている(同書854頁。五期生であったと 書かれている。このときの肩書は日本大学講師)。

中学卒業後については、中央大学誌・前掲注(6)98頁に経歴が書かれている。 中学卒業後は正則英語学校に学び、明治42年(1909年)に読売新聞記者に。後 大阪朝日に転じ、外務省嘱託となりその後外交官試験に合格。渡欧し、国際私 法を研究(『国際私法要義(第一巻)』(清水書店、1925年)の「序」にも同じよ うなことが書かれている。『各国比較会社法論——有限会社及有限責任会社』(清 水書店、1930年)では留学先がベルリンであることが分かる)。昭和8年に中 央大学において法学博士の学位を授与され、中央大学教授に就任。なお、中央 大学には昭和3年から講師をしていた。

学位については、『有限責任会社法論』(厳松堂書店、1933年)の冒頭におい て簡単にふれられている。学位請求論文の論題は『有限責任会社に関する比較 法及び立法私論』、審査委員は加藤正治、高窪喜八郎、松本烝治である。なお、 先の『各国比較会社法論』は松本烝治、田中耕太郎、大森洪太、渡邊銕蔵の四 人に「奉呈」されている。松本の名前の上に「恩師」と書かれている。もっと もこの書き方では上記四名とも「恩師」と読めなくもないが。

この『中央大学誌』には書かれていないが、佐々は一時関西大学に在籍して いた。しかし、内紛に関連して昭和2年(1927年)辞職したようである。関西 大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史 通史編 上巻』(1986年)476-491 頁参照。同書 1096 頁以下では、昭和 30 年 (1955 年) の創立 70 年記念式典と物 故学員慰霊祭の話があるが、物故者の中に佐々の名前がある(同書1098頁)。 昭和30年の段階ですでに故人となっていたということである。なお、佐々が 在籍したとき、学長は松本烝治である。松本は大正14年(1925年)から昭和3 年(1928年)まで第12代学長を務めていた。

https://www.kansai-u.ac.jp/nenshi/people/president.html

佐々が中央大学と関わるのも松本との縁であると思われるが、それは関大時 代からあったかどうか。なお、『国際私法撮要』(大同書院、1930年)の扉の肩 書は「日本大学講師」である。日本大学とのかかわりもそれなりの期間という ことになる。

昭和13年改正前後に多数の業績があるが、特に有限会社法関係のものは現 在でも有名であろう。本稿筆者は昭和19年を最後に佐々の経歴が追えないで いる。著名私立大学の教員にして死亡記事すら発見できていない(戦後刊行が 再開される――法学新報は昭和19年6月に54巻6号を発行した後、印刷所等 が戦災に遭ったこともあり一時休刊していた。昭和22年9月発行の54巻7=8

中耕太郎、田中誠二、寺尾元彦、西本辰之助、西本寛一、松波仁一郎、松 本烝治、渡邊好人の各著作をあげる。青木徹二の著作がない等、いくつか 例外はあるが、研究者による(ということはつまり前述の渡邊好人のものを カウントしないということなのだが)会社法体系書の参考文献リストとして

号から再開した(以上は54巻7=8号の見返しの説明による)――法学新報の奥 付にある中央大学法学会(戦前は中央大学法学新報役員)のメンバー(名前から 判断するに専任教員だけでなく、非常勤講師もメンバーであると思われる) に 名前がない(54巻6号までは佐々の名前があるが、戦後の54巻7=8号には名 前がない)ところをみると時期的には戦災にあって死亡(あるいは自死)したか、 戦後の食糧・医療事情で病死したか(公職追放者のリストには名前がないので こちらの可能性は消える。教職追放は定かでないが、中央大学のサイトによる と中央大学には該当者がいないとのことである。

https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/history/history 06/2ndww hist materials/materials 09/ もっとも自らすすんで退職した可能性もあるが)。そもそも名前の読み方もはっ きりしない。普通に読めば「さっさ・ぼく」であるが、OPACの類では「アツ」 「アツシ」「キョシ」「Sassa、Y」が出てくる。最後のものは洋文の著作(と言っ てよいかは微妙であるが) に付されたものである。これは、The reader of social sciences: sociology, economics, jurisprudence, politics, ethics, philosophy という丸善 が 1928 年に出版したものである。同書の内容は、いくつかの著名な社会科学 の本の一部を寄せ集めたものである(そのまま転載しているものと思われる。 本稿筆者はロスコー・パウンドのものしか分からない)。さすがに編者名は自 分が付したものであろうから、そうするとファーストネームはYで始まるこ とになる(なお、「Sassa、Y」が佐々穆であると決めつけることはできない。佐々 姓の人物が他にもいる可能性があるからである。他方、図書研究会編集『新刊 書総目録(内務省重要納本の実査記録) 昭和四年上半期』(図書研究会、1929年) 166 頁には「文化・思索」の本として、「『文化科学読本』(英文)佐々穆」、「四六 判二〇四」、「日本橋、丸善株式会社」というのがある。「文化科学読本」は上 記 The reader of social sciences を訳したものと言えなくもないし、頁数や丸善が 出版社であることも一致する(判型については微妙であるが、大きく異なると いうものでもない)。以上のことから、さしあたり「Sassa, Y」は佐々穆のこと であると考えることにする)。

他方、最高裁判所図書館・前掲注(4)850頁は「Sassa, Atsushi」と表記する。また、 報知新聞社編集局編『大学教授評判記』(河出書房、1935年)という座談会形 ○ 式で大学教授を好き放題論評する本がある。同書167頁(中央大学の章)に佐々 の話が出てくるが「ボクと読まれたり、ヤワラとも読まれている」と決め手に 欠けるが、ヤワラという読みがあったというのは収穫である。これと前記丸善 の本とあわせて考えると「さっさ・やわら」という読みが比較的有力というこ とになりそうである。決め手はない。

は、この時期のものとして最も網羅的なものといえるだろう³⁷¹。

会社法の参考文献をあげながら(そもそも参考文献をあげない会社法の本も多い³⁷²)、運吉の著作に言及しないものもある³⁷³。それではそのような本は何を参考文献としているのか。それを確認しよう。

- ・寺尾元彦の『会社法提要』³⁷⁴。青木徹二、片山義勝、松本烝治、松波仁 一郎、西本辰之助、岡野敬次郎、田中耕太郎、高窪喜八郎、田中誠二、烏 賀陽然良³⁷⁵の各著作をあげる。
- ・片山義勝の『会社法原論』³⁷⁶ は、自著 ³⁷⁷ を除くと、松波仁一郎、青木徹二、 志田鉀太郎、松本烝治、柳川勝二 ³⁷⁸、高窪喜八郎の各著作をあげている。
- 371 参考文献には、大隅らしく、上田貞次郎『株式会社経済論』(富山房)(初版は 1913 年、改訂増補第 10 版は 1925 年)、大塚久雄『株式会社発生史論』(有斐閣、1938 年) などもある。
- 372 たとえばここであがっている本でいえば、鳥賀陽、田中耕太郎、西本辰之助 のものがそれである。
- 373 なお、青木徹二、松波仁一郎、西本辰之助、岡野敬次郎の会社法の著作は、 運吉の著作が出版される以前のものである。
- 374 寺尾元彦『会社法提要』(改訂十二版)(厳松堂書店、1933年)12-13頁。
- 375 烏賀陽然良『商法要論』(弘文堂書房)の「昭和二年初版」の「上巻」に言及している。烏賀陽の『商法要論』はいくつかバリエーションがあるようだが、「上巻」で、かつ「昭和二年初版」のものをあげるのはよく分からない。「上巻」の初版は大正12年のものである(各種 OPAC で調べると、その後続巻が2巻・3巻としたので後の改版で「上巻」を「1巻」に改めたものがあるようである)。それに「上巻」は商法総則と会社編の合名会社までしかあつかっておらず、株式会社は『商法要論』の2巻である。
- 376 片山義勝『会社法原論 第九版』(中央大学、1934年) 小引 2-3 頁および第 五版序言 2 頁。
- れ 377 片山義勝『株式会社法論 第三版』(中央大学、1917年)をあげる。同書は第 6版(1923年)まで出たようで、1000頁を超える大著である。もっとも1行あたりの文字数はさほど多くないため、実際の分量と頁数から受ける印象は異なるものであろう。また、手書きで書かれた冒頭の序や横書きのスタイルはインパクトがある。注の文字の小さい事には大いに閉口すること間違いなしである。
 - 378 単に「柳川学士――同学士著商法論綱」としか書いていないが、柳川勝二の

いささか偏りがあるような気がしないでもない。

・西島彌太郎『改正会社法』³⁷⁹。巻末に「会社法文献」として、昭和13年 改正法に関するもの³⁸⁰、同改正を反映した会社法著作(田中耕太郎、田中 誠二、大隅健一郎、大橋光雄、大森洪太、佐々木ほか 381、猪股淇清 382、 寺尾元彦、佐々、佐藤³⁸³、稲村眞介³⁸⁴、渡邊好人)、改正前の会社法著作(青 木、鳥賀陽、岡野、片山、椎津、西本辰之助、平田央³⁸⁵、松波、松本) に

[『]商法論綱』だと思われる。この本については注(341)参照。

³⁷⁹ 西島爾太郎『改正会社法』(日本評論社、1940年)。580 頁を超えるものであ る。本文の文献は同書583頁。

³⁸⁰ 松本烝治『株式会社法改正の要点』(厳松堂書店、1940年)。

³⁸¹ 注(369)の『株式会社法釈義』のことである。先に述べたように、佐々木を 冒頭に持ってくるか、奥野を持ってくるかは引用者によって異なる。

³⁸² 猪股淇清『新会社法講義』(厳松堂書店、1939年)。同書は1943年に増訂版 が出版された。近年この増訂版を底本とした復刻版が出た。『新会社法講義 復刻版』(日本立法資料全集、別巻1281)(信山社出版、2020年)。

^{383「}佐藤助教授新会社法論」と書かれているが、該当するのは、佐藤義雄『新 会社法論』(同文館、1939年)である。佐藤は大同書院から『逐条新商法総則』 (1938年)を出している(同じ人物であると仮定した)が、扉には同志社大学助 教授と書かれている。本文冒頭で日本書紀や養老令の話をするなどいささか時 代がかった(もっとも日本主義的な国家主義思想のもとでは良しとされるのか もしれない) 内容である (9 頁になってようやく近代の話に入る)。 OPAC の類で は生年1906年、没年1992年と表示される。伊藤彌彦「占領軍同志社関係資料 (2):戦前・戦中期における同志社退職者関係報告書」同志社談叢 38 号 (2018 年) 20 頁によると、佐藤は「文部省戦時教育ニ関スル非常措置ニヨル退職」で昭和 **19** 年 **11** 月 **30** 日に同志社を退職しているようである(戦後も会社法の本を出し ているようである(同一人物かは未確認))。『公職追放に関する覚書該当者名簿』・ 前掲注(294)548頁に名前があるが本人か同姓同名の別人かはよく分からない。 朝日新聞平成4年(1992年)10月30日朝刊31頁に佐藤の訃報が掲載されている。

³⁸⁴ 西島は単に「稲村眞介氏株式会社法」とするが、稲村眞介『改正株式会社法』 (財政経済時報社、1939年)のことであろう。本文約550頁。同書の序を読むと、 稲村は弁護士のようである。

³⁸⁵ 平田央『会社法概要』(有斐閣、1936年)。200頁ちょっとの本である。1937 年に改訂再版、1938年に3版が出た。同書の奥付によると、「ひらた・なかば」 と読むようである。平田は1933年に京都帝国大学から法学博士を授与される。 論題は『有価証券法史論』。学術 DB によると、生年は 1895 年、没年は 1961 年。 戦後愛知大学法学部の教員をしていたようである。

分けて文献をあげている。

参考文献をあげながら運吉の著作をあげていないのは、存在を知らない か参考文献としてふさわしくないと考えたかのどちらかであろう。どちら なのかはもちろん不明である。

その他

ここでは戦後のものをみていく。

菱田政宏『株主の議決権行使と会社支配』は運吉の『株主総会論』を引 用する³⁸⁶

『注釈会社法』の第4巻 387 はそのタイトル通り、株式会社の機関を扱っ た巻であるが、凡例において運吉の『要論』上巻と『株主総会論』をあげ ている。他方で、それ以外の巻の凡例には運吉の名前はない。

その他にも、Google Scholarで「間運吉」と検索すると、21世紀に 書かれたものを中心に、運吉の著書等を引用した論文があることが分 かる 388,389

- 386 菱田政宏『株主の議決権行使と会社支配』(酒井書店、1960年)。たとえば、 同書 39-40 頁。
- 387 大森忠夫=矢沢惇編集代表『注釈会社法(4)株式会社の機関』(有斐閣、 1968年)凡例10頁。
- 388 次の6件が表示される
 - ・栗栖赳夫「擔保附社債信託法の研究(四)」法学研究(慶應義塾大学)10巻2 号(1931年)1頁
 - ・武藤節義「株主総会決議の瑕疵を争う訴訟について」東洋法学12巻2=3号(1969 年) 29 頁
 - ・西川義晃「株主代表訴訟における担保提供制度の機能と『悪意』の意義」静 岡大学法政研究 21 巻 1 号 (2016 年) 1 頁
 - ・加藤健太「武藤山治の株主総会運営――鐘淵紡績「株主総会議事速記録」の 分析——」高崎経済大学論集 60 巻 4 号 (2018 年) 219 頁
 - ・吉本健一「株主総会および社員総会の決議の成立要件と議決権の制限に関す る法規制の変遷 | 神戸学院法学 48 巻 1 号 (2019 年) 35 頁
 - ・西川義晃「公開株式会社における資本概念の再検討―戦前会社法の下での資 本の位置づけを踏まえて」静岡大学法政研究 24 巻 1 号 (2019 年) 39 頁

以上の不完全なリストから言えることとしては、運吉の著作は、同時代 人には参考になる体系書と並んで言及される本の一冊と考えていた者がい る一方で、まったく言及しない者もいたという、きわめて当たり前のこと だけである(前者についていえば、同時代を代表する――「代表」をやや 広く考えるとして――著書の一冊として扱われていたといえなくもない)。 前者のことを考えると、箸にも棒にもかからない著作ではなかったことは 間違いない。そして昭和13年改正後は、内容が同改正を反映しないためか、 言及されることは少なくなった。そのため今日では存在が全く知られてい ない場合もあるが、昭和13年改正前の会社法・株主総会関連の状況を知

栗栖論文は社債権者集会の話の文脈で、その他の代表的会社法文献と共に運 吉の『株主総会論』をあげる。なお、栗栖は『社債信託法原論』(日本評論社、 1929年) 118、126、128-130、136-138、149、156、167、168、170-174、179-182、186-188、199-201、204 頁において『株主総会論』を参考文献としてあげ ている。同『担保附社債信託法の研究』(文雅堂、1934年)においても同様に、 何度も運吉の『株主総会論』をあげている。

武藤論文は、運吉の法曹会雑誌の論文を昭和13年改正の学説を述べる部分 (株主総会決議の効力を争う訴えの性質に関するもの)で引用している。

西川論文は、担保提供制度の論文では、運吉の『株主総会論』を引用する(担 保提供制度における濫訴がどのように理解されていたのかという文脈)。資本 概念の論文では、取締役の破産宣告請求義務の文脈で運吉の『要論』(下巻)を 引用する。

加藤論文は、運吉の『株主総会論』を引用する(当時の株主総会の手続を紹 介する文脈)。

吉本論文は、昭和13年改正前の株主総会の文脈において、株式が共有であ る場合の権利行使者について運吉の『要論』(上巻)を引用して説明している。

- 389 それ以外の方法による検索の結果、運吉の『要論』を参考文献にあげる髙 城寿雄氏の博士論文「ファミリー中堅企業による複数議決権株式を利用した上 場促進について――日米の法制度の歴史・利用実態の比較検討を素材に――」 (2017年) (https://doi.org/10.15057/28959)
 - 以外にも、次のものがある。
 - ・来住野究「株券発行前の株式譲渡・権利株譲渡の効力」法学研究(慶應義塾大学) 六 73 巻 5 号 (2000 年) 29 頁
 - ・鈴木千佳子「取締役会設置会社以外の株式会社に関する株主総会の法規制― ―招集手続を中心として──」法学研究 (慶應義塾大学) 82 巻 12 号 (2009 年) 149 頁

来住野論文は運吉の『要論』、鈴木論文は『株主総会論』を引用する。

るための著作として今日でも参照されることがある。

四. 結語

本稿は戦前判事であった間運吉の略歴とその著作について、表面的なも のであるが、検討してきた。運吉の『要論』は同時代の判事が書いたもの としては異例のものであり、また、昭和初期に短期間であれだけの会社法 の論文・著書で業績をあげたのは、同時代の判事との関係でいえば、他に 類をみないものであったといえる(これが本稿の結論である)。将来を期 待されていただけに、不幸な事件がなかったらあるいは大審院判事になっ ていたかもしれない(これは本稿筆者の妄想である)³⁹⁰。松田二郎のよう

大正9年12月18日勅令第566号裁判所職員定員令第1条では、大審院につ いて、院長1人、部長5人、判事26人(計32名)と規定していた(大正9年12 月20日官報2516号1頁)。大正12年11月22日勅令第485号はこれを改正し、 部長を8人、判事を38人に増員した(院長を含めると総勢47名になる)。大正 12年11月24日官報3377号1頁(337頁)。実際には、人事上政策上の判断があっ たものかどうかは分からないが、常に定員通りの人数ではない。たとえば『大 観』2版では、大審院部長が5名、大審院判事が27名である(院長も含めると 総勢33名)(同書32-48頁)。『大観』3版では、部長が7名、判事は37名になっ ている(院長も含めると総勢45名)(同書34-56頁)。『大日本法曹大観』の時期 には、部長は8名、判事は37名となっている(院長も含めると総勢46名)(同 書 13-24 頁)。『大日本司法大観』・前掲注(197)でも、部長は8名、判事は37

Ŧī

³⁹⁰ 大審院は最上級審であるから、今日でいえば最高裁判所にあたる。しかし、 大審院長・大審院部長はともかく、大審院判事は、今日の最高裁判所と異なり、 判事の中で相対的に年輩の者が就くわけではない。また、大審院判事を歴任し た後、各地方裁判所の所長、各控訴院の院長等を務めることがある(本稿で言 及した者でいえば、岩松三郎(注(170)参照)、和仁貞吉(注(255)参照)、田中 右橋(注(257))などはそうした経歴である)。裁判官人事研究で知られる西川 伸一の論文である「大正・昭和戦前期における幹部裁判官のキャリアパス分析 ---戦前期司法行政の一断面への接近---リ明治大学社会科学研究所紀要 50 巻2号(2012年)256頁によると、「当然ながら、大審院判事はいずれの控訴院 長よりも格下であり、大審院判事→控訴院長という異動しかない」という。少 なくとも上記のような点で今日の最高裁判所判事とはやや異なることに注意を 要する。また、大審院判事の人数は、時期により変動するが、今日の最高裁判 所判事よりもかなり多い。

に定評のある会社法の概説書を書いたかもしれない(これはあり得たかも しれない)。

法律はしばしば改正されるものであり、遠い昔の業績の大半は今日的な 意義がないものとして(これ自体は事実であることが多い)忘れられてい ることが多い。まして判事の業績は、一部を除いて、研究者以上に忘れら れているように思われる³⁹¹。もはや訪れる者のない古戦場の跡を確認し たような本稿ではあるが、ともかくもこれまでほとんど言及されることが なかった人物を取り上げることで、戦前の一時期の会社法学の別の面を描 き出せたのではないかと思っている。

【付記】本稿は北野かほる先生に捧げるものである。北野先生は法制史が ご専門であるため、先生に献呈する論文としては何かしら歴史的なものが 良かろうと思い、このような内容になった(後半部分はほとんど関係ない ものとなったが)。基本的な部分で間違っているところがあると思われる が、献呈論文ということであえて蛮勇をふるって本稿を書いた次第である。

名である(院長も含めると総勢46名)(同書21-32頁)。

なお、上記大正9年勅令以前であるが、『大観』初版では大審院長以外に、 部長が4名、判事が21名掲載されている(院長も含めると総勢26名)(同書 36-48 頁)。明治32年4月17日勅令第153号判事検事官等俸給令2条1号では、 「大審院ハ院長一人部長三人判事二十五人ヲ以テ定員トス」としていた。明治 32年4月18日官報4735号3頁(223頁)。その後これは、大正2年6月13日 勅令第171号により院長1人、部長4人、判事21人という体制に変更された。 大正 2 年 6 月 13 日官報 261 号 (号外 33 頁)。 大正 5 年 8 月 14 日勅令第 204 号 により判事は22人になり(大正5年8月15日官報1213号1頁(315頁))、大 正7年6月21日勅令第250号により部長は5人、判事は26人と(大正7年6 月22日官報1766号2頁(520頁))、大正9年の裁判所職員定員令と同じ体制四 になる(なお、判事検事官等俸給令の廃止は裁判所職員定員令ではなく、大正 9年12月18日勅令第565号の高等官官等俸給令改正附則による。大正9年12 月 20 日官報 2516 号 1 頁)。

³⁹¹ というより昔の著作物の書き手がどういう属性であるかに注意は払われない 場合が多いのかもしれない。